

(第十三部)

第一百八十三回  
参議院予算委員会会議録第十八号

(一八二)

参議院予算委員会会議録第十八号

平成二十五年五月十五日(水曜日)

午前九時二分開会

委員の異動

五月十四日

辞任

藤末

健三君

石井

みどり君

丸山

和也君

山本

博司君

中西

健治君

広野

ただし君

山下

芳生君

谷岡

郁子君

福島

みづほ君

片山

虎之助君

舛添

要一君

大久保

潔重君

加賀谷

健君

行田

昭三君

草川

山田

平山

小西

洋之君

川上

義博君

井上

哲士君

水戸

幸司君

将史君

高橋

利治君

千秋

君

藤末

健三君

井上

哲士君

水戸

幸司君

将史君

行田

義博君

水戸









○内閣総理大臣(安倍晋三君) 言わば靖国神社は元々招魂社として造られたわけでございますが、これは御一新以来、國のために戦った方々の靈が眠っているわけでございます。

つまり、あの明治維新的ときにも、確かにこれは官軍側しか祭られないという指摘もあるのは事実でございますが、それ以来、日清、日露から今日に至つてはいるということをございまして、では、そこに戦犯と言われた人たちが眠っているからどうかと、また、今、アジアの方々にとって侵略した兵士ではないかという御意見でございまして、それがアーリントン墓地には南軍、北軍それぞれの兵士が眠っているわけでございます。

大統領はそこにお参りをして御冥福を祈る。となれば、では南軍が掲げていた奴隸制度を維持するという価値観に対してこれを肯定する行為かどうかということでありまして……(発言する者あり)

○委員長(石井一君) 静粛に願います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これはまさにジョージタウン大学のケビン・ドーク教授が言うように、そこにはそうした理念ではなくて、簡単に國のために戦った兵士の魂があるだけであると、私はこのように思うわけでございまして、政治家として、政治家であるからこそそこに参るべきだと、このように考えることを否定するものではないということは申し上げておきたいと思います。

○小川敏夫君 私は靖国神社に参拝することは国民として当然のことだという財務大臣の発言について感想を求めたんですが、それについて直接の話はありませんでした。

これは大変に問題がある言葉だと思いますよ。國民として当然だというと、じや、参拝しない人は國民として当然とは認められない人になつちゃいますよね。これは戦前の言葉で言うと、靖国神社に参拝しないのは國民として当然のことをしなんだから非國民だと、こんなような背景が根本にあるんじやないかというふうに思いますがね。私の感想を述べさせていただきましたので、

答弁は要りません。

実は、この日韓関係について、私は平成十年に参議院議員になつたんですけど、その後、小渕恵三総理大臣でございました。その年の十月に韓国の金大中大統領が来日しまして、小渕総理と金大中大統領との間で二十一世紀に向けた新たな日韓パートナーシップということの共同宣言を発しております。

その要点だけ読みますと、我が國が、これは小渕総理大臣の言葉ですね、我が國が過去の一時期韓國国民に対し植民地支配により多大な損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受け止め、これに対し、痛切な反省と心からのおわびを述べたと。

韓國はその反省を受け止めて、そして未来志向で大変に日韓関係を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請である旨表明しました。これに對し、痛切な反省と心からのおわびを述べたと。これに對して金大中大統領が、両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力にあわせて、この宣言というものは、日韓の両国だけでなく、アジア太平洋地域、また、ひいては国際社会の平和と繁榮に寄与していく日韓関係でありたいというかなり未来に向けた強いメッセージも含まれていたと、いうふうに思つておりますが、こうした未来志向の日本韓関係が大変、安倍総理の、安倍総理の言動なり、あるいは直接植民地支配ということに向かい合わない、そうした一連の行動、まあ村山談話、河野談話、靖国神社問題等があります。いろいろ言い分はあるでしょうけれども、しかし、日韓関係がぎくしゃくしているということ、大変に残念に思つておりますが。

○小川敏夫君 小渕財務副大臣、ちょうど私が今引きました小

渕恵三元総理大臣のお子様でもございますが、ずっとこの予算委員会に出席していらっしゃいますが、どうでしょう、この未来志向の日韓関係を

○副大臣(小渕優子君) 一九九八年のこの日韓の共同宣言につきましては、二十一世紀のことは二十世紀に一区切りを付けて、二十一世紀には新たな日韓のパートナーシップをつくっていきたい、構築していきたいという両首脳のまさに覺悟と責任を持った大変強いメッセージが込められた宣言だというふうに思つています。

この宣言を機に、例えば日韓関係においては、日韓の国民レベルでの交流が進み、文化の開放が行われ、また共同でサッカーを開催したりといろんなことが前に進んできたというふうに思つてます。

あわせて、この宣言というものは、日韓の両国だけでなく、アジア太平洋地域、また、ひいては国際社会の平和と繁榮に寄与していく日韓関係でありたいというかなり未来に向けた強いメッセージも含まれていたと、いうふうに思つておりますが、そしてあわせて、そのためには、この宣言をすることだけが大事なのではなくて、それから先の政略家、指導者、そして國民がみんなでその実現のために努力をしていかなければならぬといふことに併せて述べられているというふうに承知をしております。

安倍総理が昨日も、朴大統領との信頼関係の構築、そして対話を重視するという考えに、全くそのときの流れと変わつたものはないと思っておりますし、やはりそうしたものを見つけております。

○小川敏夫君 いたいた答弁でほとんどはすば

らしい答弁だと思っておりますが、安倍総理がその精神を受け継いでいるというところだけはちょっと私贅成できないということを述べさせていただきます。

○小川敏夫君 残り時間が少なくなりました。本当は憲法のことをたくさんやりたかったんですが、では、何点かだけ取り出して行います。

○小川敏夫君 この日本国憲法改正草案、今日は九条のこと、

が、自民黨の憲法草案のこの国防軍、第九条の二です、この五項に国防軍に審判所を置くと。読

みますと、「国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行つため、法律の定めることにより、国防軍に審判所を置く。」と

いう規定が新設されております。

これは、分かりやすい言葉で言うと、軍法会議です。すなわち、軍法会議を設置するというものがこの自民黨の憲法草案だということによろしいですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 自民黨の憲法草案について、私は、行政府の長でありますから、お答えする立場には基本的にはないわけでございますが、まだこれは国会に提出もしていないものでございまして、言わば我が党としては一つの考え方として一石を投じたわけですが、基本的に私はここでお答えする立場にないということはまず申し上げておきたいと思います。

しかし、小川委員の強い御意向でござりますから、基本的に私はここでお答えする立場にはないのですが、正義と秩序を基調とする国際平和と、誠実に、誠実に希求し、國權の發動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段として用いないということを規定はしているわけでございまして、前項の規定は自衛権の發動を妨げるものではないということも付してあります。あるわけでございますが、そこで、第五項、九条の二の五項でございますが、国防軍に審判所を置く、この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならぬと、こう書いてあるわけでございまして、基本的には言わばこの字面どおり、今申し上げたとおりでございまして、国防軍に裁判所を置くということを規定しているものでございます。

○小川敏夫君 総理、今、我が國の現行憲法では徴兵制というものは許されないというふうに解釈されております。憲法のどの条文によつて徴兵制は許されないと、いうふうに考えておられるでしょ

うか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 本人の意に反する苦役を課すということはできないという条文に反するものであるというふうに私は理解をしております。

○小川敏夫君 十八条でございますね。何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する、失礼しました、現行憲法ですね、今、現行憲法のことについてお尋ねしましたですね。その意に反する苦役に服させられない。そして、新しい自民党の憲法草案にも、何人も、犯罪による处罚の場合を除いては、その意に反する苦役に服されないと、同じような条文がございますが、一つここで総理に確認したいんですが、この憲法草案の前文では、国を守ることが国民の義務だということに規定されております。そうすると、国の義務を守る行為、これは苦役なんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 徵兵制については、現憲法でも今引いた条文において規定されているわけでありますし、また、同じ十八条で、それは自民党憲法においてもそのまま、ほぼそのまま残っておりますので、自民党憲法においてそれは、徴兵制度については認められないという考え方であります。これは答弁してきたとおり、昨日答弁したとおりでございますが、そこで、国を守るということについて、言わば意に反する苦役であります。國を守るということについては、例えば現行の国民保護法制等についても言わば武力攻撃事態には様々な協力をお願ひをすることになつてゐるわけでありまして、そういう意味においては、言わば自由や民主主義、これは何が担保しているかといえば日本国という様々な協力をしていたら、しかしそれは兵役ではないということをございます。

○小川敏夫君 どうも、自民党の憲法草案、この徴兵制を解釈によつて認めるような道があるので

はないかという点があつて、十分な議論をしたいのですが、私の質問時間は二分しかないのですのでこの点についての質問は、議論はまた改めてさせていただきますが、ただ、やはり今、総理自らの御発言で、自民党的憲法草案のこの案によつても徵収制は憲法上許されないという御発言をいただきました。これは重い言葉として受け止めております。聖域なき閑税撤廃ならＴＰＰに参加しないということをございました。端的にお伺いします。米は聖域なんでしょうか。

○内閣總理大臣(安倍晋三君) 我々は、食の安全、安心もしっかりと守つていくということを中心とし上げているわけでございますが、まさにお米については日本の田園風景そのものでありますし、日本は瑞穂の国でありますて、当然、米については、稻作についてはしっかりと守つていきたいと、このように決意をしているわけでございまして、つまり、聖域なき閑税撤廃を前提条件とする以上、我々は交渉参加には反対する、その聖域の中には、当然お米は含まれているわけございまして、ですから、それが前提条件ではないということを我々は確認した上において交渉に参加をするという判断をしたところでございます。

○小川敏夫君 しかし、聖域だと言うんだつたら、もう米については交渉する余地なんかないところはもうそもそも交渉の範囲の対象外だということが本来の聖域だと思いますよ。でも、総理の言葉は、あるいはこれまでの関係閣僚の発言は、これから交渉で努力していくと。これから交渉で云々というんだつたら、私は聖域じゃないと言いますから、聖域と言つたこれまでの自民党的公約はやはりうそか若しくはうそと見られてもしようがない発言だということを述べて、私の質問を終ります。

○委員長(石井一君) 以上で小川敏夫君の質疑は終りました。(拍手)

○川上義博君 実は昨日、今日の朝刊でも、これ通告していませんけれども、飯島さんが訪朝されたということでありまして、私の立場は、外交全てそういうんですけれども、対話なくして合意なし、対話がない限り合意がないんですね。だから、対話をするために努力をするということは全てのスタート、北に限ったことではない、そのように思っています。圧力一辺倒では合意に至りません。そういう立場で私は今までやつてきたわけがありますけれども。

そこで、今回の訪朝について、参与ですから、総理は事前にこれはもう知っていたと、あるいは了解したということを、そういうことで飯島さんは行つたんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 報道されている飯島内閣参与の訪朝の件については、総理大臣としてノーコメントでござります。

○川上義博君 実際、A.P.だとか、行つている事実が北朝鮮側から流されているんですよ。あれだけのカメラが事前に知つていてあるわけです。それがノーコメントだと言うその総理の姿勢というのは、これはおかしいですよ。これはもう言つてもらわないと困るんですよ。そういうことを言つたら、全てノーコメントで通用しますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この飯島参与、報道されている飯島参与の訪朝については、政府はノーコメントでございます。

○川上義博君 これは知つていたか知らないだけの話で、何でノーコメントになるんですか。(発言する者あり) 全然大事じやありませんよ。当たり前の話じやないですか。参与が行つているんですよ。政府関係者ですよ。それをノーコメントと言ふのはどういうことですか、一体。

○委員長(石井一君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(石井一君) 速記を起こしてください。  
質疑を続行してください。  
○川上義博君 それじゃ、少なくとも単独行動ではないと、単独行動でやつたら國益を損なうという今までのことがあるでしょう。単独行動ではないんですか、勝手に行つてしまつたんですか、どうなんですか。  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、川上委員のせつかくの質問でございますが、政府としては先ほど申し上げておりますようにノーコメントでございます。  
○川上義博君 これは、国会でこれだけの質問をしているのにそれに答えないというのは、一体どういうことなんですか。  
飯島さんが、あるいは政府サイドか分かりませんけれども、要求して、行きたいと要求して、受け入れたと。向こうが要求しているわけじゃないと思うんですよ。こちらが要求しているんですよ。それで、その中で、多分、これは想像なんですけれども、向こうは今の日本の政治状況とか安倍内閣の対北に対する外交姿勢、そういうものを知りたがっておるんですよ。当然なんです。このまま、私は成果が出ることを望んでいますよ、当然。要するに、外交、日本の安倍内閣の対北朝鮮に対するどういう外交をするのかということを聞きたがつておるんです、向こうは。そのことについて何にもコメントがないというのは一体どういうことになるんですか。  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 安倍政権の対北朝鮮外交の基本的な姿勢というのは北朝鮮も承知をしているはずであろうと、このように思います。拉致問題、そして核問題、ミサイル問題、こうしたものとの解決をして、言わばまさに日朝平壤宣言にありますように、日朝の関係を改善していくことなどがります。そして、その中にあって、基本的に、拉致問題、特に拉致問題を解決していく上においては対話と圧力の姿勢において完全解決を目指していくと、これが安倍政権における不動の姿勢でございます。

○川上義博君 努力の一環として、拉致、核、ミサイルを解決するという努力の一環として今回は飯島さんが行っているということによろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この報道される飯島参与の訪朝については、ノーコメントでございます。

いざれにせよ、拉致問題の解決については、拉致被害者の全員の生還、そして拉致問題の真相の解明及び実行犯の日本への引渡し、これが基本的な方針でございます。

○川上義博君 外務大臣、これのことを知っていますか。事前に。あるいはまたノーコメントでましたか、外務大臣、これのことを知っていますか。政府は全てノーコメントですか。意思統一しているんじゃないんですか、ノーコメントで貫こうといって。

○国務大臣(岸田文雄君) 本件につきましては、私もコメントは控えさせていただきます。

○川上義博君 全てノーコメント。そのくらいのことは答えてもいいと思うんですけどね。

尖閣の問題、これちょっと質問をいたしますけれども、民主党政権で尖閣国有化宣言をした、国有化をいたしました。このことを安倍総理は、正しい、あるいは正しくなかつた、余計なことだったのか、この国有化について、これは、総理、どう思いますが、良かったと思いますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この尖閣の国有化につきましては、まず、これは私は野党の総裁のときにも貫して申し上げておりますが、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も疑いのない我が国固有の領土であり、現に我が国はこれを有効に支配をしております。尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しないということでございまして、当時の野田政権の判断について申し上げれば、言わば我が国固有の領土でありますから、その所有権が移転されることについて他国から批判されるものでは全くないということでございます。

○川上義博君 いや、だから批判されることはな

いと。だから国有化というのは良かつたということなんですね。どうですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、私も野党の総裁当时、野田さんがこういうタイミングで国を出したのは中国に対してまさに誤ったメッセージではないかという私に質問がございました。それに對する私の答えは、今申し上げましたように、まさにこれは日本の歴史的にも国際法的にも固有の領土であり、そもそも領土問題が存在しない中において、この尖閣を国有化する野田総理の判断が間違っているという批判は全く当らないということは申し上げたわけでございます。

○川上義博君 そこで、じゃ、国有化したからと力でもつて現状を変更しようとしていると外務大臣はおっしゃつたんですけども、日本は現状を変更したつもりはない、国有化で現状を変更したつもりはないということなんですね。要するに、中国側はないと、日本側としては現状を変更したつもりはないということなんですね。要するに、中国側は中国側が、我々は全く理にかなわない主張だというふうに思っていますけれど、現実問題として中国が一定の独自の主張をしている、そこには外交上の問題があるので、そういう外交上の問題について我々は対話をオーブンにして話合ひをする用意がある。実は、公表されている部分、公表されていない部分、対話というのを継続していくということはお答えできると思っております。

そういうことを申し上げた上で、今委員御指摘の、その中で中国からどのような提案があるのか、我が方としてどのような意見を開陳していくかといふのは、まさに今私が申し上げたような外交上の問題についての日中間で話合いをしていく内容ということです。そこで、それについての一定の合意が出ているということは残念ながら今の時点ではないわけでございますから、そういう中で先方の主張あるいは我が方の主張というのをこの場でつまびらかにするというのは適切ではないといふふうに存じております。

○川上義博君 要するに、中国の主張は日本は認められない、しかしながら、中国が主張していることは知っていると、だから尖閣は外交問題になつてゐるんだということによろしいですか。

○政府参考人(杉山晋輔君) たゞいま川上委員の御質問でございますが、繰り返しになつて恐縮でございますけれども、私は先般も質問をいたしましたけれども、中国側は新しい合意、新しい尖閣に対する合意を得るために新しいルールを作ろうとしております。尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しないということでございまして、当時の野田政権の判断について申し上げれば、言わば我が国固有の領土でありますから、その所有権が移転されることについて他国から批判されるものでは全くないということでございます。

○川上義博君 いや、だから批判されることはな

ございませんけれども、総理、外務大臣から度々御答弁申し上げているとおり、尖閣諸島についての我が国の主張、これは繰り返す必要がないと思います。我が国としては、尖閣諸島をめぐり解決すべき問題というのは、そもそも領有権の問題はない。それから、このようなかかる我が国の立場がないかという私に質問がございました。それに

対する私の答えは、今申し上げましたように、まさにこれは日本の歴史的にも国際法的にも固有の領土であり、そもそも領土問題が存在しない中において、この尖閣を国有化する野田総理の判断が間違っているという批判は全く当らないということは申し上げたわけでございます。

○川上義博君 そこで、棚上げとか現状維持を合意したという事実がそのまま領土であり、そもそも領土問題が存在しない中において、要するに、今まで現状を変更したことはないし、棚上げすべき問題も存在しない、これが領土であり、そもそも領土問題が存在しない中において、要するに、今まで現状を変更したことはない、ということなんですね。要するに、中国側は中国側として現状を変更したつもりはない、国有化したつもりはないということなんですね。要するに、中国側は中国側が、我々は全く理にかなわない主張だというふうに思っていますけれど、現実問題として中国が一定の独自の主張をしている、そこには外交上の問題があるので、そういう外交上の問題について我々は対話をオーブンにして話合ひをする用意がある。実は、公表されている部分、公表されていない部分、対話というのを継続していくということはお答えできると思っております。

そういうことを申し上げた上で、今委員御指摘の、その中で中国からどのような提案があるのか、我が方としてどのような意見を開陳していくかといふのは、まさに今私が申し上げたような外交上の問題についての日中間で話合いをしていく内容ということです。そこで、それについての一定の合意が出ているということは残念ながら今の時

点ではないわけでございますから、そういう中で先方の主張あるいは我が方の主張というのをこの場でつまびらかにするというのは適切ではないといふふうに存じております。

○川上義博君 要するに、中国の主張は日本は認められない、しかしながら、中国が主張していることは知っていると、だから尖閣は外交問題になつてゐるんだということによろしいですか。

○政府参考人(杉山晋輔君) いつどこでどういう

こととほど同様の考え方を持つていているということをお答えできると思います。

○川上義博君 そこで、この尖閣を中心にして、日中関係をどのように進めていくのかといふことが物すごく大きな問題になるんです。これがある限りは日中関係は多分進まないと思うんです。

そこで、これは、総理、提案なんですけれども、戦略的互恵関係を再構築しようじゃないかと、戦略的互恵関係を、それはもう安倍総理がスタートしたことですよね、その再構築をしながら、途中で尖閣の議論というものがなつていくと思うんですね。最初から尖閣やつたら双方とも突つ張り合いますから、だから、戦略的互恵関係を再構築してもう一度やろうじゃないかというのを呼びかけたらどうですか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、日中関係において、この尖閣の問題につきましては、我が国との基本的な立場、先ほど来答弁させていただいておるところとおりでありますし、この基本的な立場において譲ることは決してありません。

しかし、その上で、こうした個別の難しい局面が日中関係全体に影響を及ぼさないようにならなければ、中国側は新しい合意、新しい尖閣に対する合意を得るために新しいルールを作ろうとしておりますけれども、中国側は新しい合意を得るために新しいルールを作ろうとしております。尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題についての日中間で話合いをしていく、委員の御指摘、そのとおりだと思います。

そうした考え方方に基づいて、我が国としては、今、様々な具体的なテーマにおいて日中間で意思疎通を図っています。先日も環境大臣会合を開催して、日中そして韓、この三か国間で意思疎通を図つたわけでありますし、また防衛の部門におきましても事務的な意思疎通、日中間で図つておるところでありますし、日中韓FTA交渉も今進んでおりますし、また今週末は東アジア低碳素パートナーシップ対話、日本で開催することになつております。中国からも参加が予定されています。

こうした具体的な、実務的な対話を積み重ねることによって、政治レベルにおける対話をしつか

り結び付けていきたいと考えています。

○川上義博君 先ほどから侵略の話が出ていましたけれども、総理、アメリカが日本に侵略しましたか。侵略だと思いますか、思いませんか。どうですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 突然の御質問でござりますが、基本的に、言わば、先ほども申し上げましたように、歴史認識についてはこれは歴史家に任せせるものであるという考え方でございます。

○川上義博君 歴史家に任せせるって、過去、ドイツの大統領にしたって、いろんな各国の首脳が歴史のことは直視しているんで、日中共同声明にだって歴史を直視しようという文章があるんじゃありませんか。歴史家に任せせるっていうのは極めておかしいです。

それは、全ての歴史は、じや歴史家に任せせるんですか。総理、どうなんですか。全ての首脳はある程度の歴史観を持つていて、ありますよ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 累次ここでお話をさせていただいているうちに、まさに歴史について語ることそのものが外交問題あるいは政治問題に発展していく中において、基本的には我々は常に自らの歴史に対して謙虚でなければならぬこと、このように考へておわけございまして、今、私がここで神のごとく裁断を下すべきものではないだろうと、このように思つてあるところでございます。

○川上義博君 國際法上、定義が定まつていないと、侵略の定義が定まつてないということを総理はおっしゃつたんですけども、じゃ、政府として、この侵略の定義、政府として、何ですか。政府として考へる侵略の定義というのはあるんですけども、ありませんですか、ないですか、ありますか。あります。國務大臣(岸田文雄君) 侵略の定義につきましては、御承知のとおり、学術的に様々な議論が行なわれております。

そして、我が国として、この侵略の定義、明らかに、明確にしたことはないと思いますが、しかし、いずれにしましても、我が国として侵略といたか。侵略だと思いますか、思いませんか。どうですか。

○川上義博君 だから、要するに、官房長官が記者会見で、侵略の歴史を否定したことは一度もないと、全体を引き継ぐということだと。

○川上義博君 は、侵略は認めているということなんですか。侵略有認められないけれども否定してはいないと。どちらなんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、川上委員の御質問は、どういう意味なんでしょうか。侵略といふか、過去の日本の侵略ということで御質問でしようか。

○川上義博君 もちろんそうです。だから、もちろん、要するに、安倍内閣として侵略の歴史を否定したことは一度もないとおっしゃつたんですね。長官が。だから、否定したことは一度もないといふことは、侵略の歴史を認めているということですかということなんです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、累次申し上げているわけでございますが、侵略についても、またあるいは植民地支配についても、否定したこと、とは一度もないわけでござります。そして同時に、今は、まさに歴史家に任せるものでありますと、このようになります。そして同時に、私は常に歴史に対する態度、最後の話がよく分からなかつたんだですが。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 言わば、北方領土について二等分するという、そういう話はなかつたということははつきりと申し上げておきたいと思います。

わけでございまして、自由で民主的な、そして法の支配を尊ぶ日本という国をつくってきたわけでございまして、国際社会においても平和に対しても貢献してきた国であろうと、このように思います。

○川上義博君 もうこれ以上は言いませんけれども、そういうことを繰り返すと、ますます近隣諸国は、安倍総理という人は一体ぬえみたいな人がよく分からぬ人だなど、そういうふうな評価が定着しますよ。本当に、そういう同じような答弁なんですね。あきれ物が言えなくなるんですよ。どうですか、本当に。

もう一つは、ブーチン大統領が要するに二等分方式という、北方領土に関して、そのことをどうも言及されたようなんですか。そのときに総理は何かお感じになつたことはありますか。そのことについて反論とか、それはもうやはり四島一括だと、あるいはその考えは検討に値するとか、そういうことをお考えになりましたか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 北方領土の問題については、また日ロ関係については、北方四島の帰属の問題を解決をして平和条約を交渉する、これが我が国的基本的な姿勢でございます。そして、今委員が指摘されたようなそうした発言はなかつたということは申し上げておきたいと思います。

○川上義博君 最後よく分からなかつた。もう一度、最後の話がよく分からなかつたんだですが。ついで、日本技術にトルコとしては信頼を置いていたところにおいて高められた安全に対する知見も含めて、日本技術にトルコとしては信頼を置いていたという趣旨の発言はあつたということは申し上げておきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに歴史家に任せるものでありますと、このように思つておわけございまして、我々は常に歴史に対する態度、最後の話がよく分からなかつたんだですが。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 言わば、北方領土について二等分するという、そういう話はなかつたということははつきりと申し上げておきたいと思います。

います。

そして、これは首脳会談において相手方の首相の発言を紹介することはできませんので、発言は控えさせていただきたいと思います。

○川上義博君 トルコに原発の輸出という、先般の首相が、その後に、締結の後でエルドアン首相が発言されたんですね。それは、第三ボスラス橋、人工ボスラス海峡の建設、新しいイスタンブル空港の建設、これを進めたい、これは日本側に原発を輸入する代わりにこれを協力を期待をしているというふうに考えるわけなんですけれども、そのことについて総理は御承知ですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、質問通告がない御質問でございますので、既に公表しているやうに原発を輸入する代わりにこれを協力を期待をしておきたいと、このように思う次第でございますが、いずれにせよ、このことについて総理は御承知ですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今申し上げられることは、日本の技術にトルコとしては信頼を置いていたところにおいて高められた安全に対する知見も含めて、日本技術にトルコとしては信頼を置いていたという趣旨の発言はあつたということは申し上げておきたいと思います。

○川上義博君 それじゃ、終わります。

○委員長(石井一君) 次に、大河原雅子さんの質疑を行います。大河原さん。

○大河原雅子君 おはようございます。民主党の大河原雅子でございます。

て多くの方々が関心を持つ、日本国内に限らず近隣諸国、国際的にも注目をされております。

私は五月八日の質問で、まず、戦争とは何だったのか、ユネスコ憲章から説き起こして総理にお尋ねをいたしました。総理、ユネスコ憲章、覚えていらっしゃいますか。戦争とは何でしょうか。

もう御自分の言葉で、戦争とは何か、御感想なり御意見なり、まず承れればと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに、戦争とは何かという重い問いかけでございますが、まさにこれは、戦争とは国家と国家が戦火を交えることであり、そしてそれは、近代においてはその結果、多くの無辜の民、両国の国民を始め多くの無辜の民が戦争に巻き込まれ死傷していく、そしてその結果、その戦後も含めて塗炭の苦しみの中に落とされてしまうということであって、まさに近代、現代の人類にとって、この戦争を廃絶をしていくことこそ私たちの努力の言わば目的であろうと、そのために国連をつくり、いかに戦争を防止するかという努力をしてきているところであります。

○大河原雅子君 私は、この国連憲章で、戦争は人の心中で生まれる、だから人の心中に平和のとりでを築かなければならぬ、私はこの国連憲章大好きだというふうに、ごめんなさい、ユネスコ憲章大好きだと申し上げました。

日本は国連に加盟をする前にこのユネスコの加盟を認められました。私たちのこの国が父や母の世代に本当に厳しい戦争で他国を巻き込み、そしてこのユネスコ憲章に表れているように、二度と戦争を起こさない、それはもちろん国連憲章もそうですけれども、その二十世紀が戦争の世紀であった、そのことをやっぱり一番重く受け止めなければならない、そういう立場に総理もおられるし、私も、一議員ではあります、その立場に立つてゐると思います。

総理よりも私は一つ年上ですけれども、昭和二十年代の最後の方の生まれでござりますから、そういう意味では戦後十年もたたないうちにこの世に生をうけました。私は、父が職業軍人を目指し

ていて、幼年学校から士官学校へ行つて、そして

父は八月十五日を、士官、少尉になる手前で戦地に行かない立場で迎えました。その後、本当にこの戦争が何だったのか、言わば人間不信に陥るよう、そういう心の葛藤がやはり二十歳、二十一、二十二歳の若者たちの中にありました。

お立場によつて、また育つ環境によつていろいろ考え方は変わつてくると思うんですが、一人一人が親から受け止めた歴史、これが自分の歴史認識、他の大きな歴史の中はどういうふうに自分自身の歴史認識として育つていくのか、そのことは非常に私は重要だと思います。恐らく同じ時代で

すから、例えば教科書から学ぶことや、様々な情報の報、取り方は違うかもしれないけれども、その時点であった情報は恐らく同じだろうと思いま

す。そして今、総理がお立場として、この国の総理として今この歴史認識を問われているとき、歴史認識は個人的には完璧に一致することはないと思います。しかし、その歴史認識は違うんじやないか、あるいはそこに疑問を持たれて痛みを感じていらっしゃる方たちがおられるときに、その方たちの痛みを理解できるかどうか、そのことは極めて重要なとthoughtしています。

ユネスコそしてまた国連をしている国々は、そういう意味では一つの歴史認識を共有して

います。二十世紀の戦争は起こさない。侵略戦争であつても植民地の戦争であつても、本当にこの戦争で正しいという戦争はない。そして、その中に、被害を被つた方たちを極力救済をしていく、そういうところに必ず立つてゐるものだと私は確信をしています。

そこで、今日も、今朝もやり取りがありましたけれども、総理の歴史認識について海外からも危惧をされています。特に総理が大事になさつてい

きたんですねが、いかがでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員からユネスコ憲章についてのお話をございました。

戦争についての認識は先ほど申し上げたとおりでございますし、委員のお父様のことをお話をされました。私の父方の祖父は安倍寛といいまして、翼賛選挙に言わば反対をして、翼賛会ではなく非翼賛会として当選をした数少ない議員でもございましたし、反東条政権を貫いた議員であります。

そして、私の父は滋賀航空隊において特攻隊の予備軍であつたわけでございます。そういう話を父からも私は受け継いでいるわけでございましたが。

そこで、村山談話については、これは過去の政権の姿勢、これは村山談話に対する姿勢として小泉政権があつたわけでございます。そういう話が出されているわけでございますが、これはもう官房長官からお答えをさせていただいているよう、言わば政権としては全体としてこれは受け継いでいくということをございます。そして、官房長官談話につきましては、これは官房長官からお答えをするのが適切であるというのが政権としての考え方、立場でございます。

○大河原雅子君 総理談話、官房長官談話で分けて総理お答えになるんですが、安倍内閣、安倍政権として閣内は一つの意見にまとまるというふうに思っております。今、お答えは別々だつたんですけど、村山談話、河野談話、共に継承していくところに必ず立つてゐるものだと私は確

るわけでございまして、当然、累次に出された談話についてはその時々の内閣が出された談話でございまして、これまでの歴代の内閣を安倍内閣と

しても引き継ぐ立場でございます。そして、その上において、かかるべき時期に二十一世紀にふさわしい未来志向の談話を発表したときを考えるわけでございますが、そのタイミングと中身につきましては今後十分に考えていく立場でございます。

そして、河野談話につきましては、いわゆる安婦問題につきましては筆舌に尽くし難いつらい思いをされた方々のことを思い非常に心が痛むわけございまして、この点についての思いは私も

歴代の総理と変わりはないわけでございまして、いずれにせよ、私としてはこの問題を政治問題、外交問題化させるべきではないと考えております。このいわゆる河野談話は、当時の官房長官、河野官房長官によつて表明されたものであり、この点については総理である私から申し上げるのでなくて官房長官からお話をさせていただきたいと、このように思うところでございます。

○大河原雅子君 総理にお答えいただきましたので、内閣の皆様はそういうふたつの意味では総理の今の言葉でしっかりと統一されたというふうに思いました。ただ、大臣の中には、例えば稻田大臣は政治家として村山談話と河野談話の撤回を最大の課題としているというふうにおっしゃつてしまつて、私は、やはり一人お一人の政治家の信念というものはあろうかと思いますが、今の総理の答弁がそれをきちんとカバーをしていく、そのように理解してよろしいでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、累次お答えをさせていただいておりますように、村山談話につきましては、我が国はかつて多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた、その認識においては安倍内閣としても同じであります。いわゆる村山談話は戦後五十年を機に出されたものであり、また、戦後六十年に当たつては当時の小泉内閣が談話を出してい

るわけございまして、その時々の内閣が出された談話についてはその時々の内閣がおられた立場でございまして、これまでの歴代の内閣を安倍内閣と

しても引き継ぐ立場でございます。そして、その上において、かかるべき時期に二十一世紀にふさわしい未来志向の談話を発表したときを考えるわけでございますが、そのタイミングと中身につきましては今後十分に考えていく立場でございます。

そして、河野談話につきましては、いわゆる安婦問題につきましては筆舌に尽くし難いつらい思いをされた方々のことを思い非常に心が痛むわけございまして、この点についての思いは私も

歴代の総理と変わりはないわけでございまして、いずれにせよ、私としてはこの問題を政治問題、外交問題化させるべきではないと考えております。このいわゆる河野談話は、当時の官房長官、河野官房長官によつて表明されたものであり、この点については総理である私から申し上げるのでなくて官房長官からお話をさせていただきたいと、このように思うところでございます。

○大河原雅子君 総理にお答えいただきましたので、内閣の皆様はそういうふたつの意味では総理の今の言葉でしっかりと統一されたというふうに思いました。ただ、大臣の中には、例えば稻田大臣は政治家として村山談話と河野談話の撤回を最大の課題としているというふうにおっしゃつてしまつて、私は、やはり一人お一人の政治家の信念というものはあろうかと思いますが、今の総理の答弁がそれをきちんとカバーをしていく、そのように理解してよろしいでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、累次お答えをさせていただいておりますように、村山談話につきましては、我が国はかつて多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた、その認識においては安倍内閣としても同じであります。いわゆる村山談話は戦後五十年を機に出されたものであり、また、戦後六十年に当たつては当時の小泉内閣が談話を出してい

ざいます。

高市政調会長の発言について、私もつまびらかには承知はしていないわけですが、いずれにせよ、内閣としての考え方は今申し上げたとおりでございます。

○大河原雅子君 なかなかこれまでの御発言もあるので、今のことでもみんなすつきりというふうにはなかなか実はならないです。それでも、やはり国際的な評価というものはされてしまうわけなので、その意味では、極力、今日の答弁あるいはこれから先の答弁も変わっていくんじゃないかなと私は期待をさせていただきます。

ところで、これは昨日来、非常に安倍政権にとても有り難迷惑というか、変な援護射撃になつてるんじやないかと思うんですが、憲法改正問題では協調されると聞いております日本維新の会の代表の橋下共同代表、非常に物議を醸す発言をされたと思いますが、どう思われますか?

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 慰安婦は必要だと、あるいは米軍に対し風俗業の活用を図つたらどうかといふうに想をお持ちですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 慰安婦の問題についての立場は、今申し上げましたように、慰安婦の方々がされたであろう筆舌に尽くし難いつらい思いに対して心から同情している立場でございまして、この橋下代表の発言、私も新聞で読む限りでございますが、もちろんこれは我々と立場が違うわけでございます。

その上において、一々これは他党の党首の発言についてコメントする立場はないということは申し上げておきたいと思います。

○大河原雅子君 私も、他党のということはよく分かります。しかし、憲法改正、基本的人権、平和主義、そして国民主権、このことをやはりしっかりと守つていかなければならぬ、その意味合いかが込められている憲法と一緒に変えようとしていらっしゃる、そういう政党の方々にやはりどのくらいの差別があるのかということが私は問題だ

と思っているんです。(発言する者あり)

○委員長(石井一君) 静肅に願います。

私は都議会議員をしておりましたので以前から女性蔑視の発言は目に余っております、そして、今日ここにその橋下共同代表をかばうような御発言

で、これは男性にとっても非常に侮蔑的な発言だったと思いませんが、どう思われますか?

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど申し上げましたように、私の、また安倍内閣のあるいは自民党的立場とは全く違う発言であるということをはつきりと申し上げておきたいと、このように思っています。

その上において、言わば他党の代表あるいは共同代表の発言について私はコメントする立場はないわけでありまして、申し上げなければならぬことは、まさに二十世紀というのは戦争の世纪であり、あるいは女性の人権が著しく侵害もされた世紀であると、二十一世紀はそういう世紀にはしないというのが私たちのまさに決意であるわけでありまして、我々もその決意を持つていて、いるということでございます。

○委員長(石井一君) それじゃ、まず一言、どうぞ。

○國務大臣(甘利明君) 当時、私は政調会長をやつておりますので、広報にもきちんと目配り、気配りしていたつもりであります。そこに書いてありますTPP、こういう前提とするTPPには反対ということでありまして、それは、聖域なき関税撤廃が大前提になつていると、最初からなつてたといふことであればいろいろなお話もさせていただきたいと、ここで答弁をさせていただくところでございますが、今、正確な石原共同代表の発言も私も知りませんので、ここで論評することは適切ではないだろうと思います。

○大河原雅子君 総理と橋下共同代表、維新の会の共同代表の価値観というのは違うんだろうと違つてほしいというふうに思います。

○大河原雅子君 私は、TPPを慎重に考える会

かどうかはどこで問われるのかということがあると思うんです。

パネルをお願いします。(資料提示)「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。」、これは主に北海道で撮った一枚の写真、ポスターです。昨年の総選挙に向けて立てられていました。上は農村地域、そしてまた工業地域があるところでは、もう一つ許される交渉次第の中身は、関税を段階的になくしていくその時期と、それからセーフガード、緊急の輸入阻止、それを発動する、その後にも書いてあるとおっしゃつておりますが、下はミニフェストどおり、上はそういう意味では全然公約と違うことを掲げておられました。

それで、この「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。」のところですが、総理が先日、オバマ大統領と確認をされてきたことの、聖域がない、TPPへの交渉参加に反対! ということで、聖域なき関税撤廃には反対ということと、J-1FFA(日本も書いてあるとおっしゃつております)が、下はミニフェストどおり、上はそういう意味では全然公約と違うことを掲げておられました。

告をされているわけなんですね。

TTPの原則とは、総理、何でしようか。総理に伺っています。

○委員長(石井一君) それじゃ、まず一言、どうぞ。

○國務大臣(甘利明君) 日米間でもTPP交渉は始まつたときから具体的にやりましょうというこ

とになつています。

自動車関税につきまして、じや何が取れたかと

いいますと、それはもう、アメリカの自動車の関

税が最終的にはゼロになるということはアメリカ

側が約束したことであります。私どもが、じや何

を約束したかと、よく言われますけれども、自動

車の輸入の簡易手続措置についてであります。こ

れ一千台から五千台に拡大をした。別にこれはア

メリカに対してだけやつたわけじゃないわけであ

ります。ヨーロッパ、EUに対しても同じよう

なことをやつてているわけでございまして、TPP

の中でこれを日本はこうしたということはまだございません。ただ、両国が関心ある事項を協議

していきましょうと、その結論をTPPが決着する

ときまでに鋭意努力して出しましようということ

であります。

○大河原雅子君 それでは、まだTPPに入つてないわけです、もちろん。そうすると、この二国間の協議の中身というのは法的な拘束力がありますか。そして、あるとすればそれはいつから発

壁もなくしていく、そのために関税をいつの時点ですゼロにするかを交渉の中で決めていく。そして、

もう一つ許される交渉次第の中身は、関税を段階的に行くとしていくその時期と、それからセーフガード、緊急の輸入阻止、それを発動する、その設定があると、私はUSTRから直接伺つてきておりますので、これはもう大原則で、これまで交渉してきた方たちはこの原則に乗つてやっていま

す。

事前の協議で日本が約束をしてきたことについて、これはアメリカが勝利宣言をしたかのようになります。二国間の通商

対話をいつこの延長線上でアメリカの関心事項

について提示をされました。それをTPP交渉が

始まつたときから具体的にやりましょうというこ

とになつています。

○國務大臣(甘利明君) 日米間でもTPP交渉は始まつてまだいんあります。二国間の通商

対話をいつこの延長線上でアメリカの関心事項

について提示をされました。それをTPP交渉が

始まつたときから具体的にやりましょうというこ

とになつています。

自動車関税につきまして、じや何が取れたかと

いいますと、それはもう、アメリカの自動車の関

税が最終的にはゼロになるということはアメリカ

側が約束したことであります。私どもが、じや何

を約束したかと、よく言われますけれども、自動

車の輸入の簡易手続措置についてであります。こ

れ一千台から五千台に拡大をした。別にこれはア

メリカに対してだけやつたわけじゃないわけであ

ります。ヨーロッパ、EUに対しても同じよう

なことをやつてているわけでございまして、TPP

の中でこれを日本はこうしたということはまだございません。ただ、両国が関心ある事項を協議

していきましょうと、その結論をTPPが決着する

ときまでに鋭意努力して出しましようということ

であります。

○大河原雅子君 それでは、まだTPPに入つてないわけです、もちろん。そうすると、この二国間の協議の中身というのは法的な拘束力がありますか。そして、あるとすればそれはいつから発

効するんでしょうか。

（国務大臣）七木昌志  
TPPが始まつたとき協議し、終わつたとき協議が  
終わるようにしていくと。基本的にこのTPPと  
関連してこの並行協議があるというふうに理解を  
いたしております。

○大河原雅子君 では、確認ですか。万が一 TPP が壊れてこの二国間協議だけが残る、二国間で泣めたことだけが残るということはないんですね。

○國務大臣(甘利明君) 常識的に言いますと、その時点でもう一度再協議ということになるんではないかと思います。TPP 自身が全く機能しないということになつた場合、じゃ、この二国間はどうするんだという議論にならうかと思います。

○大河原雅子君 ちょっとパネルを出してくださ  
い。

オバマ大統領はこのTPPは非常に大事ということで、アジア太平洋地域の経済連携はTPPだけではありません。これは新聞の中から取らせていただきましたが、市場の規模が書いてございまして、ちよつと金額が入っているところでこの図を使います。

日本は、例えは中国や韓国やシンガポールなどこれらとも関係があるわけで、総理も一番大事に思っていらっしゃるのはどれでしようか、どの経済連携でしょうか。

御指摘のアシアということにござりては、わゆるRCEPがございますが、RCEPについてはASEANプラス3や6の構想を踏まえたものでございますが、五月九日から十三日まで第一回の交渉会合が開催されました。RCEPもTPPとともに、更にFTAAPという広い地域を

包み込む、包括的な、かつ高いレベルの協定を目指す

指して精力的に交渉を進めていきたい、つまり日本T A A P の実現に寄与する地域的取組であると

だきたいと思います。  
○委員長(石井一君) 以上で大河原雅子さんの質  
疑は終了いたしました。(拍手)

こう考  
えています。

西田君。行います。

おっしゃいました。韓国の例でいえば、米韓FTAの中では、交渉の中に、本体の中には直接入ってきたませんでしたが、それ以前に、実は遺伝子細胞に関する覚書というのがFTA妥結直前にアメリカから示されて、これをのまなければ妥結はしないと言わって韓国はそれをのみ、全ての食品に表示をするというふうに実は立法予告までしていた事柄を実施できなかつた。これはもう内政王涉の最たるものだと思いますが、自分の国で決められなくなるわけです。

ることもなければ、事前に、そのことがTPPの妥結寸前に出てきたときにどうするのかということが問われますが、総理はこれ、どのように体制を、反論をする、打ち返していく体制を整えておられるんでしょうか。

J—ファイルにおいても食の安全をしつかりと守っていくということを国民の皆様にお約束を一

ているわけでございまして、食の安全、安心や消費者の健康、まさにこれは日本にとって最大の国益であると私はそう考えております。交渉当事者について、この点については絶対に譲るべきでは

○大河原雅子君 ありがとうございます。  
　　日米同盟を基準にすると何でものみ込むことに  
なります。是非国民に開示をした議論をしていた  
頭に日本の強力な交渉チームは交渉をいたしま  
す。

アメリカはトップグループの一つの国にすぎなく

なつてくると、だから中国との協調をしていくのが最善のシナリオだというふうに書いてあるわけ

なんですね。

なつて自由主義諸国のアジア太平洋の貿易のルールを決めていこうと、こういうことで、中国をあらわす意味でいうと排除するかのような形で言われる方おられるんですけども、私は決してそうじやないと思うんです。アメリカ自身は中国を排除するつもりになつていいと思うんですけどどちらも、総理はどうお考えであられますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず、前提の、ＴＰＰが中国を排除するためのものではなくて、これは、まさに日本、米国、自由、民主主義、そうした価値観を共有する国々が新しい貿易のルールを作つていこうとするものであろうと、このよう

に思うわけでござります。  
そして、今後とも予測できる期間の間、日米においては何といっても日米安全保障条約がありて、これは米国が日本を守るためのものでありますし、米国に日本を守る義務が課せられておりますが、同時に、まさにこの同盟によってアメリカは前方展開戦略を可能にしているわけでありまして、このさうなは大変固いものであると、このよう思ひます。

○西田昌司君 今総理がおつしやつたように、TPPは中国を排除するものじやもちろんないんで

すね。しかし、同時に日米のきずなが非常に大事であるとおっしゃっているんです。私もそう思ってますが、しかし、アメリカがこの中で言つているのは、要するに、排除するつもりもなければ、中国と協調していくこと、そうなつてきたときに、日米関係・米中関係というのは非常にまたアメリカにとっては難しいものになつてくるんですね。

そう考えますと、ちょっとこの表を見ていただきたいんですけども、要するに、冷戦時代の日米同盟、それから冷戦後の日米同盟、これとは意

味が変わってきたいると思うんですよ。

つまり、冷戦時代においては、まさにアメリカ

は日本を守ることによって西側諸国の盟主として

の義務を果たすことができて、それが国益である

し、日本もそのことによって大きな利益を受けら

れたと。ところが、冷戦後の日米同盟というの

必ずしもそうじやないと。日本にとっては、本来

は、冷戦が終わつた後、自主防衛路線を私ははつ

きり目指すべきであったと思うんですけれども、

それができないままに今日アメリカに防衛を受け

持つてもらうことで、逆にアメリカから年次改革

要望書なる様々なこういう要望が突き付けられ

る。日本をある意味でいいますとアメリカの中に

押さえ込む仕組みに私はなつてているんじやないか

と思うんですけど、いかがでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに今、西田委

員が御指摘になつたように、冷戦時代といつのは、

二極化をしている中において日本はその最前線、

西側の最前線の地理的な立場にあつたわけでござ

りますが、その中において、日米同盟において、

米国はもちろん日本の在日米軍基地を極めて重視

をしておりましたし、日本は米国の果たすべき防

衛義務を重視していたわけでございます。

しかし、その中においてソビエト連邦が大きく

崩壊をし、大きく変わつたわけでありまして、新

しい非対称的な脅威も現れてくる中において、言

わば日本の立場においても、全てこれは外交、大

きな戦略、安全保障戦略において、米国に乗つて

いればいいという時代ではなくなつたのは事実で

あります。日本もしつかりと二本の足で立ちながら

日本国あるいは地域の平和と安定にしつかりと

寄与していかなければならぬし、それをまた実

は米国も求めていることであるうと思います。

ただ、もちろん、日米同盟の重要性については、

質は変わってまいりましたが、その重要性そのも

のはこれは低減したものではないと、このように

思つております。今、安倍総理そういうふうにお話

しになりまして、実は安倍総理が総理になられる

前ですね、我々自民党の中でも、このTPPどう考  
考えるのかというので総理ともお話をしたことが  
ございます。

その中で、要は、日本は総理がおっしゃるよう

に瑞穂の国で、強欲の資本主義を認めるものじや

ないと、そのとおりだとと思うんです。アメリカに

力を増強することによってアメリカから例えば兵

器を輸入すればアメリカの雇用はもつと増えるわ

けですね。そして、アメリカの駐留経費も減ると。

そして、日本は、沖縄のあの普天間問題始め、米

軍がその分だけ減るんですから、沖縄の負担も

減つてくると。まさに自主防衛をいうものを目指

していくれば一番いいんじゃないのかということを

お話ししたことがあるんですけども、総理もそ

ういうお考えをお持ちだと思うんですけれども、

これはオバマ大統領とお話しされた際に、その中

身はつまびらかにすることはもちろんできないで

しょうけれども、私のこの基本的な考え方について

米国側は同意しないんでしょうか。どう思われる

でしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大胆な御提案でご

ざいますが、言わば米国も、アジアに対してもリバ

ランシングということで、言わばアジアを重視を

していくということになつております。

一方、中国が軍事力を驚異的に増やしているわ

ざりますが、言わば米国も、アジアに対してもリバ

ランシングということで、言わばアジアを重視を

していくということになつております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) シャツターハー街につ

いても、残念ながら私の地元の商店街も一部そ

ういう状況になつていて、これは極めて残念なこと

であつて、これは地域コミュニティの崩壊にも

つながつていくわけございます。我々はそうい

う経験を生かしながら、やはり眞の豊かさは何か

ということをしっかりと念頭に置きながら國柄を

守り、この交渉において国益をしつかりと守つて

守りたいと思います。

そこで、質問いたします。

来年のESD世界会議におきまして、名古屋ま

た岡山会合におきましては、関係閣僚の出席を要

請するとともに、総理のリーダーシップの下、広

報啓発等、国民の関心を高めるなど、これまで以

上に政府一丸の取組をするべきであると考えてお

りますが、総理の同会議成功に向けた決意を伺

いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、谷合委員が御

指摘になつたように、確かに二〇〇二年、ヨハネ

スブルク・サミットに私も同行しておりまして、

ESDの十年という提案を会場で聞いておりまし

まして、やはり、まず自分たちの国は自分たちで守つていくと、憲法改正の話も元はといえばそのところが一番大事なところだと思います。

それで、もう時間がなくなりましたので、最後

に、ちょっと飛びますが、WTOの規定によつて

例の大店舗法というのがなくなつたと言わわれてい

るんですね。今、地方のことを見ますと、シャツ

ター街といいますけれども、大店舗法がなくなつたのはWTO協定のためなんですよ。それを考え

ると、あのシャツターハー街がいいとは誰も思わない

よね。だから、このことについて我々は非常に懸念しているんです。

こういうことが起こらないというふうに交渉さ

れる、また、それがそういう条件になつてしまつ

んだつたらこれは交渉には乗れないと、その辺の

覚悟を総理からお聞かせいただきたいと思いま

す。

実は、岡山の京山地区では、一人の百歩より百

人の一步を合い言葉に、公民館を拠点とした地域

密着型の環境教育活動などが展開されています。

また、被災地でも、東日本大震災の経験や教訓を

ESD推進に生かす試みもあります。このポスト

ESDをにらみまして、日本が独自の取組という

ものを積極的に今後国際社会にアピールする必要

もあると考えております。

しかし、そうした一部自治体で積極的な取組も

行われているんですけど、ESDという言葉 자체が

ほとんど国民に浸透していないというのが実情で

あります。我が国がサミットにおいてこのESD

を提案したときには、安倍総理は当時官房副長官と

して実際に現地に行かれてこのESDの実現に尽

力されたというふうに承知をしております。

そこで、質問いたします。

来年のESD世界会議におきまして、名古屋ま

た岡山会合におきましては、関係閣僚の出席を要

請するとともに、総理のリーダーシップの下、広

報啓発等、国民の関心を高めるなど、これまで以

上に政府一丸の取組をするべきであると考えてお

りますが、総理の同会議成功に向けた決意を伺

いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 終わります。

○委員長(石井一君) 次に、谷合正明君の質疑を行います。谷合君。

○委員長(石井一君) 以上で西田昌司君の質疑は終りました。(拍手)

○西田昌司君 終わります。

○西田昌司君 公明党の谷合正明です。

私もいただきました十分でまず質問させていた  
だきますのは、これまで我が国が国際社会でイニ

シアチブを発揮してまいりましたESDの取組、また人間の安全保障の取組について伺いたいと思  
います。

来年の十一月に、名古屋、岡山市におきまして、

ESD、国連持続可能な開発のための教育の十年

が最終年を迎えることを受けまして、ESDに関

するユネスコ世界会議が開催されます。ESDの

十年というのは、二〇〇二年、ヨハネスブルク・

サミットにおきまして当時の小泉総理が提案した

もので、持続可能な開発のために何といまして

も教育が極めて重要なとあるものであります。

そこで、もう時間がなくなりましたので、最後

に、ちょっと飛びますが、WTOの規定によつて

例の大店舗法というのがなくなつたと言わされてい

るんですね。今、地方のことを見ますと、シャツ

ター街といいますけれども、大店舗法がなくなつたのはWTO協定のためなんですよ。それを考え

ると、あのシャツターハー街がいいとは誰も思わない

よね。だから、このことについて我々は非常に懸念しているんです。

こういうことが起こらないというふうに交渉さ

れる、また、それがそういう条件になつてしまつ

んだつたらこれは交渉には乗れないと、その辺の

覚悟を総理からお聞かせいただきたいと思いま

す。

実は、岡山の京山地区では、一人の百歩より百

人の一步を合い言葉に、公民館を拠点とした地域

密着型の環境教育活動などが展開されています。

また、被災地でも、東日本大震災の経験や教訓を

ESDをにらみまして、日本が独自の取組という

ものを積極的に今後国際社会にアピールする必要

もあると考えております。

しかし、そうした一部自治体で積極的な取組も

行われているんですけど、ESDという言葉 자체が

ほとんど国民に浸透していないというのが実情で

あります。我が国がサミットにおいてこのESD

を提案したときには、安倍総理は当時官房副長官と

して実際に現地に行かれてこのESDの実現に尽

力されたというふうに承知をしております。

そこで、質問いたします。

来年のESD世界会議におきましては、関係閣僚の出席を要

請するとともに、総理のリーダーシップの下、広

報啓発等、国民の関心を高めるなど、これまで以

上に政府一丸の取組をするべきであると考えてお

りますが、総理の同会議成功に向けた決意を伺

いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、谷合委員が御

指摘になつたように、確かに二〇〇二年、ヨハネ

スブルク・サミットに私も同行しておりまして、

ESDの十年という提案を会場で聞いておりまし

しになりました。

た。そのときには確かに報道もされたわけでござりますが、残念ながら、現在では認識が高いとは言えない状況、残念なことだと思います。

持続可能な開発のための教育の十年は我が国が提唱して国連総会決議が採択されたものであります、その最終年となる来年、我が国で開催される、名古屋市、岡山市で開催される世界会議に向けて、今後とも引き続き政府を挙げて周知、普及活動にしっかりと取り組んでいく考え方でございま

す。

来年の世界会議では、この十年間を総括をし、その先の取組の進め方について議論を行う予定でございます。会議を主催する我が国として主導的な役割を果たせるように、関係大臣の出席も含め、しっかりととした対応をしてまいります。

○谷合正明君 動きを是非加速化していただきたいと思います。

人間の安全保障について伺います。

個人の生命と尊厳を守ることに主眼を置きました人間の安全保障は、我が国の国際協力の基本方針の一つとなっております。貧困や飢餓、感染症から人間を守ることや防災等の分野で支援を着実に推進していくことは、我が国のODAが相手国の人々にとって本当に裨益するものとなるだけではなく、我が国の外交基盤の強化につながると私は考えております。

この人間の安全保障という概念が報告書によつて世界に発信されてから、実は今年でちょうど十年の年になります。人間の安全保障委員会の共同議長の緒方貞子さんも、先週、国連でまさにこの議論の安倍政権の外交の重要な柱としてこの人間の安全保障についてスピーチをされまして、今後ともこの理念の普及と実践を主導する決意を述べられております。

そこで、安倍政権の外交の重要な柱としてこの人間の安全保障を今まで以上に強く推し進めていくこと。もう一つは、実は日本の総理はこの七年間、残念ながら日本の、前安倍政権も含めてアフリカを訪れておりません。この総理のアフリカの外遊というものを実現していくべきであるとともに、日本がイニシアチブを作っていく際にも、日本がイニシアチブを發揮していくという必要があると考えております。総理の見解を伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 人間の安全保障は、人間一人一人に焦点を当て、人々が持つ豊かな可能性を実現させることを目指す、日本がまさに育んできた理念であります。安倍政権においても、人間の安全保障を外交の重要な柱として積極的に推進をしていく考えでございます。

【委員長退席、理事小川敏夫君着席】

ボストンMDGsの策定は、今後の国際協力の在り方に大きな影響を与えるものであります。我が国は、全ての人が基礎的な保健・医療サービスを受けられるようになりますことや防災を主流化していくことを人間の安全保障に直結した新たな課題として重視をしています。これらの課題に対応可能な効果的なボストンMDGsの策定を目指し、日本として国際社会の議論を主導していかなければなりません。これが我が國からの貢献ということですますます目されておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○谷合正明君 外交上、この財政的貢献だけなく、国際協力ですね、この理念とかアイデアというもののが我が國からの貢献ということですますます指摘になつたように、様々な課題が集中している地域であります。言わばこうした地域、我が国が、日本がこういう地域においてこそしっかりと存在感を示して、そうしたアフリカの地域が抱えている様々な課題を解決していくために大きな貢献をしていく必要があるだろうと思います。こうしたアフリカとの関係強化は我が国の国益にも資するものであろうと、このように思います。

TICADは、二十年に及ぶ長い伝統と、国際開発会議、TICADⅤが開催されます。これは五年置きに開催されておるんですが、日本とアフリカの連携を進めていく上で今最も重要な会議であります。アフリカは、御案内のとおり今大変急速な経済成長を遂げております。経済的なパートナーとしての重要性が一層高まっている。ただ、一方で、依然として様々な開発課題抱えております。

そこで、三点強調したいと思います。一つは、人間の安全保障に基づいた支援、協力を強化していくこと。もう一つは、実は日本の総理はこの七年間、残念ながら日本の、前安倍政権も含めてアフリカを訪れておりません。この総理のアフリカの外遊というものを実現していくべきであるように思います。

そこで、三点強調したいと思います。一つは、人間の安全保障についてスピーチをされまして、今後ともこの理念の普及と実践を主導する決意を述べられております。

そこで、安倍政権の外交の重要な柱としてこの人間の安全保障についてスピーチをされまして、今後ともこの理念の普及と実践を主導する決意を述べられております。

そこで、三点強調したいと思います。一つは、人間の安全保障に基づいた支援、協力を強化していくこと。もう一つは、実は日本の総理はこの七年間、残念ながら日本の、前安倍政権も含めてアフリカを訪れておりません。その後、私も含めて一年間という短い期間になつておりましたので、どうしても外交訪問先として後になつて結局行けないということになつてしましましたので、是非私はアフリカを訪問したいと、このよう

を聞いていただきたいということであります。そうした私の要望を踏まえまして、TICAD会議を目前に控え、総理のアフリカに対する思い、たいと思つたんです。時間が切れましたので、しっかりとこれを推進して、いたくことを要望したいと思います。

今後のアフリカ外交の在り方にについての所見を伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) TICADの開催が六月に予定されているわけでございますが、このTICAD、残念ながらこのTICADも十分に国民的な関心が高いかと言われたらそうではないわけでございますが、まさにアフリカは、受けられるようになりますが、まさにアフリカは、豊富な資源と、そして今日見ましい成長が期待されている地域であります。同時に、今委員が御指摘になつたように、様々な課題が集中している地域であります。言わばこうした地域、我が国の企業も高い関心を寄せておるわけでございますが、日本がこういう地域においてこそしっかりと存在感を示して、そうしたアフリカの地域が抱えている様々な課題を解決していくために大きな貢献をしていく必要があるだろうと思います。こうしたアフリカとの関係強化は我が国の国益にも資するものであろうと、このように思います。

○理事(小川敏夫君) 次に、行田邦子君の質疑を行います。行田邦子君。

○行田邦子君 みんなの党行田邦子です。

前回の質疑では、日本の国土、土地について経済的資源という側面で質問いたしました。今日は、国土を自然資源の保全、また安全保障の観点からどうえてみたいと思います。

国土の三分の二を占めるのが森林です。そして、農地は国土の一三%、農地と森林を合わせると約八割というふうになつています。この森林、農地

というのは、土、水、空気という自然資源を保つていて重要な役割を果たしていく、特に森林についてはCO<sub>2</sub>の吸収源となつています。

こうした森林、そしてまた農地について、国土交通省は興味深い調査を行つています。森林や農地を相続してその市町村に住んでいない人がどれだけ手続を行つているのかといった調査です。

国土交通大臣に伺います。この調査結果をお教

えください。

○国務大臣(太田昭宏君) 人口減少、高齢化の急激な進展の下で、所有者不明の土地が増加すれば

国土管理や地域づくり等の障害になるというふうに、二十三年度でありますけれども、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

その結果、農地や森林の不在村所有者のうち、相続時に登記や届出の手続を行つておらず所在の

に考えているところでございます。

○谷合正明君 最後に、森の防潮堤構想をお伺いしたいと思つたんです。時間が切れましたので、しっかりとこれを推進して、いたくことを要望して、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○理事(小川敏夫君) 以上で谷合正明君の質疑は終了いたしました。(拍手)

把握が難しい者が約一六・四%であるとの結果が得られました。この数字を基に推計しましたところ、所在の把握が難しい農地所有者は約十二万人、そして森林所有者は約十六万人との結果が得られたということでございます。

○行田邦子君 一六・四%の方が相続をしてても何も手続をしていないということです。これを放置しておきますと森林や農地の幽靈地主が増える一方だと思います。

林農水大臣伺います。森林・林業の再生、また農業の振興という視点でどうお考えになりますか。

○国務大臣(林芳正君) 今国土交通大臣からお話をされましたように、一六・四%の方が手続をしていなかつたということで、例えば森林について言えば不動産登記、森林組合への届出、こういうことはしていなかつたということがこの中に含まれているわけでございます。したがつて、森林の方で所有者が不明な方が増えますと、施業を集約化していく、こういうことをやる場合に非常に支障になりかねない問題であると、こういうふうに思つております。

平成二十三年に森林法改正をいたしまして、創設された森林所有者の届出制度、こういうことがございまし、それから、二十五年度の予算案の中には、市町村が中心となつて所在不明な森林所有者の探索などの取組を行う新規予算計上しておりますので、こういうものを適切に実施しながらこういう把握に努めてまいらなければならぬと思つております。

〔理事小川敏夫君退席、委員長着席〕

それから、農業の方も併せてお尋ねがございましたが、農地法三条で農地の権利移動は基本的に農業委員会の許可制ということですが、相続による所有権の取得は許可の対象外ということで今の不在村所有者が増えていくと、こういうことでございます。したがつて、二十一年の農地法改正で農業委員会への届出、これを義務付けまして、農地のあつせんなど必要な措置を講ずると、こう

いうふうにしております。

ただ、所有者が分からぬ農地が耕作放棄地になつた場合は、その旨を公告して知事の裁定であります。

○行田邦子君 土地を所有しても、登記というの

は第三者への対抗要件ということで義務ではない

と、それゆえ登記をしない人も出てきてしまうと

あります。

○行田邦子君 私は、外資であろうと外国人であ

ろうと、日本の国の法律を、ルールを守つて土地

を所有する、また経済活動を行つていくことは、

これは全く問題ないと思っていています。

けれども、

と、こういう制約もありますので、ここをもう少

し使いやすいようにするよう検討していかなければいけないと。

いずれにしても、こういう場合に関係省庁とも

よく御相談しながら解決策を検討していく必要があ

ると、こういうふうに考えております。

○行田邦子君 所有者が不明な農地や森林がある

と農業振興、また森林・林業の再生に支障を來す

ということです。

谷垣法務大臣に伺います。何も手続をしていな

いということは、先ほどもありました、登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

○国務大臣(谷垣禎一君) まず、登記制度の仕組みでございますが、権利変動自体は当事者の意思

で、契約で権利を変動させることができます。登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

○国務大臣(谷垣禎一君) まず、登記制度の仕組みでございますが、権利変動自体は当事者の意思

で、契約で権利を変動させることができます。登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

○国務大臣(林芳正君) まず、登記制度の仕組みでございますが、権利変動自体は当事者の意思

で、契約で権利を変動させることができます。登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

多いのではないかと、このように思つております。

○行田邦子君 土地を所有しても、登記というの

は第三者的対抗要件ということで義務ではない

と、それゆえ登記をしない人も出てきてしまうと

あります。

○行田邦子君 私は、外資であろうと外国人であ

ろうと、日本の国の法律を、ルールを守つて土地

を所有する、また経済活動を行つていくことは、

これは全く問題ないと思っていています。

けれども、

と、こういう制約もありますので、ここをもう少

し使いやすいようにするよう検討していかなければいけないと。

いずれにしても、こういう場合に関係省庁とも

よく御相談しながら解決策を検討していく必要があ

ると、こういうふうに考えております。

○行田邦子君 所有者が不明な農地や森林がある

と農業振興、また森林・林業の再生に支障を來す

ということです。

○国務大臣(谷垣禎一君) まず、登記制度の仕組みでございますが、権利変動自体は当事者の意思

で、契約で権利を変動させることができます。登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

○国務大臣(谷垣禎一君) まず、登記制度の仕組みでございますが、権利変動自体は当事者の意思

で、契約で権利を変動させることができます。登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

○国務大臣(林芳正君) まず、登記制度の仕組みでございますが、権利変動自体は当事者の意思

で、契約で権利を変動させることができます。登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

○国務大臣(谷垣禎一君) まず、登記制度の仕組みでございますが、権利変動自体は当事者の意思

で、契約で権利を変動させることができます。登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

ら森林の有する多面的機能が十全に発揮されるよ

うに努めてまいりたいと思つております。

○行田邦子君 私は、外資であろうと外国人であ

ろうと、日本の国の法律を、ルールを守つて土地

を所有する、また経済活動を行つていくことは、

これは全く問題ないと思っています。

けれども、

と、こういう制約もありますので、ここをもう少

し使いやすいようにするよう検討していかなければいけないと。

いずれにしても、こういう場合に関係省庁とも

よく御相談しながら解決策を検討していく必要があ

ると、こういうふうに考えております。

○行田邦子君 所有者が不明な農地や森林がある

と農業振興、また森林・林業の再生に支障を來す

ということです。

○国務大臣(谷垣禎一君) まず、登記制度の仕組みでございますが、権利変動自体は当事者の意思

で、契約で権利を変動させることができます。登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

多いのではないかと、このように思つております。

○行田邦子君 土地を所有しても、登記というの

は第三者的対抗要件ということで義務ではない

と、それゆえ登記をしない人も出てきてしまうと

あります。

○行田邦子君 私は、外資であろうと外国人であ

ろうと、日本の国の法律を、ルールを守つて土地

を所有する、また経済活動を行つていくことは、

これは全く問題ないと思っています。

けれども、

と、こういう制約もありますので、ここをもう少

し使いやすいようにするよう検討していかなければいけないと。

いずれにしても、こういう場合に関係省庁とも

よく御相談しながら解決策を検討していく必要があ

ると、こういうふうに考えております。

○行田邦子君 所有者が不明な農地や森林がある

と農業振興、また森林・林業の再生に支障を來す

ということです。

○国務大臣(谷垣禎一君) まず、登記制度の仕組みでございますが、権利変動自体は当事者の意思

で、契約で権利を変動させることができます。登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

ら森林の有する多面的機能が十全に発揮されるよ

うに努めてまいりたいと思つております。

○行田邦子君 私は、外資であろうと外国人であ

ろうと、日本の国の法律を、ルールを守つて土地

を所有する、また経済活動を行つていくことは、

これは全く問題ないと思っています。

けれども、

と、こういう制約もありますので、ここをもう少

し使いやすいようにするよう検討していかなければいけないと。

いずれにしても、こういう場合に関係省庁とも

よく御相談しながら解決策を検討していく必要があ

ると、こういうふうに考えております。

○行田邦子君 所有者が不明な農地や森林がある

と農業振興、また森林・林業の再生に支障を來す

ということです。

○国務大臣(谷垣禎一君) まず、登記制度の仕組みでございますが、権利変動自体は当事者の意思

で、契約で権利を変動させることができます。登記を

していらないということです。なぜ登記をしなく

なつてしまふんでしようか。

ける土地の売買等の事前届出義務を課しているものと承知をしておりまして、地域の特性に応じた水源林保全に向けた取組と受け止めております。

また、今答弁をさせていただきましたように、平成二十三年の森林法改正において、この改正において自民党の中でも様々な議論がございました。委員が御指摘になつたような問題意識を多くの議員も共有をしていたわけでございますが、固定資産課税台帳の情報については、まさにこの法律の改正によって、自治体間で提供可能とされるようになつてきているということでございます。

また一方、不動産登記は、取引の安全等のため自らの権利保護を図りたい者が登記手続を行うことができるという制度でありまして、土地の所有者情報を明らかにするために登記を義務化するることは、制度の目的等との関係で慎重な検討が必要であると考えております。

いずれにせよ、外国資本による我が国の土地取得については、関係省庁が連携し情報収集に努めているところでございまして、水資源の保全の必要性や個人の財産の保護の観点等の諸事情を総合的に勘案した上において、必要な対応についてはしっかりと研究をしていきたいと思います。

○行田邦子君 固定資産課税台帳の情報については、森林を新たに取得した方の情報のみ今利用であります。陸の話ではなくて海の話であります。次の質問に移ります。安全保障上、気になる土地があります。陸の話ではなくて海の話であります。

日本の国土面積は世界で第六十一位と、決して広くはありません。けれども、領海と排他的經濟水域、EEZを含めると世界第六位になります。この排他的經濟水域を根拠付けるための重要な区域というのが、国においては低潮線保全区域といふことで百八十五指定されています。そこで、担当の山本大臣に伺いたいと思います。この低潮線保全区域、百八十五の区域の土地の所持者についてどのように把握されていますか。

○國務大臣(山本一太君) 海洋政策担当大臣としてお答えをしたいと思います。

低潮線保全法に基づいて、平成二十三年の五月に百八十五の区域を指定をいたしました。現在、当該区域で保全及び監視を行つています。百八十五のうち百三十七は九十九の離島にあります。

そのうち公有地が六十二、私有地が七、私有地と公有地が混在しているところ等が三十ということがあります。残りの四十八は日本の本土にありますけれども、この土地の所有状況については、現在調査中と、こういうことになつております。

○行田邦子君 この保全区域のうち本土にある、本州などにある区域について、四十八ですね、これについて調査中ということは、国有地なのか私有地なのか、誰が所有しているのかまだ分からな

いということでしょうか。

○國務大臣(山本一太君) 低潮線保全区域についても、本土にある部分とそれから離島にある部分があるんですけれども、なかなか目の届かないや

はり離島の方を優先して調べておりましたので、

○行田邦子君 EEZというのは国の主権的権利がどこまで海の上において及ぶのかという設定を

する重要なものですので、国家の主権的権利が及ぶ範囲にかかることがあります。

そこで、総理に伺いたいと思いますけれども、

やはりこの低潮線保全区域、本土にある保全区域についても、国有地なのか私有地なのか、誰が管

理をするべきなのか、ここを把握するべきだと思

いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) EEZ、排他的經濟水域を根拠付ける土地を保全することは、我が国は海洋を管理をし、海洋権益の確保などの様々な観点から重要であるというふうに認識をしております。このため、所有者や所有権移転の状況についてしっかりと把握をしていきたいと考えてお

日本の主権が及ぶ海域に影響を与える重要な土地における外国人等の土地所有の在り方にについては、国の主権、安全保障及び海洋資源利用活用上の必要性や個人の財産権の保護の観点等の諸事情を総合的に勘案した上でしっかりと研究していく

たいと考えております。

○行田邦子君 低潮線保全区域はEEZを根拠付ける重要な区域でありますけれども、それ以外にも領海を根拠付ける島々というのがあります。これは国の主権が海においてどこまで及ぶのか、その基点となる重要な島々でありますけれども、山本担当大臣に伺いますけれども、こうした領海を根拠付ける島々というのは何島あるんでしょうか。

○國務大臣(山本一太君) まず最初に申し上げますが、EEZの方でいうと、EEZの外縁を根拠付ける離島のうち名称のなかつた四十九、九十九のうちの四十九については平成二十四年の三月までに名称を決定をいたしました。

今先生のおつしやった領海の外縁を根拠付ける離島の話ですが、これも名称のない離島に今名前を付けるべく作業に取り組んでおります。離島の数、今調査中なんですけれども、数百程度というふうに考えておりますが、現在更に調査を継続中でございます。

○行田邦子君 離島に名称を付けるというのは、これはいいことだと思いますし、地図、海図に載せるということだと思いますけれども、それだけではなくて、やはり領海を根拠付ける離島がどこにあって、やはり領海を根拠付ける離島がどこにあつて、そこが離島である、島であるわざいますけれども、まだ全体が判明しておりませんけれども、できるだけ作業を急いでやりたいと

いうふうに考えております。

○行田邦子君 領海を根拠付ける離島というのは領海基線や基点があるところで、そこから十二海里が領海であるという、日本の主権がどこまで及ぶのか、その根拠となる離島である、島であるわざいますけれども、まだ全体が判明しておりませんけれども、できるだけ作業を急いでやりたいと

いうふうに考えております。

○國務大臣(山本一太君) 先ほど申し上げまし

たけれども、EEZの基点を有する島と、今委員のおつしやった領海の外縁を根拠付ける島と二種類あると思うんですけども、領海を根拠付ける離島等々については比較的目が届きやすいということで、まずはEEZの外縁にある島の方の調査を先行してやってきましたということです。

○行田邦子君 領海を根拠付ける離島がどれだけあるのか、国として言えないというのはおかしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 委員のおつしやるとおり、国としてはしっかりと把握をしなければいけないことが国として言えないというのはおかしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(山本一太君) 領海の外縁を根拠付けられた、先ほど申し上げたとおり、名称のない離島、これを特定すべく現在調査を行つております。これ急いでやりたいと思つてはいるんですけれども、地図と海図を照合しながら関係各省においては、地図は国土地理

院、海団の方では海上保安庁ということで、地図と海団の方では、用途、測量方法、記載方法等、それらの内容に違いもあるところもありまして、その確認に時間を要しておりますが、できるだけ早くこれは作業を終えるべく関係各省に海洋政策担当大臣として働きかけてまいりたいと思います

し、今委員のおつしやった、この離島も含めた土地所有の状況を把握すると、この重要性についてはしっかりと認識をしております。

○行田邦子君 領海を根拠付ける離島については、現時点においては、数百ということなんだと、これは領海を根拠付ける離島がどれだけあるのか

答えられないということなんでしょうか。

○國務大臣(山本一太君) 先ほど申し上げましたけれども、EEZの基点を有する島と、今委員のおつしやった領海の外縁を根拠付ける島と二種類あると思うんですけども、領海を根拠付ける離島等々については比較的目が届きやすいという

ことで、まずはEEZの外縁にある島の方の調査を先行してやってきましたということです。

○行田邦子君 領海を根拠付ける離島の話ですが、これも名称のない離島に今名前を付けるべく作業に取り組んでおります。離島の数、今調査中なんですけれども、数百程度というふうに考えておりますが、現在更に調査を継続中でございます。

○行田邦子君 離島に名称を付けるというのは、これはいいことだと思いますし、地図、海図に載せるということだと思いますけれども、それだけではなくて、現時点においては、数百ということなんだと、まだ全体が判明しておりませんけれども、できるだけ作業を急いでやりたいと

いうふうに考えております。

○行田邦子君 領海を根拠付ける離島というのは領海基線や基点があるところで、そこから十二海里が領海であるという、日本の主権がどこまで及ぶのか、その根拠となる離島である、島であるわざいますけれども、まだ全体が判明しておりませんけれども、できるだけ作業を急いでやりたいと

いうふうに考えております。

○國務大臣(山本一太君) 委員のおつしやるとおり、国としてはしっかりと把握をしなければいけないことが国として言えないというのはおかしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 委員のおつしやるとおり、地図と海図を照合しながら関係各省においては、地図は国土地理



よつて、これらが最低限守らなければTPPには参加しないという、現在は日本国家としての私は判断基準、参加の前提条件だと理解しております。

そこでまず、この六項目については、総理又は林農水大臣とも前回の予算委員会や農林水産委員会でも度々確認をさせていただいております。手元に議事録をしっかりと持っておりますけれども、この六項目がTPP交渉参加の前提条件とい

う認識でよろしいか、確認の意味も含めて、これは林大臣の方にお答え願いたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今お示しいただいたものは、自民党の選挙公約ということで掲げていただきしておりますが、この一項目め、すなわち「聖域なき関税撤廃」を前提とする限り、交渉参加に反対する」と、まさにこれが交渉参加に対してもう判断するかと。読んでいただけば分かるよう、最初から全部撤廃するという前提なら、これは難しいでしょうねという公約になつていてるわけでございます。

それ以外の二から六というところは、私も何度も平山先生とも農林水産委員会でやらせていただきましたし、会見でも申し上げてきたところでございますが、こういうことがあらかじめ明白な場合は、まあ交渉参加という判断は難しいだろうと。したがって、そういうことではないということですし、それから、今後も正式な交渉ということになつてくれれば、これをきつと守っていくべく交渉で努力すると、こういうことだと思います。

○平山幸司君 今の林大臣のお話で、この六項目はしっかりと守るものだということで理解します。そこで、総理にお伺いしたいんですが、しっかりと確認したいのは、この六項目、交渉参加の前提条件であると同時に、今、林大臣もお話しになりました、現在では当然、TPP参加を決断する際の前提条件、判断基準ということによろしいですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、もう既に

るけれども、交渉の中で何とかして守られなければこれはしようがないんだという考えは、私は違うと思うんです。

六項目は、TPP参加を決断する際の前提条件、判断基準であります。守るべきものは守る、勝ち取るべきは勝ち取ると繰り返し、日本の強い交渉力をもつて最低限この六項目をクリアするのが国民との約束、政権公約ではありませんか。いかがですか。

そこで、先般の二月の首脳会談において、聖域なき関税撤廃が前提とされるものではないとの認識に至つたわけでございまして、それ以外のJ-1 ファイルで掲げた五項目については、交渉参加の条件ではなくて、交渉を通じて必ず守つていかなけばならないものであると、念頭に入れておくべきものであり、交渉の中において、私たちは実現していくべく強い交渉力を持って臨んでいきたいと、このように考えておるところでございます。

○平山幸司君 今のお話で、TPP参加の、決断する際の前提条件、判断基準というものが一番と、二から五に分けてお話しになつておりますけれども、私は、少し総理の、この二から六の部分を分けて言つておる、それで、そこをこれまでの答弁でいくと努力していくと、うような話もあるんでありますけれども、これはおかしいと思つんです。

○平山幸司君 その六項目は、そうしますと、TPP参加の条件なんでしょうか、条件じゃないんでしょうか、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ですから、再三申し上げておりますように、交渉の中において、我々はこの五項目について必ず実現をさせていくといふことを申し上げているとおりでございます。

○平山幸司君 これは、守られなくとも交渉で、守られなくてもTPPには参加するという考え方ですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 再三申し上げておりますように、我々は強力な交渉力をもつて、まさにこの五項目について、これも、位置付けは違いますよ、公約とJ-1 ファイルでありますから、政策集とはね。しかし、その中においてお示しを

しているように、また、再三もうこれは国会答弁でお話をさせていただいているわけでございますが、必ずこの交渉の中においてこれを実現させて

言つたんですが、私は非常にこれはおかしいと思うんです。

というのは、ここに自民党が、私の手元にありますけれども、昨年十一月二十一日に発行した

メールマガジン、これは自民党のホームページから持つきました。その中で安倍総裁は、我が党の選挙公約を発表しましたとメールマガジンに書いてあります。そして、政権公約ダイジェスト版でホームページのURLが書いてある。これが今

言つた通りの政権公約。そして、次に政権公約詳細版とあります。これが今で言うJ-1 ファイルのことだと思いますが、同じくホームページのURLが張つて、そこにリンクがあります。それをクリックすると、政権公約詳細版としてJ-1 ファイルが出てくるんです、J-1 ファイルが。今でもホームページに参加できないというこの公約を守らなければならぬわけでありますから、この公約は果たせないという認識を持ち、交渉参加をするという決断をしたわけでございます。まさに交渉に参加をして、その交渉の中においてこの残りの五項目については実現をしていく、必ず実現をしていかなければならぬと、こう考えておるわけでございます。

○平山幸司君 その六項目は、そうしますと、J-1 ファイルに、私は探して、ありました。J-1 ファイルは、選挙直前に発表した政権公約を国民に向かって発信した。その後の経過がどうであれ、自民党としてのこれは選挙公約であるというの明確なんですね。

これは選挙公約ということによろしいですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 言わば法的な地位としては、総務省に届出してマニフェストとしてお配りするものとしては、最初に申し上げましたように、J-1 ファイルではありません。政権公約としてお示しをしたものが、これは総務省に届出をしているものであろうと、このように思います。

そして、その上においてJ-1 ファイルとして政策集を私たちにはお示しをしているというふうに理解をしております。

○平山幸司君 これは詭弁だと思うんです。私は、ホームページに今でもあるんですよ、政権公

約詳細版としてURLが張つてあって、そのURLをクリックするとJ-1 ファイルが出てくるんであります。政権公約詳細版で、J-1 ファイルということも、これは選挙公約ですね、違いますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 言わばこの詳細版については、詳細版というものは公約したものではなく

が、いざ交渉に参加したら、二から五は努力はすいということありますと断言しています。それが、いざ交渉に参加したら、二から五は努力はす

て、自民党の言わば様々な部会においてこれは目指すべき方向性だということについて議論したものを、これは政策の目指すべき方向性として載せているものでございます。

いずれにせよ、今申し上げてることとは別に、この六項目についてはしっかりと今この場でやつていくということをお約束をしているではあります。しかし、このテレビを通じて国民の皆様に、これは交渉を通じてしっかりと私たちは実現をしていくということはお約束をしたいと、このように思っています。

○平山幸司君 午後の質問に回したいと思います。

○委員長(石井一君) 残余の質疑は午後に譲ることといたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時開会

○委員長(石井一君) ただいまから予算委員会を開会いたします。

平成二十五年度総予算三案を一括して議題とし、外交・内政の諸問題に関する集中審議を行います。

○平山幸司君 午前の議論でも明らかなように、休憩前に引き続き、質疑を行います。平山幸司君。

○平山幸司君 午前の議論でも明らかなように、自民党の選挙公約、TPPに関する六項目、パネルにありますけれども、これは、総理はできることが書かないと、公約がいつの間にかそれが目指すべき方向性に変わってしまっております。結果として、安倍内閣の選挙公約である六項目は、私は、ただの掛け声、自民党の選挙公約六項目が守られなくてTPPに参加すると、こういう午前中の理解であります、いかがでしよう。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私が申し上げたことを正確に言つていただきたいと思いますが、まことに申しますと、自民党の選挙公約に掲げます。

げたものはその六項目のうちの一一番最初のものであります。聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上交渉には参加できないと。これはまさに自民党の政権公約としてお配りをしているものであります。

まして、これは御党もそうだと思いますが、各党は、まあ御党はその前の、前身の段階で選挙を打つておられますから今の党名ではないと思いますが、総務省に言わば届出を行つて、これを公職選挙法上の公約として、そして選挙中にこれは配られるものになるわけでございます。

一方、J-FAイルはそういう位置付けではないわけでございます。J-FAイルについては、これは、選挙の以前から既に自民党は政策集として作っている、言わば自民党の政策集であります。J-FAイルについては、私は、その位置付けはそういう意味において違いますよということは申し上げております。

しかし、いずれにいたしましても、私はもう既に予算委員会で申し上げておりますように、この六項目において、まず最初に、最初の第一項目め、今申し上げた点については、これは交渉に参加する前提条件でありますから、聖域なき関税撤廃ではないということを私は確信いたしましたので交渉に参加するということになつたわけでございます。

そして、第二項目から第六項目にかけましては、これはJ-FAイルに書かれたものではあります。が、しかし、この項目、食の安全等ですね、安心、安全等をしっかりと守っていくことにつきましては、これは交渉を通じて、参加をするまでにおいて、あつ、交渉を通じてしっかりとこれは確保していくことはお約束をしているとおりでございます。

○平山幸司君 今、交渉を通じて確保していくこととしますけれども、それが守られないときは、そうしますとTPPに参加しないということですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ですから、私は交渉を通じて、私はしっかりとそれを実現をしていくことを申し上げます。

す。

○平山幸司君 交渉を通じてそれをしっかりと実現をしていくと。実現されない場合は、これは参加しないということですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まだ交渉には我々、交渉自体に正式には参加をしておらず、既に私たちは様々な努力をスタートし、そして交渉チームをしっかりと構成しております。強力な構成チームをつくり、首席交渉官そして担当大臣の下にしっかりと交渉チームをつくり、その強力な交渉力の下に我々はこの六項目、言わば二項目めから、一、二、三、四、五、六ですね、これをちゃんと実現すべく我々は交渉していくことがあります。

○平山幸司君 今も最後の語尾が、実現すべく交渉していくと。これが守られない場合は参加しないという確約がいただけなんですね。よつて、私は、青森県選出ですが、国民の理解もこういうことだと思うんです。

これ、三月十二日、東京都内で行つた青森県選出国会議員への要請書がこの手元にあります。こ

う書いております。

安倍総理がTPP交渉参加を決断することは、国民との約束を破る背信行為であり、許されない暴挙であると言わざるを得ず、農業と地域を守る立場にあるJAグループ青森としてはこれを認めるとにはまいりません。地域の民意を受けて当選した議員はTPP交渉参加に反対すると訴えていたものであり、その過半数が反対しているにもかかわらず政府が交渉参加することは、議会制民主主義を無視する暴挙であります。我々JAグルー

ープ青森は、政府の交渉参加への前のめりの姿勢に大きな憤りを覚える中で、消費者団体、医療関係団体などとの地域における連携を一層強化し、TPP交渉参加に断固反対して闘つていく覚悟でありますと、こう言つておるわけです。

総理、これが国民の声であり理解です。よつて、この時点ではまだ交渉参加でれども、この政

策公約、先ほど掲げた六項目というのは参加の前

提条件という国民は理解なんです。判断基準でもしないとすれば、国民との約束をたがえる、総理がこれまで言つてきた、それが国民との約束をたがえることになりますけど、いかがでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 公約において私はちは、再三申し上げておりますように、聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上交渉参加には反対する、この公約を掲げて我々国議員は選挙を戦い、そして当選をしてきたわけであります。だからこそ、二月の首脳会談において、この公約をたがえることにはならない、聖域なき関税撤廃を前提条件としていることですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 公約において私はちは、首脳会談においても私は確かめたわけでございませんしてはたがえないといふことは決してたがえないといふことは決してたがえないといふことは申し上げておきたいと思います。

○平山幸司君 今、総理の答弁では、この六項目に対してもたがえないこと、必ず守るという理解であります。それとも、交渉参加後は、交渉参加までが公約で、交渉参加後はそれは公約ではないんだという今のお話ですか、どちらでしょうか。

○平山幸司君 今、総理の答弁では、この六項目の一番最初のものは、聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上交渉参加には反対すると、これが私たちの公約であります。これはまさに総務省にお届けをした公約でございまして、だからこそ日本首脳会談においてここを確認し、聖域なき関税撤廃を前提条件とはしていよいよこのTPPがどの国においては、しっかりと交渉の中において、この二項目めから六項目めまでに至るもの、食の安心、安

全をしっかりと守つていきますよ、あるいは皆保険を守つていきますよといふものについては、私はこれからであります。そして、交渉に参加をし、そしていよいよこのTPPがどの国においても発効していくわけでございますが、その上においては、しっかりと交渉の中において、この二項目めから六項目めまでに至るもの、食の安心、安全を守つていきますよといふものについては、私はこれからであります。

たちはしっかりと実現をしていくということは再三この質疑においてもお約束をしているとおりでございます。

○平山幸司君 今、総理の方から明確に、この二項目めから六項目め、必ず実現していくとテレビの前でもしっかりと話したということで、約束をいたしました。ここが大事です。

もう一つ確認します。

林大臣が、三月三十一日、NHKの番組で、日本の主張が受け入れられない場合の対応に関して、その場で席を立つて帰ることだって視野に入れればいいと指摘したと報道されています。これは交渉参加の表明後の発言ですから、私は非常に重いものであると思います。一部では、農林水産業者を安心させるためのリップサービスではないかと、こうも言われているわけです。私は、尊敬する大臣ですから決してそんな軽々しい言葉は言わない、こう思っています。当然、大臣は、国民との約束をたがえては、政権公約の六項目の約束が守られなければ、その場合は席を立つて帰ると、この覚悟があると私は示したものだと思いま

す。

総理にもお伺いします。総理にも、この六項目が守れなければ、席を立つ、脱退をするという覚悟があるということによろしいですか。

○国務大臣(林芳正君) 私のNHKでのものがございましたので、ちょっとその番組の内容を今、ちょっと御通告なかつたのですから思い出しておりましたが、たしか評論家の方との対談という中で、お一人おられたんですが、一方の方がもう最初から、もうこれは負けが決まっているかのようなお話がありましたので、過去の例も引きまして、あらゆる交渉というのは、もう一方的に最初から決まっていて、もうこれにサインしなければなりません。したがって、過去の例においても途中で脱退したということはありますし、そういう最初から決められていて全く交渉の余地がな

いということであれば、今先生がおっしゃったよ

うなこともきちっと視野に入れてやらなきゃいけないと、こういう趣旨で多分申し上げたことだつたというふうに思っております。

○平山幸司君 全く交渉の余地がないということであれば脱退するということです。全く交渉の余地がないというのは、政権公約であるこの一から六、これが守られるということであつて、これが全く交渉の余地がないということであれば、これは国民との約束をたがえる、政権公約の六項目が守れないということで席を立つて脱退する、その覚悟があるということで、総理、よろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、まさにこれから交渉するわけですね。言わば交渉当事者、我々当事者ですが、まさに最前線で交渉するのは、林大臣もその中の一人であります。当然そういうような覚悟を持ちながら交渉していくという姿勢を見せていくことについては、これは交渉力を高めていくことにも事実上つながっていくわけであります。

まさに、これから交渉していく中において、一方、私は総理大臣でありますから、その私が最初からこのTPPについて、それは日本が壊しますよといふことを今この場で申し上げるのは、適当ではないと、こう考えるわけでありまして、まさに内閣として、これは総合的なメッセージとしていることを相手に伝えていくことによって全体として交渉力をしっかりと確保し強化していくことを考えております。

○平山幸司君 今の答弁では、全然、政権公約をPP参加反対、これで七月の参議院選挙の最大の争点にすることだが、国民の声を聞くことなく参加を表明した総理の役割、総理の最大の責任、責務であると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(石井一君) 時間です。どうぞ、一言でお願いします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) しっかりと参議院選挙を戦つていただきたい。その際には、私たちが進めていく政策をお示しをしながら戦つていただきたいと思います。

○平山幸司君 終わります。

○委員長(石井一君) 以上で平山幸司君の質疑は終了いたしました。(拍手)

ここで私は言いたい。これまで議論してきたTPPですけれども、総理は国民的議論を行えないと、これまで独自で交渉参加の表明をしてしまいました。交渉参加を表明してしまった以上、農林水産業のみならず、日本の将来像、国家の根幹にかかるTPP参加の是非は私は最重要課題であると

考えます。

甘利大臣はTPP参加に関し成長戦略実行の一弾となるものだと強調したと報道されているように、TPPはアベノミクスの財政、金融、成長戦略という三本の矢の最後の一つに位置付けられており、何が何でもTPPに突き進むという政府の姿勢が透けて見えます。

一方で、昨年暮れの衆議院選挙で、先ほどのJAグループの認識のとおり、国民は自民党のTPP反対を信じて投票しました。しかしながら、実は、実際は、舌の根も乾かないうちにTPP参加がアベノミクスの成長戦略の柱になつていています。

一方で、自民党は堂々とTPP推進を掲げ、七月の参議院選を戦うべきであります。

数ある重要課題の中でも選挙のときはTPP反対、少なくとも国民はそう理解していますし、としながらも、結局は交渉参加に踏み切った自民党の背信行為により、結局はいまだに国民的議論が行われていないTPP参加問題の是非です。

政府・自民党はTPP推進、我々は明確にTPP参加反対、これで七月の参議院選挙の最大の争点にすることだが、国民の声を聞くことなく参加を表明した総理の役割、総理の最大の責任、責務であると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(石井一君) 時間です。どうぞ、一言でお願いします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) しっかりと参議院選挙を戦つていただきたい。その際には、私たちが進めていく政策をお示しをしながら戦つていただきたいと思います。

○平山幸司君 終わります。

○委員長(石井一君) 次に、井上哲士君の質疑を行います。井上君。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。総理は歴史認識の問題で質問をいたします。

総理は、日本の植民地支配と侵略について謝罪

をしたいわゆる村山談話について、安倍内閣としてそのまま継承しているわけがないとこの場で答弁をされました。これに対して米国も含めて様々

な懸念の声が広がる中で、菅官房長官は十日の会見で、安倍内閣として侵略の事実を否定したこと

は今まで一度もない、談話全体を歴代内閣と同じように引き継いでいくと、こういうふうに述べられました。ところが、十二日には自民党的高市政調会長は、侵略という文言を入れてるのは私自身しつくりきていないと全く逆のことを言われたわけですが、安倍政権は一体どちらの立場なんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私の立場であります。が、日本は過去多くの国々、特にアジアの国々に對して多大の損害を与えたことについて反省をしているわけであります。そうした安倍内閣は歴代の内閣の立場を引き継いでいるわけでありまして、引き継いでいるということについては、これまでの歴代の立場の全体を引き継いでいるわけでございまして、これについては今まで申し上げてきたとおりでございます。

一方で、自民党は堂々とTPP推進を掲げ、七月の参議院選を戦うべきであります。

数ある重要課題の中でも選挙のときはTPP反対、少なくとも国民はそう理解していますし、としながらも、結局は交渉参加に踏み切った自民党の背信行為により、結局はいまだに国民的議論が行われていないTPP参加問題の是非です。

政府・自民党はTPP推進、我々は明確にTPP参加反対、これで七月の参議院選挙の最大の争点にすることだが、国民の声を聞くことなく参加を表明した総理の役割、総理の最大の責任、責務であると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(石井一君) 時間です。どうぞ、一言でお願いします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) しっかりと参議院選挙を戦つていただきたい。その際には、私たちが進めていく政策をお示しをしながら戦つていただきたいと思います。

○平山幸司君 終わります。

○委員長(石井一君) 以上で平山幸司君の質疑は終了いたしました。(拍手)

ここで私は言いたい。これまで議論してきたTPPですけれども、総理は国民的議論を行えないと、これまで独自で交渉参加の表明をしてしまいました。交渉参加を表明してしまった以上、農林水産業のみならず、日本の将来像、国家の根幹にかかる

TPP参加の是非は私は最重要課題であると

場であるということも申し添えておきたいと思います。

○井上哲士君 別に総理に神になれなんて私は言つておらないわけで、村山談話そして小泉総理のときも表明されたこの言葉を曖昧にする、むしろ後退をさせるということがむしろ今政治問題になつてゐるわけです。そして、この植民地支配と侵略への反省のことと、閣僚による靖国参拝というものは本来相入れません。

総理は、国のために命をささげた人に敬意をささげるんだけど、こういうふうに言われますが、靖国神社というのは普通の戦没者の慰霊施設とは違います。（資料提示）靖国神社には遊就館という軍事博物館が併設をされておりますが、今、特別展、大東亜戦争七十年展というのをやっております。その趣旨を見ますと、アジア諸国の解放と共生共榮の新秩序を確立すると、こういう先人たちの御事蹟、つまり成し遂げたことを参拝していたんだと、こういうふうに書いてあるんですね。つまり、あの戦争はアジア解放の戦争だったと、こういうふうに美化するということを存在意義とする特殊な施設なんですよ。こういう神社を閣僚が訪問をするということは、自らを侵略戦争肯定といふ立場に身を置くということになるんじゃありませんか。いかがですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ここには、この機会に是非御拝観いただきたく存じますと、こう書いてあります。

いってありますて、これは参拝してくださいといふ立場で、これを是非見てくださいといふことではなくて、これを是非見てくださいといふことなんだろうと思ひます、いずれにせよ、これは靖国神社の場所にある遊就館の展示でございまして、私はこの展示は拝見はしていないわけですが、まさにこうしたことについてコメントをすべきではないだろうと、こういうことでございまして、歴史については歴史家に任せせるべきであつて、歴史とは、まさに長い歴史の中において様々な年輪とそして試練を経ていく上において、歴史家の中において明らかになっていくものであろうと、このように思つところでござります。

○井上哲士君 この特別展だけじゃないんですよ。遊就館というのは明らかに特定の歴史観に立っているわけですね。この図録の中でも靖国神社の宮司が、自存自衛のため、アジア解放のための正しい戦争だったと、そういう歴史観を述べるわけですね。こういう神社を閣僚が参拝をするということは、事実上、この主張に政府としてお墨付きを与えることになるんですよ。そのことをよく認識をしていただきたいと思います。

そして、この侵略戦争の中で起きたのが従軍慰安婦の問題であります。日本維新の会の橋下代表が、戦場での軍人の休息のために慰安婦制度というものが必要なのは誰だつて分かると、人間に、特に男性に性的要求を解消する策が必要だと、こういうふうに述べました。従軍慰安婦制度を公然と正当化をされたわけではありません。女性を男性の性のはけ口、道具だと、これが当然だと。そして、戦争を進めるための道具として当然だと。これは二重の意味に異常でありますし、今なお大きな苦しみを抱えて日本の政

府の謝罪を求めている、この日本軍による性的被害者の尊厳を更に傷つけるものです。そして、女性全体の人権を踏みにじつて、人間の尊嚴をおとしめる暴言だと私は思います。許せない。

そして、公的立場にある人としてのまさに資格が厳しく問われますが、総理はこの見解についてはどういうお考えでしようか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 安倍内閣としておきましたが、私は、慰安婦に対する態度は、もう既に累次お話をさせていただいておりますように、慰安婦の方々の苦しみに対しても心から同情をするものであります。私は、慰安婦に対する態度は、もう既に累次お話をさせていただいているとおりでございます。○井上哲士君 何が違うんですか。明確に言つてください。

いや、当時、従軍慰安婦が必要だったということは立場が違うのかということを明確に述べていただく必要があるんですね。（発言する者あり）

ただく必要がないです。全く。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ただく必要があるんですね。（発言する者あり）

いいですか。何か他党の代表のコメントだから

といつて人ごとのように言ひますが、世界はそう

見ておりません。韓国のKBSは、日本政界の姿

言はここまでひどいのかという水準だと言いました。

アメリカのワシントン・ポスト、日本の戦争

を美化する一連の日本人政治家の発言に続くもの

と書きました。今朝の毎日新聞、「強制連行認め

ず 安倍首相の認識踏襲」と、こういう見出しの

ただきましたが、全体について、私は詳細について存じ上げる立場ではございません。論評する立場にはないと、このように思つております。

○井上哲士君 各党の党内問題じやないんです。重要な政治問題なんですね。

今のお話では、従軍慰安婦制度が必要だったと全く分かりませんでした。

昨日、この橋下発言に対して各大臣が会見で述べております。下村文部科学大臣は、歴史認識における日本の政治家の発言が世界で誤解されてしまう中で、橋下氏の発言はタイミングが非常に悪く、あえて発言することにプラスの意味があるのかと

いうことありました。そして、谷垣法務大臣は、従軍慰安婦は橋下氏の言うように当時は必要性を感じていたからこそあつたんだであろうと思う、しかし今の時点で必要性を強調する必要があるのかは大変疑問だと、こういう発言ですよ。

これは、橋下氏の発言は、タイミングは悪いけ

れども中身は問題はないということになるじゃないですか。これは安倍内閣の立場なんじゃないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほどの質疑の中におきましたが、私は、安倍内閣とは立場が違うと

いうことは申し上げているとおりでございます。

○井上哲士君 何が違うんですか。明確に言つてください。

いや、当時、従軍慰安婦が必要だったと

ことは立場が違うのかということを明確に述べてい

ただく必要があるんですね。（発言する者あり）

ただく必要がないです。全く。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ただく必要があるんですね。（発言する者あり）

いいですか。何か他党の代表のコメントだから

といつて人ごとのように言ひますが、世界はそう

見ておりません。韓国のKBSは、日本政界の姿

言はここまでひどいのかという水準だと言いました。

アメリカのワシントン・ポスト、日本の戦争

を美化する一連の日本人政治家の発言に続くもの

と書きました。今朝の毎日新聞、「強制連行認め

ず 安倍首相の認識踏襲」と、こういう見出しの

記事を書きました。つまり、この橋下氏の発言というのは総理の言動と連動、一体のものだと世界は見ているんですよ。

しかし、慰安婦問題というのは、これは、軍がつくった慰安所で女性を拘束して軍人の性行為の相手を強いたというものです。国連人権委員会なども、このこと自体を問題にして、女性を人間として扱わぬ、人権を著しく侵害した犯罪行為として、日本政府に加害者の追訴、謝罪と補償などを求める勧告を出されているわけです。

こういう従軍慰安婦制度が當時必要だったといふ発言は間違いだと、そういう立場ならばつきり述べてください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ですから、既に何回も述べておりますように、私も、また安倍政権の立場も、この橋下党首、橋下代表ですか、の言わば発言している内容、私は詳細全て把握をして、これが政権としての立場でございます。

○井上哲士君 先ほど言いましたように、各大臣が言つているのは、タイミングが悪いとか今の時

期強調する必要があるかとということに対しては誰も述べていないし、今も総理も述べていないんです。

○井上哲士君 先ほど言いましたように、従軍慰安婦が必要だったということに対しては誰も述べていないし、今も総理も述べていないんです。

○井上哲士君 もう既にこれは述べています。

○井上哲士君 それで、私は、私はこれ

三申し上げているとおりでございまして、これは再

是非委員は橋下代表とそういう議論をしていただ

きたいと、このように思うわけでございまして、

基本的に、申し上げておきますように、我々は立

場が違うということをございまして、何回も申

上げておりますように、慰安婦の方々のそのとき

のつらさ、苦しさを思つと胸が痛むわけあります。

そして、痛惜の念も抱いているわけあります。そ

うした我々の立場については繰り返し述べているとおりでございまして、繰り返しになりますが、立場は違うということは申し上げておきたいと思います。

○井上哲士君 従軍慰安婦を肯定することと侵略戦争の否定とは一体ですよ。戦後の国際政治はこの侵略戦争を否定するということに成り立っているわけでありまして、そのことを否定するということは、日本が今後世界で生きていく足場をなくしていくことになる、そのことを私は厳しく指摘をいたしまして、質問を終わります。

○委員長(石井一君) 次に、舟山康江さんの質疑を行います。舟山さん。

○舟山康江君 みどりの風の舟山康江です。

前回、先週の質問に引き続きまして、今日もTPPを取り上げていきたいと思っています。

前回の質問の中で総理に対して、明確に除外が勝ち取れると先方に確認したのでしようかという質問をさせていただきました。それに対しては、具体的に確認はしていないということだと思います。そして、今日も様々な質問の中で、除外が取れなかつたら脱落するのかということに対しても、とにかく交渉の中でも頑張っていくんだというお答えしかありませんでした。

私は、いろいろと総理の発言を総合して考えますと、つまり、交渉で除外が取れるかどうかというよりは、入口で関税撤廃を求められないことをもつて入ると、これをもつてこれは公約に違反しないということを言っているのかなという感じを最近持っているわけですが、もう一度確認させてください。そういう認識なんでしょうか。

入口で約束しないことをもつて、もうこれは公約には違反をしないということなんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 自由民主党の公約は、聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上このTPP交渉参加には反対ということでありました。この中ににおいて私たちは交渉参加するかどうかという判断をするわけでございますが、首脳会談において、オバマ大統領との首脳会談において、聖域なき関税撤廃を前提条件とはしていらないという判断を得ることができたので、交渉参加という判断をしたわけでございます。

○舟山康江君 それでは、総理が考える聖域とは何でしょうか。聖域というのは、何をもつて聖域なんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日本の国益、まさに国柄でもあるわけでございますが、そうしたものが守っていて、守らなければいけない分野を聖域と考えているところでございます。

○舟山康江君 自民党的公約等では、関税撤廃に関する聖域を求めるということだと思いますけれども、この関税撤廃に関しての聖域というのは何を指すんでしょうか。

○國務大臣(甘利明君) 具体的にこれとこれとこられとこれということを特定して交渉に入っているわけではありません。交渉の中で、我々がこの分野については絶対譲れない、あるいはこの分野についても、この関税撤廃に関しての聖域というのは何を指すんでしょうか。

○舟山康江君 つまり、もう交渉に入つて、何がどこまでどう取れるのか、交渉に入らなければ何も分からぬってことですよ。

一般の方々は、今回の自民党的、安倍政権の交渉参加へ踏み切ったその背景には、除外品目が取れる、だつたらまあしようがないかなと、そういうことなわけです。米とか麦とか乳製品、肉類、砂糖、こういったものに関しては除外してくれる、だつたらしようがない。そこが今のお話を聞いて、とりわけかんば生命、かんば生命に関しても、とりわけかんば生命、かんば生命に關しては新商品の販売は見送るということを、これも日本が一方的に発表したとなつております。

そして、保険に関しては、項目そのものが我が国の発表にはありません。しかし、アメリカ側の発表には保険についても事細かく書いてあります。これは全く内容が大きく違つております。例えば、大きく言いますと、自動車の中に輸入自動車廃の例外はもうないというのが共通認識であります。

まさに、関税撤廃の除外があるかのようなことは国内で言いながら、実は海外に対しては関税撤廃の例外はもうないというのが共通認識であります。

ただ、最初から、これとこれはこうでこうですよということになりますと、全く交渉の手のうちを示すということにもなるわけであります。それぞれの国にはそれぞれの国の国柄があり、守るべきものはあります。しかし、それは最初から、交渉の前段階から、我々まだ入つていなくては、入る前から提示して、こうやっていくという国は恐らくないと思います。

（資料提示）日本側の発表とアメリカ側の発表と

○委員長(石井一君) 次に、舟山康江さんの質疑を行います。舟山さん。

○舟山康江君 みどりの風の舟山康江です。

前回、先週の質問に引き続きまして、今日もTPPを取り上げていきたいと思っています。

前回の質問の中で総理に対して、明確に除外が勝ち取れると先方に確認したのでしようかという質問をさせていただきました。それに対しては、具体的に確認はしていないことだと思います。そして、今日も様々な質問の中で、除外が取れなかつたら脱落するのかということに対するお答えしかありませんでした。

私は、いろいろと総理の発言を総合して考えますと、つまり、交渉で除外が取れるかどうかというよりは、入口で関税撤廃を求められないことをもつて入ると、これをもつてこれは公約に違反しないということを言っているのかなという感じを最近持っているわけですが、もう一度確認させてください。そういう認識なんでしょうか。

入口で約束しないことをもつて、もうこれは公約には違反をしないということなんでしょうか。

○國務大臣(甘利明君) 具体的にこれとこれとこられとこれということを特定して交渉に入っているわけではありません。交渉の中で、我々がこの分野については絶対譲れない、あるいはこの分野についても、この関税撤廃に関しての聖域というのは何を指すんでしょうか。

○舟山康江君 つまり、もう交渉に入つて、何がどこまでどう取れるのか、交渉に入らなければ何も分からぬってことですよ。

一般の方々は、今回の自民党的、安倍政権の交渉参加へ踏み切ったその背景には、除外品目が取れる、だつたらまあしようがないかなと、そういうことなわけです。米とか麦とか乳製品、肉類、砂糖、こういったものに関しては除外してくれる、だつたらしようがない。そこが今のお話を聞いて、とりわけかんば生命、かんば生命に關しては新商品の販売は見送るということを、これも日本が一方的に発表したとなつております。相当、結局、この四月十二日の日米合意の中で、この文書を見る限り、日本側が一方的に幾つかの分野で妥協をしているということですね。

しかも、その一番頭のところを見ますと、結局これは、この事前協議というのは何だったのか。日本とアメリカでどういう条件をり合わせるかとあれば、これ取れるものも本当に取れないですし、全くこれこそ公約違反の何物でもないと思います。

そしてもう一つ、四月十二日の日米合意ということは次第に明確になってくることだと思います。この交渉事というのは、最初から、これところまではこうですと決めて全く交渉に入るところまではこうだけれどもここまではこうだというところまではこうだけれどもここまではこうだといふことを聞いています。交渉の過程の中で、TPP交渉、このまではこうだけれどもここまではこうだといふことを聞いています。

（資料提示）日本側の発表とアメリカ側の発表と

いつた表明になつております。  
これだけ認識がずれているということ、つまり、このアメリカの文書を見ると、この交渉に当たつては日本側が幾つも妥協をしなければTPPには入つていけないと、しかも、TPP本体だけではなくて事前の二国間協議の中で様々ないろいろな妥協をしていくということ、それを迫られているということですけれども、これだけ認識が違つて、文書が違うということに対し、やはり今後交渉でしつかりと日本の立場を説明していくに当たつては、事実関係を整理して、違つものは違う、これはアメリカ側の発表が間違つているということを、もし違うのであれば言つていかなきやいけないと思いますけれども、総理、いかがでしょうか。総理にお聞きします。

○委員長(石井一君) まず甘利担当大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(甘利明君) はい。日米の合意文書が全てであります。あと、アメリカ側が国内の議会対策としてどういうふうに説明しようと、それは我々が干渉することではありません。  
保険の件は、記者の質問に答えて財務大臣がその答弁をされた、それが発表されたわけでありましたし、自動車に関していえば、簡易手続で二千台入るというのはアメリカ向けだけではあります。しかも、アメリカは二千台の消化ができるといいわけであります。半分しか食べる食欲のない人に井三杯までお代わり自由ですと言つたて、定食屋の営業には余り影響ないと思います。

○舟山康江君 少なくとも保険、自動車に関して、日本が一方的に、これだけをやります、開きます、かんば生命は販売しません、そういう宣言をしてしまつてあるわけです。相手に塩を送つているというんでしようか、相手に与えているわけですよ。こういうことで、交渉でしつかりと勝ち取りますということが本当にできるのか。そのことに対する抗議も何もしていないというのも、やはり交渉が有利に進むとは私は到底思えません。

いつた表明になつております。

それでもう一つ、この非関税措置に関しましては、TPP交渉と並行して取り組むということであることを約束しているようあります。そして、そのことは補足のファクトシートを参照となつていますけれども、かなり内容も詳細に書かれています。例えば、国際規格を受け入れる、政府調達に関しては、TPPというものを受けること、食品添加物のリスク評価を簡素化する、ゼラチン、コラーゲンに関する事項、こういったもの、相当詳しく書いてありますけれども、これもそのとおりなんでしょうか。

○国務大臣(甘利明君)

これ、アメリカ側の関心事項を、こういうものを二国間で協議をしてほし

いという関心事項を並べたわけでありまして、こ

れに関して結論が出ていたわけではありません。

真摯に協議をいたしましたということを決めたわけ

であります。

そもそもこのTPPというのは、先に入会して

いる人たちの全ての国の了解を取らなきやならな

いというルールになつていています。みんなの党さん

がもつと民主党さんにハッパを掛け早く入つて

いればよかったですなと思つた次第でございました。

(発言する者あり) あつ、みどりの風、済みませ

ん。みどりの風さんが民主党さんのしりをたたいて

てもっと早く入つていれば了解を取る国のは

減つたということをございます。

○舟山康江君 今の発言は全く認識違うと思いま

す。前段は正しいと思いますよ。後から入る国と

いうのは、その既存の参加国との了解を得なければ

いけない。そしてもう一つ、今まで決まつて

いるものに関してはそのまま受け入れなければいけない

といつたのです。仮に二年前、民主党政権

が入つたとしても、もう既に大枠が決まつ

ていて、そこに対して後から入つていかなければ

いけなかつた。ほとんど決まつていたわけですよ。

私は、四月二十二日の参議院予算委員会で総理

が村山談話についてそのまま継承しているとい

う発言だと思っております。さらに、侵略といつた

ことは学問的にも国際的にも定まっていないと、こ

れは極めて総理が若いときからこの侵略問題、植

民地問題の研究不足を露呈しておると思っており

ます。既に植民地解放宣言は国連では戦後早い時

期に国際社会の合意として発表されております。

そして、侵略問題についても多くを語る必要はないと思います。なぜ戦前の朝鮮はあるいは台湾

は植民地ではなかつたのか、その北の方にあつた

満州という国は元々日本の固有の国であつたの

か、違うでしよう。広く東南アジアに目を移して

いくともとありますよ。時間ありませんからこ

ります。

しかも、今申し上げましたとおり、二国間の事

前の法的拘束力を持つものも受け入れる。まさに

TPPというのも併せてここで締結すること

になるわけじゃないですか。TPPというものを

人質に取られて二国間で今までの懸案を全て解決

をするという、まさにその手口に乗つていてい

る今のやり方に對しては、私は國益を守ることに

は全くつながらないということを最後に申し上げ

ます。間違つて質問を終わります。

総理にお聞きします。

○委員長(石井一君) まず甘利担当大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(甘利明君) はい。日米の合意文書が

全てであります。あと、アメリカ側が国内の議会

対策としてどういうふうに説明しようと、それは

我々が干渉することではありません。

保険の件は、記者の質問に答えて財務大臣がそ

の答弁をされた、それが発表されたわけでありま

すし、自動車に関していえば、簡易手続で二千台

入るというのはアメリカ向けだけではありません。

しかも、アメリカは二千台の消化ができるとい

いわけであります。半分しか食べる食欲のな

い人には井三杯までお代わり自由ですと言つたつ

て、定食屋の営業には余り影響ないと思います。

○舟山康江君 少なくとも保険、自動車に関し

て、日本が一方的に、これだけをやります、開き

ます、かんば生命は販売しません、そういう宣言

をしてしまつてあるわけです。相手に塩を送つて

いるというんでしようか、相手に与えているわけ

です。こういうことで、交渉でしつかりと勝

ち取りますということが本当にできるのか。その

ことに対する抗議も何もしていないというのも、

やはり交渉が有利に進むとは私は到底思えませ

ん。

○委員長(石井一君) まず甘利担当大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(甘利明君) はい。日米の合意文書が

全てであります。あと、アメリカ側が国内の議会

対策としてどういうふうに説明しようと、それは

我々が干渉することではありません。

保険の件は、記者の質問に答えて財務大臣がそ

の答弁をされた、それが発表されたわけでありま

すし、自動車に関していえば、簡易手続で二千台

入るというのはアメリカ向けだけではありません。

しかも、アメリカは二千台の消化ができるとい

いわけであります。半分しか食べる食欲のな

い人には井三杯までお代わり自由ですと言つたつ

て、定食屋の営業には余り影響ないと思います。

○舟山康江君 少なくとも保険、自動車に関し

て、日本が一方的に、これだけをやります、開き

ます、かんば生命は販売しません、そういう宣言

をしてしまつてあるわけです。相手に塩を送つて

いるというんでしようか、相手に与えているわけ

です。こういうことで、交渉でしつかりと勝

ち取りますということが本当にできるのか。その

ことに対する抗議も何もしていないというのも、

やはり交渉が有利に進むとは私は到底思えませ

ん。

○委員長(石井一君) まず甘利担当大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(甘利明君) はい。日米の合意文書が

全てであります。あと、アメリカ側が国内の議会

対策としてどういうふうに説明しようと、それは

我々が干渉することではありません。

保険の件は、記者の質問に答えて財務大臣がそ

の答弁をされた、それが発表されたわけでありま

すし、自動車に関していえば、簡易手続で二千台

入るというのはアメリカ向けだけではありません。

しかも、アメリカは二千台の消化ができるとい

いわけであります。半分しか食べる食欲のな

い人には井三杯までお代わり自由ですと言つたつ

て、定食屋の営業には余り影響ないと思います。

○舟山康江君 少なくとも保険、自動車に関し

て、日本が一方的に、これだけをやります、開き

ます、かんば生命は販売しません、そういう宣言

をしてしまつてあるわけです。相手に塩を送つて

いるというんでしようか、相手に与えているわけ

です。こういうことで、交渉でしつかりと勝

ち取りますということが本当にできるのか。その

ことに対する抗議も何もしていないというのも、

やはり交渉が有利に進むとは私は到底思えませ

ん。

かなければいけないので、皆さん方の、責任ある人々の発言でそういう友好な関係が崩されてきておるのが実態だと私は考えております。それに対する答弁は求めませんが、一応私の見解をお伝えをしておきたいと思います。

そして、これは質問しますよ。

五月十日の記者会見で官房長官は、歴代内閣と同じように村山談話全体を引き継ぐと安倍内閣の立場を官房長官は説明していらっしゃいます。この官房長官発言を踏まえて、村山談話を踏襲する所、こういうふうに受け止めているわけです、私は。それでよろしくござりますね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 累次申し上げておりますとおり、我が国はかつて多くの国々、とりわけアジア諸国人々に対して多大の損害と苦痛を与えたわけでございます。その認識においては安倍内閣としても同じであり、これまでの歴代内閣の立場を引き継ぐ考えであります。

いわゆる村山談話は戦後五十年を機に出されたものであり、また、戦後六十年に当たっては、当時の小泉内閣が談話を出しているわけでございます。その上において、かかるべき時期に二十一世紀にふさわしい未来志向の談話を発表したいと考えております、そのタイミングと中身につきましては今後十分に考えていただきたいと思っております。

韓国や中国を始めとする近隣の国々は日本にとって重要なパートナーでもあり、これらの国々との関係強化に引き続き努力をしていくとともに、地域の平和と繁栄に積極的に貢献をしていく考えでございます。

○山内徳信君 私は、憲法九十六条の問題に入る前に一言、憲法制定の経緯について申し上げておきたいと思います。

憲法改正したいという立場の人々は、えてして、この憲法はマッカーサーに押し付けられた憲法だと、こういうふうに言われる方がいらっしゃいます。

私はそうは思わないのです。この憲法を、いわゆる憲法九条の戦争の放棄、武力の不保持、これを

提案をしていったのは日本の当時の総理大臣幣原喜重郎であったと、こういうことをこの場で明確に申し上げておきます。そして、これは一九四六年一月、幣原・マッカーサー会談で提案されております。

【委員長退席、理事小川敏夫君着席】

そしてさらに、一九五一年のアメリカの上院での聴聞会でマッカーサーが証言しております。さらに、五五年の在郷軍人会でのマッカーサーのスピーチの中でも、幣原喜重郎が訪ねてきた、そのことをスピーチで発表しております。さらに、一九六四年のマッカーサー回想録というのがござります。その中でも、幣原喜重郎がやはり、日本は軍備を持たない、そういう方向に行かなければ再び戦争のそういう危険性があると、幣原喜重郎のいろんな本を読んでみますと、幣原喜重郎はあの八月十五日のあの光景、広島、長崎原爆投下のあの光景等々、いっぱい頭に浮かんでおるんですね。

したがいまして、そういう体験を通して提案されていったのが現在の憲法九条だということになります。この九条を守り抜いて、過去になかった全く新しい平和国家をつくつていったときに日本の未来は輝くんです。今の中国を相手にして、あるいは北朝鮮の動きを理由にして日本がどんどんどんどん軍備増強していくとも、それは惨たたる状況になる以外にないんです。

したがいまして、今までの二十世紀型の発想、そういうものを乗り越えて新しい日本の平和国家をつくつていった大切なことを私は安倍総理に期待をしたいと思っております。

○理事(小川敏夫君) 次に、水戸将史君の質疑を行います。水戸将史君。

○水戸将史君 日本維新の会の水戸将史でございました。

総理、若干間が空いてしまいましたけれども、四月二十九日のロシア・モスクワ訪問、お疲れさまでありました。十年ぶりに日本の総理大臣として、小泉首相以来の訪問口であつたということありますけれども、今回のロシア訪問を振り返りますけれども、総理が自ら御自身はどういう形で今回の成果を自己評価されているのか、簡潔にお答えください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は、日本の総理大臣としては十年ぶりにロシアを公式に訪問をいたしました。そして、北方領土の問題については、

ういう旧日本軍の従軍慰安婦問題発言と、さらには、これは非常に日本と、まさに外務省にそれぞれの役所に、外務省にそれぞれ加速化をさせていくという指示を与える、共同で与えていくことで一致をしたところでござります。

今後、その都度交渉者同士から、これは次官級であります、報告を受けながら、そしてまた私とブレーチン大統領が様々な、マルチの会議もありますから、そうした会議も利用いたしまして会議を行い、そしてまたその会議を受けて再び各交渉者に指示をしていくという形でしっかりと交渉を前に進めていきたいと、こう考えているところでございます。

数年間、ずっと日ロの関係、特に平和条約交渉は停滞をしていたわけですが、それを再開し、そして加速化させていくことで合意できましたことは成果であったと、このように考えています。

以上です。

また、経済分野における協力につきましても、日ロ関係全体の発展を図りながら、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、腰を据えて基本的に交渉に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○水戸将史君 今総理がお話しをいたきましたところではござります。

また、経済分野における協力につきましても、日ロ関係全体の発展を図りながら、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、腰を据えて基本的に交渉に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○水戸将史君 今総理がお話しをいたきましたとおり、そもそも今回訪問の主目的は、日ロ平和条約締結に向けて大きな懸案事項である北方領土交渉を再開をし、そして加速化していくということが、それを合意するためであるという話がございました。

しかし、さはざりながらも、一九五〇年代からずっとこの古くて新しいテーマである北方領土の問題、いろんな形で国としても、まあ相手があるわけでありますのですから、いろんな取組をしてきた経過がありますが、しかし両国間の立場の隔たりが大きいわけでありますし、両国に受入れ可能な解決策を見出すのは非常に容易ではないという状況であります、現時点において、安倍総理自身は、この領土問題に関しての御認識はいかがでじょうか。

〔理事 小川敏夫君退席、委員長着席〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日本の基本的な姿勢としては、四島の帰属問題を解決をして平和条約を締結をしていく立場であります。しかし、御承知のように、これは相手のあることありますから、そう簡単なことではございません。

戦後六十七年を超えて、なおかつこれは全く解決をしていないわけでありますから、これは簡単に解決をさせるような魔法のつえはないわけでございます。だからこそ、これは、数年間これはずっと停滞をしていたわけでございますが、まずはこの平和条約を結ぶべきだ、言わば平和条約がないというはこれは異常な状況であるということです。両首脳は一致をしたわけでございますし、これからまさに最終的には両首脳がこれは決断をしなければ解決はしないということにおいても認識を一つにしたところでございまして、その上において、決断をするためにもこれは両国が受入れ可能なものでなければならぬ、これが大変難しいところでございますが、しっかりとまずは両国で交渉していく、日本としては交渉していくたい、このように考えております。

○水戸将史君 まさに今総理がおっしゃったとおり、決断が必要、政治的な決断というものはやはり、決断が必要、政治的な決断というのをやはり大所高所からいろいろなことを想定をしながらしていく必要はある、政治家の責務でありますよね。

今、その日口平和条約締結に向けてこれを進めていくのか、やはりこの解決なくして平和条約の締結はないと思っているんですけども、それはいかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、言わば領土問題の解決があつてこれは初めて平和条約の締結になる。ですから、四島の帰属問題を決めて、そして平和条約を締結をすると、四島の帰属問題を解決をしていく立場でありますから、それはいかがであります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、言わば領土問題の親書を携えてブーチン大統領にそれを渡して平和条約を締結をしていく立場であります。

○水戸将史君 我が国の政府の立場として、その帰属問題、帰属が確認をされるならば実際の返還の時期や態様については柔軟に対応する。例えば二島返還を先行するということもあり得ると思うます。だからこそ、これは、数年間これはずっと停滯をしていたわけでございますが、まずはこの平和条約を結ぶべきだ、言わば平和条約がないというはこれは異常な状況であるということです。両首脳は一致をしたわけでございますし、これからまさに最終的には両首脳がこれは決断をしなければ解決はしないということにおいても認識を一つにしたところでございまして、その上において、決断をするためにもこれは両国が受入れ可能なものでなければならぬ、これが大変難しいところでございますが、しっかりとまずは両国で交渉していく、日本としては交渉していくたい、このように考えております。

○水戸将史君 まさに今総理がおっしゃったとおり、決断が必要、政治的な決断というのをやはり大所高所からいろいろなことを想定をしながらしていく必要はある、政治家の責務でありますよね。

今、その日口平和条約締結に向けてこれを進めていくのか、やはりこの解決なくして平和条約の締結はないと思っているんですけども、それはいかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、言わば領土問題の解決があつてこれは初めて平和条約の締結になる。ですから、四島の帰属問題を決めて、そして平和条約を締結をすると、四島の帰属問題を解決をして平和条約を締結をすれば、これが大変難しい立場である、これが大変難しい立場であるといふことはよく分かりませんが、しかし、帰宿後インタビューに答えて、やっぱり半年か一年後の間ににおいて領土交渉に対するいわゆる道筋というものを付けていく必要があるという、期限を決めてやるべきであるということを言及されておりますけれども、そういうことを、実際安倍総理が向こうに行かれて期限的な話をされたかどうかということです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 会談の中の中身について一々紹介させていただくことは差し控えさせていただきたいと思いますが、ブーチン大統領とともに共同声明を発出をしているわけでございました。そして両首脳がモスクワで記者会見に応じているわけでございまして、それが全てであるということでございます。

○水戸将史君 この領土問題、確かに大きな大き

ますけれども、森元総理の帰国後のインタビューにおきまして、これから半年か一年間の間ににおいて、両国の外務省に北方領土問題の解決策を検討されることで合意すべきだという、期限を決めてそのような解決策を検討させるべきだということを両国の外務省にやらせるべきであるということを、そういう形でインタビューには答えているわけありますけれども、実際、ブーチン大統領と安倍総理がお会いになりまして、この領土問題解決への道筋についての具体的な期限、じゃ、この期限までに解決策の検討をしましようというよう話合いは持たれたんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まずは、先ほど申し上げましたように、六十何年を経て平和条約がないのは異常であるという認識をさせ、そして平和条約交渉を再開をし、さらには両首脳がいずれかの時点で決断しなければならないという覚悟の下に両国の外交当局に指示を出して、交渉し、更に交渉を加速させていると、こういうことでございます。

○水戸将史君 今言つたのは、いわゆる期限を決め、森元総理はどういう形でブーチン大統領とのお話をされたかは、それはよく分かりませんが、しかし、帰宿後インタビューに答えて、やっぱり半年か一年後の間ににおいて領土交渉に対するいわゆる道筋というものを付けていく必要があるという、期限を決めてやるべきであるということを言及されておりますけれども、そういうことを、実際安倍総理が向こうに行かれて期限的な話をされたかどうかということです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 会談の中の中身について一々紹介させていただくことは差し控えさせていただきたいと思いますが、ブーチン大統領とともに共同声明を発出をしているわけでございました。そして両首脳がモスクワで記者会見に応じているわけでございまして、それが全てであるということでございます。

○水戸将史君 この領土問題、確かに大きな大き

一丁目一番地であるわけでありますんで、やっぱり

り相手があることでありますから、やっぱり緩急織り交ぜながらも我が国の主張はしっかりといくというスタンスでは非臨んでいいいただきたいと思つておりますが。

我が国へのロシアの敵対行為を速やかにやめさせ、そして、それからやっぱりこの2プラス2に對していろんな協調關係をつくっていくことが筋ではないかと思つてゐるんですけども、こういうことに關して総理からブーチン大統領に、今言つたような領空侵犯とかいわゆる軍備の強化をやめるべきであると、しっかりとおつしやつていただいたでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ブーチン大統領との間においては様々なやり取りがございました。中身につきましては、先ほど申し上げましたように既に共同声明で発表いたしておりますし、共同記者会見でお答えをさせていただいたとおりでございまして、これ以上のことにつきましては、会談内容のことにつきましてはここで発言することは差し控えさせていただきたいと思います。

○水戸将史君 次に、ロシア、隣国でありますし、また様々な日本を取り巻く近隣の諸情勢がある、そういう中において、一定の理解と信頼の下においてロシアとの協調体制をしいていくことは日本の國益にかなつていくと思います。ですからこそ、是非今後とも、是非そういうことを含めてロシア外交をしっかりと踏まえてやつていただきたいことを強く要望して、私の質問を終わります。

○委員長(石井一君) 以上で水戸将史君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(石井一君) 次に、荒井広幸君の質疑を行います。荒井広幸君。

○荒井広幸君 新党改革の荒井です。

今日は、生活に関して、そして景気に關して一番重要な參議院の採決のときを迎えます。今日、五月十五日は、平成三年だと思ひますが、総理のお父様の晋太郎先生の御命日でございます。また、私はこの日に生を受けおりまして、そういう意味でもこの採決の日非常に思ひがござりますが、総理、映画で「リンカーン」を御覧になつたと

いうことです。仄聞しますと、いろいろ考へるところがあつたということですが、どんな思いでどうなところに關心があつたんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに一国の指導者が、國論を二分する、これはまさに南北で戦争になつた、内戦になつた、至つたわけでございま

すが、この中で重い判断をするわけであります。これは、建国の理念ともかかわる、自由と平等という理念をいかにこれは守つていく、あるいは確立をしていくかという中において憲法を修正をしていくわけでございますが、やはりこれは政治家の判断は極めて重たい、そして重たい判断を指導者はしなければならないと、こんなことを感じた次第でございます。

○荒井広幸君 総理は人一倍、命とか人権、国を守るという、そういう正義感が強い方であります。

私は淡淡とした気持ちで、アメリカも三分の一の憲法でございます。三分の二の賛成がないと通りません。これをリンクーンはかたくなに、一回目失敗します、下院で。二回目に挑戦するところから、この「リンクーン」は、スピルバーグは描き始めるわけでございますが、そこも非常に私は興味深く見ておつたというところでございます。

さて、総理がおつしやいましたまさに奴隸制といふもの、人権であります、自由と平等でありました。そのために、幸福追求権というのと同じ十三条、合衆国憲法の修正十三条なんです、あれは、當時。

我々、十二条は、いわゆる幸福追求権です。幸福追求する。生命、自由、そして幸福を追求する権利は国民皆さんにあるんだと、こういうことでございますが、今の福島県の被災している人たちにそうしたことがあるでしょう。そして、二十二条には、皆さん、居住、移転あるいは職業選択の自由というのあるんです。今の福島県の被害者の方に、そういう状況に今なつていてるでしょうが。そして、二十五条は生存権そのものです。最も限られた文化的な営みが、営む権利があるんだと。

そういう中に今福島県は置かれている。こういうことで、私は、ひとつ透析患者の皆様方のこの被害という状況をもう一回見詰める中で、全ての被害者のことについてお聞きをいたさないと総理にお願いをいたします。

まず、その賠償をする原子力損害賠償紛争審査会というのがあります。これは九名の皆さんで、いわゆる原発事故の賠償をする基準を決めていきます。そうした方々、あの当時は受け手がなかつたです、実際は。しかし、そういう中においても審と言いますが、委員会の皆さん、委員長さん始め、避難区域、避難指示の出た市町村で、実は今年のつい三日前、五月十二日に初めて現地調査を行つたんです。被害者の皆さん、賠償を決める委員会の親委員会の皆さんが初めて、今年の、三日前に行かれたということなんです。ただし、去年の一月に郡山市でヒアリングはしてますが、現地調査はしていません。この二度なんですね。これまで、現地調査を余りにも少ない、その中で、被害をきちんと受け止めて、被災者の皆さんのが十分に受け止められたか。そうして、いただいていたり、あるいは行つた先の方も三回しなくちゃいけないところを二回にしてもらつて、お互いが切り詰めて命を守つていくんです。

これが原発災害の、総理、副総理、現実なんですよ。これを国会事故調は明確に言つてゐるんです。これだけでも私たち国民と我々国会は、原発事故の特有な事情を見逃していませんか。民主党からもう私は何遍も言つてきたんです。

そこで、話を持ちますと、東電に、この透析患者の皆様方は、お金ではないが、命をすり減らすような思いの、それを国が責任として評価してくれ、行き場は、国に行きようないで、東電にしかないんです。賠償という形しかないんです。それを再三断つてゐるんです、東電は。

この間も私はテレビ中継じゃないところでやりました。お聞きいただいたと思います。今までも民主政権で言つてきましたが、できません。これを安倍政権で、この実態をきちんと受け止めて、原発には特有な事情があるんだ、これを認識して、おわびのあかしとして賠償を、これをする、その

いためには、黒川委員長に来ていただきなくちゃいけなかつた。ところが、残念ながら、これは自分が國へのロシアの敵対行為を速やかにやめさせて、そして、それからやっぱりこの2プラス2に對していろんな協調關係をつくっていくことが筋ではないかと思つてゐるんですけども、こういうことに關して総理からブーチン大統領に、今言つたような領空侵犯とかいわゆる軍備の強化をやめるべきであると、しっかりとおつしやつていただいたでしようか。

そこで、どういうことを言つてあるかというと、ちよつとこれは文科大臣に讀んでいただきたいとお願いしたのは認識を共通にするためですか。私が申し上げると、この国会事故調では、原子力災害に特有の事情があるということを明確に指摘しているんです。例えば、病院の患者さんの避難においては、医療関係者が不足した、そして輸送手段が限定された、長距離、長時間であつた、避難先確保が優先したので病院を当たることができなかつた。

そういう中でこの透析の皆さん、ここに書きまして、この二回目に挑戦するところから、この「リンクーン」は、スピルバーグは描き始めるわけでございますが、そこも非常に私は興味深く見ておつたというところでございます。さて、総理がおつしやいましたまさに奴隸制といふもの、人権であります、自由と平等でありました。そのため、幸福追求権というのと同じ十三条、合衆国憲法の修正十三条なんです、あれは、當時。願いをした国会事故調査委員会、歴史問題が先ほどからお話しになつてますが、初めてこの国会が今までの原発、この責任は誰にあるかということが今までの原発、この責任は誰にあるかということが今までの原発、この責任は誰にあるかということが今までの原発、この責任は誰にあるかといふふうに思ふんです。

そこで、今日も、衆参両院全ての政党党派がお願いをした国会事故調査委員会、歴史問題が先ほどからお話しになつてますが、初めてこの国会が今までの原発、この責任は誰にあるかといふふうに思ふんです。その皆さんのが六ヶ月でこの報告書、もつとあるんですが、お出しになつた。そのお出しになつた中で黒川委員長さんに御説明をいたさないと思つたのは、まさに、この透析患者の皆さんを例にしては誠に申し訳ありませんが。そして、二十五条は生存権そのものです。原発には特有な事情があるんだ、これを認識して、おわびのあかしとして賠償を、これをする、その

ためには見直しをするべきと私は考へてゐるんで  
す、賠償基準。文科大臣、どう思われますか。

○國務大臣(下村博文君) 原子力損害賠償紛争審  
査会が策定された指針におきましては、事故によ  
り避難等を余儀なくされたことにより負担が増加  
した診断費、治療費、薬代等は賠償すべき損害と  
明記されているほか、避難により生命・身体的損  
害を被った場合には、それによって失われた逸失  
利益のほか、治療費、精神的損害等が賠償すべき  
損害と明記されています。

実際の賠償については、個々の方々が受けられ  
た損害の事情に応じて判断されることになります  
が、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和  
解事例の中には、人工透析等を受けなければなら  
ない状況を考慮して精神的損害に対する賠償額が  
増額されたものもございます。

御指摘のように、同セントターによる和解の仲介  
等の体制を強化しながら、文部科学省として、よ  
り迅速、公正、適正な賠償が実現できるよう、よ  
り全力で取組をしてまいりたいと思います。

○荒井広幸君 総理始め閣僚の皆さん、だんだん  
福島原発が遠のいてきたんじゃないですか。まだま  
だ終わってない。この透析の皆さん、厚労大臣  
にお尋ねしたいと思つたけれども、民主党時代か  
らもお願い再三したが、十分に把握しておられな  
いんですよ。それは、規制委員会だと復興庁だ  
とか、そういうことでは駄目なんですよ。皆さん  
が国の責任としてきちんと賠償という形でやつば  
りおわびをしてもらいたいという気持ちなんで  
す、お金じゃないんです。そういうところを、こ  
の原賠審の委員の皆さんも初めて三日前に福島入  
りをしたと、現地調査をしたと、こういう問題、  
安倍内閣でなければ直せないんじゃないですか、  
総理。私はそれを申し上げたい。

そして、同時に、この国会事故調の第三者が報  
告をした、黒川委員長を始め、この調査報告には、  
今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会が  
あつたのにもかかわらず、歴代の規制当局及び東  
電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、

査会が策定された指針におきましては、事故によ  
り避難等を余儀なくされたことにより負担が増加  
した診断費、治療費、薬代等は賠償すべき損害と  
明記されているほか、避難により生命・身体的損  
害を被った場合には、それによって失われた逸失  
利益のほか、治療費、精神的損害等が賠償すべき  
損害と明記されています。

実際の賠償については、個々の方々が受けられ  
た損害の事情に応じて判断されることになります  
が、原子力損害賠償紛争解決センターにおける和  
解事例の中には、人工透析等を受けなければなら  
ない状況を考慮して精神的損害に対する賠償額が  
増額されたものもございます。

御指摘のように、同セントターによる和解の仲介  
等の体制を強化しながら、文部科学省として、よ  
り迅速、公正、適正な賠償が実現できるよう、よ  
り全力で取組をしてまいりたいと思います。

○荒井広幸君 総理始め閣僚の皆さん、だんだん  
福島原発が遠のいてきたんじゃないですか。まだま  
だ終わってない。この透析の皆さん、厚労大臣  
にお尋ねしたいと思つたけれども、民主党時代か  
らもお願い再三したが、十分に把握しておられな  
いんですよ。それは、規制委員会だと復興庁だ  
とか、そういうことでは駄目なんですよ。皆さん  
が国の責任としてきちんと賠償という形でやつば  
りおわびをしてもらいたいという気持ちなんで  
す、お金じゃないんです。そういうところを、こ  
の原賠審の委員の皆さんも初めて三日前に福島入  
りをしたと、現地調査をしたと、こういう問題、  
安倍内閣でなければ直せないんじゃないですか、  
総理。私はそれを申し上げたい。

そして、同時に、この国会事故調の第三者が報  
告をした、黒川委員長を始め、この調査報告には、  
今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会が  
あつたのにもかかわらず、歴代の規制当局及び東  
電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、

あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うこと  
によって、安全対策が取られないまま三月十一日  
を迎えたことで発生したものである、こう言つて  
います。明確に安全対策に対する国の不作為を  
言つているんです。この不作為を認めない限り、  
本当の心の復興はできない。

そして、国の責任として、生活再建あるいは除  
染の問題もやつていただいています。今まで以上  
にやつてもらつて感謝はしますが、本当のずれが  
出ているところのところは、国が政治責任があつ  
たと、国の大切な対策の失敗でこのようになつたん  
だということを認めていただくことなんです。

どうぞ、総理、今、人権が憲法問題として扱わ  
れてきています。国の安全保障そのもの、命、人  
権であります。どうぞ、透析患者さんの一例を出  
させていただきましたけれども、こうした精神的、  
肉体苦痛は癒やされることはありませんが、少な  
くとも安全対策を国が怠つてきたという国の責任  
を認めて、そして一から出直した対策を、安倍内  
閣だからこそできます、やつていただきたいと  
思つております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 被災者の皆様を始  
めとする国民の皆様に多大な御苦労をお掛けをし  
ておりますこと、いまだに多くの方が自分の家  
に戻れない、元の生活に戻れない、そういう状況  
になつておりますこと、心からおわびを申し上げ  
る次第でございます。

原発の安全性について国会事故調や政府事故調  
員会が新たに設置をされ、原子力安全規制の抜本  
的な見直しが今進められているところでありま  
す。その中において、私たちは、原子力規制委員  
会において、各種の事故調査でこれまで明らかに  
おきます。

された情報踏まえ、海外の規制基準も確認しな  
がら、世界最高レベルの安全水準となる新規制基  
準の策定を行つていかなければならぬと、この  
ように考へておられるところでございます。

また、安全の追求には終わりはないわけでござ  
いまして、継続的な安全向上が重要であります。  
それが原子力規制委員会のまさに規制姿勢でござ  
いまして、私たちはしっかりとそうした検討、見  
直しを行つていく考え方でございます。

○荒井広幸君 終わります。  
○委員長(石井一君) 以上で荒井広幸君の質疑は  
終了いたしました。(拍手)  
これにて外交・内政の諸問題に関する集中審議  
は終了いたしました。

○委員長(石井一君) これより締めくくり質疑に  
入りますが、この際、委員長として一言申し上げ  
ます。

理事会の合意に反し、約二十分審議が遅れてお  
ります。委員におかれましては、時間を十分厳守  
して行つていただきたいと存じます。

本日は、これから締めくくり質疑を行い、そし  
て動議の提出があり、修正動議を議論し、その後、  
各党の討論があり、その後に採決があり、そして  
その後に本会議が延々と開かれる、こういうこ  
とのであります。

委員に対しまして、質問者に対しましても厳重  
に今回は注意いたしますが、同時に、閣僚席にお  
かれましても答弁は簡潔に直截に、片道方式で  
やつておりますので、できるだけ時間を考へなが  
ら、中身はしつかりやつていただきたいのですが、  
お願い申し上げたいと思います。

それでは、締めくくり質疑に入ります。櫻井充  
君。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。  
昨日、十四日に飯島内閣官房参与が平壌入りさ  
れました。これは総理の任を受けてでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 報道されておりま  
す。飯島参与の訪朝につきましては、政府の立場と

してはノーコメントでございます。

○櫻井充君 参与が行かれているのに総理がノーコメントと。非常に重要な問題でございまして、この委員長、是非私の同僚の白真勲に質問をお願いしたいと思いますが、取り計らい、よろしくお願ひします。

官房長官にお聞きいたしたいと思いますが、飯  
島内閣官房参与の渡航費というのはどの予算、内  
閣官房の予算から出ているのかどうか、お答えく  
ださい。

○国務大臣(菅義偉君) 今総理がこの件について  
コメントを控えさせてもらうということであります  
けれども、今の段階では私も控えさせていた  
だきます。

○白真勲君 これ、予算委員会なんですね。予算  
の執行状況について調べさせてもらうのにコメント  
トを差し控えるつてなると、これはその先、進め  
なくなつちやうんですよ。もう一度お聞きいたし  
ます。お答えください。

○国務大臣(菅義偉君) 事柄の性質上、コメント  
は控えさせていただきたいと思います。

○白真勲君 いや、これ、予算委員会なんですね。  
官房長官、今、外交に関することというんですけど  
れども、行つたか行かないかなんですよ。内容に  
ついて私、聞いているわけじゃないんですね。

飯島内閣官房参与が平壌で何をしているかとい  
うことを聞いているわけじゃなくて、その渡航費  
について聞いているんです。もう飯島内閣官房参  
与が平壌に到着したことは分かっているんです。  
ですから、その予算については、その渡航費につ  
いてお聞きしているんです。お答えください。

○国務大臣(菅義偉君) 事柄の性質上、現時点に  
おいては、これは控えさせていただきたいと思  
います。(発言する者あり)

○委員長(石井一君) 速記を止めてください。

○委員長(石井一君) それじゃ、速記を起こしてください。

それでは、もう一度質問者の発言を許します。

○白眞勲君 では、もう一度お聞きします。

予算はどこから執行されていますか。

○国務大臣(菅義偉君) 今の時点では、事柄の性

格上控えさせていただきたいと思います。(発言する者あり)

○委員長(石井一君) 速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(石井一君) 速記を起こして。

それじゃ、再度政府の答弁を求めます。菅内閣

官房長官。

○国務大臣(菅義偉君) 同じ答弁で恐縮でありますけれども、現時点においては、事柄の性格上、

答弁は控えさせていただきたいと思います。

○白眞勲君 ジャ、それだけ言えないというその

事柄の性格って一体何ですか。それをお答えください。

○国務大臣(菅義偉君) 委員は十分承知の上の質問だと思います。

○白眞勲君 そこまでしゃべらないという方が私は不思議でしようがないんですよ。

ジャ、ちょっと質問のやり方変えますね。

普通、外交交渉というのは、今回のこの北朝鮮

の渡航については、政府の方で、ミサイル発射事案だと、それぞれ様々な、今までの経済制裁等の

北朝鮮に対する様々な制裁の中に、我が国国家公務員の渡航を原則として見合わせるということが書いてあるわけですね。で、内閣官房参与は、これ公務員ですよね。

○国務大臣(菅義偉君) 特別職の公務員です。

○白眞勲君 私は、原則として行つちやいけないといつても、国益に関する以上、行つていいと思っているんですよ、私は、平壌に。だから、そういう面では、ただ、こうやって国民に向かっても我が国からの北朝鮮への渡航自粛を要請しているわ

けですね。だから、国民に対しての説明というの

があるんです。原則を外して、例外として今回渡

航されたわけですから、その例外として渡航され

た、それ相当の理由だけは説明をこの場でしていい

ただきたいと思います。総理、ちょっとお願ひい

たします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、日本と北朝鮮

の間には、拉致問題、そして核問題、ミサイル問

題があるわけでございまして、そうした問題を解

決をして、平壤宣言にのつとつて国交を正常化す

るというのが基本的な方針でございます。

その中において、彼らは挑発的な行動を取つて

いる、拉致問題についても誠意ある姿勢を示さな

い中で、累次の制裁を科しているわけでございま

す。圧力を掛けていきながら彼らの政策を変えて、

対話によって問題を解決をしたいということです

ざいます。

その中において様々な努力をしているわけでござ

りますが、今報道されているこの飯島参与の訪

朝につきましては、まさに今官房長官が答弁させ

ていただいたように、事柄上、コメントを控えさ

せていただいているわけでございまして、これは

一般論として申し上げれば、外交交渉をしている

中において、その人物の立場、これは国際社会全

体の立場というものがござりますので、その立場

をどういう立場としてとらえているかということ

の表明ということについては、これは慎重でなけ

ればならないと、これ一般論として申し上げてい

るわけでござります。

そして、その上において、今の御質問について、

予算とのかかわりでございますが、その予算との

かかわりについてコメントすることも政府とのか

かわりについてコメントすることに結果として

なつていくわけでござりますので、コメントとし

て差し控えさせていただきたいと、こういうこと

でござります。

○白眞勲君 そういうふうに答えてくれればいい

んですよ、安倍総理。口をとんがらかしてノーコ

メントと言われちゃうと、こっちもかわいそうな

んです。

ですから、逆にそういう、国民に向けては、やつぱりこうやつて飯島参与が行かれたと。そうした

私も含めて国民の大多数は拉致問題の解決に

一步前進するんじゃないかという期待感は出てく

るわけなんですね。それに対するやはり思ひとい

うのを絶対伝えておいてもらいたいと思うんです

よ。それをお答えいただきたい。もう一度お願ひい

します。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 特に、これは飯島

参与の件とは別であります。拉致問題、核問題、

ミサイル問題、特に拉致問題については我が国と

北朝鮮との間の問題であり、我が国が自主的に

これこそまさに国際社会の理解と支持を得ながら

我が国が解決をしなければならない問題である

と、こう考えているわけございまして、もちろん

しつかりと圧力を掛け、彼ら自体にこの問題

を解決をしなければならないという認識を持たせ

なければ問題が解決するわけではございません

が、同時に対話については、対話を行いながらも

解決をしていく、圧力を掛け、その上において対

話をやって最終的には解決をしていくわけございませんから、そうした努力は第一次政権のときに

もしておりますが、今回も我々は様々な努力を

していくことは当然のことであろうと、こ

う考えているところでござります。

○白眞勲君 最後に一つだけお聞きしたいと思

いますけれども、朴槿恵さんはCBS放送のあれで、

機会があれば会うだろうが、今はそんな状況では

ないと、金正恩さんとですね。総理はお会いする

つもりはあるんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、会うこと

そのものは目的ではなくて、結果を出していかなければならぬわけでありまして、北朝鮮は国際

社会に認められている状況をつくりたいという、

そういう考え方もあるかもしれないという中にお

いて、はつきりと日本が、まず少なくとも国際社

会とともに核問題あるいはミサイル問題を解決を

しようとしています。そして、我が国には拉致問

題が解決をしなければならないという中の判断に

おいて、もちろんそれは首脳会談をやることが重

要な手段であれば、それは当然、かつて小泉総理

が訪朝して五人の被害者の方々が日本に帰国でき

て、御家族の方々もその後もう一度訪朝して帰國

できたわけでござります。そうしたことでも当然

我々は考えながら交渉をしていかなければならな

いと、このよう思つております。

○白眞勲君 委員長、ありがとうございます。

関連質疑、ありがとうございました。

○櫻井充君 それでは、アベノミクスについて質

問させていただきたいと思いますが、まず、今日

は日銀の黒田総裁にお越しいただいています。日

銀の戦略として、どのようなプロセスで物価を上

昇させようとしているんでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 三つのルートが考えられ

ると思いますが、まず第一に、マクロ的な需給バ

ランスの改善が重要であると思います。需給バランスはこのところ緩やかに改善をしております。

けれども、なお供給超過の状況にござります。

行きにつきましては、潜在成長率を上回る成長を

続けることで需要超過に転じその後、需要超過

幅を拡大させていくふうに考えております。

第三は、輸入物価の上昇でござります。輸入物

価につきましては、為替相場の動きが当面の上昇

の下で上昇傾向をたどつておりまして、物価安定

の目標である二%程度に向けて次第に收れんして

いくのではないかと思っております。

第二に、中長期的な予想物価上昇率の上昇とい

うのがございます。これは、量的・質的金融緩和

の下で上昇傾向をたどつておりまして、物価安定

の目標である二%程度に向けて次第に收れんして

おります。

要因として働く上、国際商品市況が世界経済の成

長に沿つて緩やかな上昇基調をたどるという想定

の下で上昇を続けていくだろうというふうに考え

ております。

○櫻井充君 今、三番目の、円安によってとい

うことでしたら、これは想定の範囲内でしようか。

○参考人(黒田東彦君) 為替相場の水準あるいは

その動向について具体的なコメントは差し控えさ

<p>せていただきますが、先ほど申し上げたように、為替相場が円安に振れたことが輸入物価の上昇を通じて物価上昇の一部を形成していくだろうということは言えると思います。</p> <p>○櫻井充君 輸入物価が上昇する場合に、これコストプラス型の悪い物価上昇になるかと思いますが、その点についてはいかがでしょう。</p> <p>○参考人(黒田東彦君) 物価上昇というのは、2%の消費者物価の上昇という物価安定の目標でございますが、これは一時的なものでなくて持続的に達成すべきものと考えておりますので、輸入物価がエネルギーの価格の上昇その他で一時に上昇していくというようなことを特に目指しているわけではございません。あくまでも目標の達成に当たっては、経済が持続的に成長していくといふことで、企業収益あるいは雇用、賃金の増加を伴いながらバランスの取れた形で物価上昇率が徐々に高まつていくという好循環をつくり出していくことが大切であると考えております。</p> <p>先ほど申し上げたように、私どもの展望レポートでも国際商品市況が緩やかな上昇傾向をたどると想定しているわけですが、この背景には、世界経済が緩やかながらも次第に成長率を高めていくことと整合的な想定と考えております。</p> <p>○櫻井充君 済みません、答弁長くて何も答えてもらつていません。</p> <p>改めてお伺いします。三つ目のルートは、これは輸入物価が上がることによる物価上昇ではないんですかとお伺いしています。</p> <p>○参考人(黒田東彦君) 何回も申し上げますが、先ほど三つの要素に分けて御説明いたしましたけれども、実際はそれらが一緒になって回っているわけでございます。経済は生き物ですので、何か一つだけ取り出して、これでコストプラス型でございます。もし仮に、輸入物価だけが上がつ</p>	<p>て、ほかの需給ギャップの縮小とか、あるいは一般的な物価上昇期待の上昇とか、そういうものがなくて、あくまでもコストだけ上がつていくといふことであれば、確かにコストプラス型インフレということになると、輸入物価の上昇というのは国内物価の上昇に転嫁されてきているというふうに思います。</p> <p>○櫻井充君 認識ちょっと違つてているんですが、物価上昇、コストプラス型でも、とにかく物価上昇するためには、これは原材料費の価格転嫁、その価格を転嫁していくべきやいけないと思いまますが、その価格を転嫁するということも織り込み済みです。</p> <p>○参考人(黒田東彦君) 当然、一般的には織り込んでいるわけでございます。ただ、個々の商品ごとにそれぞれの需給関係とかそういうものが違いますので、一概に全てについて同じように転嫁されることは、確かに言うことは難しいと思います。</p> <p>ただ、マクロ的に、全体的に見て適切に転嫁されていくであろうというふうに思つております。</p> <p>○櫻井充君 いや、そうじゃないですよ。円安で輸入物価が上昇すると、そうすると、物価が上昇するためには、当然、価格転嫁しなかつたら物価上昇しないじゃないですか。</p> <p>○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたように、当然、一般的には転嫁されて物価上昇につながついく要素があるということは申し上げたとおりでございます。</p> <p>○櫻井充君 そうすると、価格転嫁されていないと物価は上昇しないわけであって、日銀の政策目標として二%を掲げていますから、この価格転嫁まで、これは日銀が責任を負うんでしょうか。</p> <p>○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたとおり、一般的に見て当然価格転嫁されることは、コストプラス型の悪い物価上昇ではないんですかとお伺いしています。</p> <p>○参考人(黒田東彦君) 何回も申し上げますが、先ほど三つの要素に分けて御説明いたしましたけれども、実際はそれらが一緒になって回っているわけでございます。経済は生き物ですので、何か一つだけ取り出して、これでコストプラス型でございます。もし仮に、輸入物価だけが上がつ</p>	<p>て、そのものが一〇〇%転嫁されるのか、あるいは一〇〇%に行かないのかということは、一般的に言ふことは難しいと思いますけれども、全体として見るのは難しいと思いますけれども、全体として見て、過去の例を見ても、輸入物価の上昇というのは国内物価の上昇に転嫁されてきているというふうに思います。</p> <p>○櫻井充君 改めてお伺いします。これは日銀が責任を持つんですね。</p> <p>○参考人(黒田東彦君) 私どもが目標しておりますは、二%の物価安定目標をできるだけ早期に、具体的には二年程度を目途に置いてこれを実現する</p>
---	--	---

ね。利益率を確保するためにそういうことをやつしていくことになると、これ物価は上昇しなくなりりますよ。

○国務大臣(甘利明君) 委員はよく御承知の上でおっしゃっているんだと思います。

それは、短期的に激変が来ると、大量にですね、そういうところは事業官庁として対応できるものはする。しかし、経済全体としてはしっかり回っていくように、タイムラグはあります、ありますけれども、そのタイムラグをできるだけ短くして、下請の賃金とか下請の代金とか、あるいは従業員の賃金に影響しないように、環境整備、できる部分はしっかりとあります。

○櫻井充君 かなり大変になってきていて、じや、済みません、今賃金のお話がありましたが、賃金については誰がこれを責任を負うんでしようか。

雇用については、この場面で安倍総理から、雇用は日銀に責任を持つてもらいたいという話がありました。日銀はそれでいいんでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 日本銀行は米国のF.R.Bと違いまして、米国の場合は物価の安定と雇用の最大化というこの二つのいわゆるデュアルマンデートというのが示されているわけですが、ほかのほとんどの中央銀行、日本銀行も含めてですが、あくまでも物価の安定ということが最大の目的であることは法律に定めているとおりでございます。

ただ、日本銀行法自体も、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを理念としておりますので、当然私ども、2%の物価安定の実現に当たって、企業収益とか雇用とか賃金、これが増加しながらバランスの取れた形で物価が上がっていくことを期待しているし、そういう好循環ができるいくことが大切であるという点は恐らく委員と同じ意見だと思います。

○櫻井充君 結局、責任のことについては何も明

言されませんでした。

雇用については、総理、これは日銀に責任がありますよ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私の考えはいろんな場所で述べさせていただいておりますが、言わば日本銀行に物価安定目標に向けてしっかりとそ

の責任を果たしていくこととございますし、また、それを達成する中において、先ほど

理念として表明していただいた、その中に是非雇用というものの念頭に置いてやついただきたい

といふことがあります。しかし、それは、責任ということにおいては、まさに私たち

政治の場、そして政府が雇用を、求人数を増やすことでいくための努力をしていきたいと、このように考えていました。

○櫻井充君 そうしますと、雇用と賃金については、これは政治の責任、つまり政府の責任だということです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、雇用については、言わば我々はどこで責任を取るかという

ことでございますが、責任はどこで取るかといえ

ば、まさに選挙で国民に信を問い合わせ、そこで責任を我々は取らされるわけでございまして、そのとき

の経済水準、経済指標等が様々にこれを判断され

るわけでございまして、その中において、当然、これは有効求人倍率、あるいは雇用の状況、そし

て賃金がどうかということも恐らく判断材料にな

るんだろうと思いますが、しかし、我々が責任と、

さらには権限を持っているかといえば、これ賃金は私たちがこれを決めるとはできないわけでござ

りますので、経済界に是非とも賃上げを行つても

らいたいと、こう要請しているところでございま

す。

○櫻井充君 いや、総理、総理の経済対策を実現するためには賃金上がらないとどうしようもないんじゃないんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) もちろんこれは、まず、このインフレ期待が上がる中において経済が活況を呈し、そして企業が収益を上げる中にお

いてしっかりと労働分配もしていただき賃金が上がっていく、そうすれば消費も増えていく、そういう状況をつくっていきたいと、こう考えております。ただ、これは直ちにということではなくて、そういう

どうしても、先ほど甘利大臣が答弁したように、時差の問題もありますが、なるべく早い段階で賃金が上がるよう努めをしていきたいと、こう考えています。

○櫻井充君 いや、これまで、結果が出たものについては、例えば輸出関連のところの企業はこれだけ利益が出たんだといって、随分この場面でも自慢されておられました。しかし、こうやって副作用が出てきたところについては途端にトーンダウンされるんですよ。しかし、ここについてどういう手当でをしていくて、一体いつぐらいになつたら賃金が上がってくるんですということを明示することが私は責任だと思いますけどね。その点についていかがですか。

○国務大臣(甘利明君) 経済は今更言うまでもなく生き物でありますから、何時何分にどうなりますというのではなくかと言えません。我々ができることは、好循環へのサイクルをできるだけ早めるという努力であります。

もちろん、総理が経済団体に対して、まあ若干ルール違反じゃないかという御指摘もありました。給与を上げるというのは民衆の契約に基づくものでありますから、官が不介入のところでありますけれども、しかし、それは了解をしながら、余力が出てきたところについては上げてほしい。で、ペアを実施したところも増えました。一時金も増えました。もちろん、顕著ではないじゃないかと言われれば、これからだと思っております。その努力を、政府のやつていいこと悪いことのぎりぎ

りのここまで踏み込んで努力をしているという

のが今の安倍内閣の姿勢だと御理解をいただきたいと思います。

○櫻井充君 いや、また済みませんけど、こういう根拠に基づかない答弁され方がいいです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) つまり、物価が上がっていく中において我々は賃金も上げてきました。もちろん、顕著ではないじゃないかと申します。

○櫻井充君 いや、総理、総理の経済対策を実現するためには賃金上がらないとどうしようもないんじゃないんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) つまり、物価が上がっていく中において我々は賃金も上げてきました。その中において、物価が上がつていく中において賃金が上がつていくという言わば好循環の中において、これはそのスライドによって年金が上がつていくということでございます。

若干今年の方がいいかと思います。そう大きく変わるところではありません。一時金とペア実施率等々で改善が見られているというふうに承知しております。

○櫻井充君 済みません、私は、これは日経新聞の一次集計の資料なものですから、もしそういうことであれば、きちんとした資料を提出していた

だときたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 提出させていただきま

す。

○櫻井充君 賃金についてここまで言っているのは、前回も申し上げましたが、年金生活者に物

ごい影響が出てくるわけです。

○国務大臣(甘利明君) 改めてですが、まず、私の認識ちょっと違つていらっしゃると思っているのは、この間、海江田代表との党首討論で、物価が上がつていけ

ば、物価スライドしますから年金は上がつていく

わけですと、こうお答えになつているんですが、その認識で正しいでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 基本的に、物価が上がつていく中において賃金も上がつていくわけ

でございまして、そういう中においてスライドしていくというのを申し上げたわけでございま

す。一方、物価が下がつていけば、まさにデフレの中で、これは年金生活者の収入が、年金が下がつていくのも事実でありまして、事実、我々、二・五%、民主党政権時代にこれは三年間で下げてい

くということを決めたわけでございます。

○櫻井充君 いや、また済みませんけど、こういう根拠に基づかない答弁され方がいいです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) つまり、物価が上がつていく中において我々は賃金も上げてきました。その中において、物価が上がつていく中にお

いて賃金が上がつていくという言わば好循環の中において、これはそのスライドによって年金が上



○国務大臣(田村憲久君) これ、要は、物価を上げるのが安倍内閣の目的じゃないことはもう御理解をいただいておると思います。賃金を上げるというのが目的であります。賃金はどうやって決まるかも、これはもう御承知のとおり、民間の企業の業績でありますとか経済の情勢等々全般であるわけでございます。ちなみに、円安になれば、当然、コストプレッシャー型のインフレになる可能性はあります。一方で輸出業者の方は利益が出やすい体質になるわけでございまして、そこで働く方々の賃金は上がりやすくなる。

つまり、全体まだら模様の中で、いいものが生えてくれば全体としてそこで需要というものが生まれてくるわけでございまして、そうなれば物価を上げられるという環境が整つてくるわけでございます。同時に、その中において賃金も上がつていくわけでありますから、そういう意味でもタイムラグというようなお話をあつたわけであります。同時に、その中において賃金も上がつていろんな施策があるということをございますし、先ほど来、甘利大臣等々からもそういうお話をあつたというふうに存じております。

○櫻井充君 物価が上がつて、賃金が上がらないと需要は増えないんですよ。要するに、数を減らさなきやいけないんで、実は需要は増えませんのじゃないんです、下がりますから。ですから、その分は増えるけれど、一方のところはイコールそうすると、何が起こつてくるかといふと、相当な格差が出てきて、確かに輸出関連の大企業はいいわけです。ところが、こういったものを材料にして商売をされている方々は大変苦労されるということなんだろうと思つていて、まあいいんですけど、なかなかこういう対策、十分打つていただけないということだけはよく分かりました。

それで、もう一つ、先ほど購買層に働きかけていきたいう総裁からのお話がありましたが、どの購買層に働きかけていくんでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 御質問の趣旨を十分とらえているかどうか分かりませんが、二つ申し上げたいと思います。

一つは、賃金と物価の関係につきましては、私どもが調査した限りでは、物価と賃金は比較的同じような動きをしておりまして、若干タイミング

のずれとか何かは過去の例もあるわけですが、おおむね賃金の上昇のときには物価も上がつていて、物価が上がつているときには賃金も上がつているという関係が見出されるわけでございます。

そこで、今御指摘のもう一つの点だと思いますが、インフレ期待がだんだん2%に向けて收れんが、インフレ期待がだんだん2%に向いています。

恐らく消費全体の一割ぐらいあると思ひます。さらには、同じ家計でいえば、住宅投資も前倒しの効果がかなりあると思つております。

その意味では、デフレの下で消費を先延ばししておられます。

○櫻井充君 委員長、答弁長いんですけども、答えていいんですよ。

○櫻井充君 物価を増やすような購買層が、まあ所得は、じやんのぐらゐの層を期待されているんですか。

○委員長(石井一君) ちょっとと一言申し上げます。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたようですが、あなたの質問もなかなか答えにくいし、それから答弁が長いよ。これでやつていたらもう今日は日が暮れてしましますから、もう少しお互いに歩み寄つていただきたいと思います。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたように、インフレ期待で消費が前倒しされるものといふのは耐久消費財であり、あるいは同じ家計の住

宅投資だと思いますが、これらは特に高所得層に、特に耐久消費財でありますと、消費バスケットの中に特に高所得層に偏つてしているというものでは必ずしもないと思います。

○櫻井充君 年収だとどのぐらいを想定されているんですか。

○参考人(黒田東彦君) 私ども、特に年収何百万円のところがどれだけ消費を増やすとかそういう計算はしておりますが、耐久消費財の消費のデータを見る限りでは、比較的所得階層ごとに先ほど申し上げたような割合になつているというこ

とでございます。

○櫻井充君 それじゃ、実体経済を伴わないで今株価が上がつていますが、これはバブルですか。

○参考人(黒田東彦君) 現時点ではバブルと考えておりません。

○櫻井充君 今のように明確に答弁していただければいいんです。

○参考人(黒田東彦君) 済みません、あとは今日はお伺いしても十分御答弁いただけないことはよく分かりました。あと

は、日銀の総裁にはここで退出していただけ結構でございます。

○委員長(石井一君) それでは、黒田日銀総裁、退席いただいて結構であります。

○櫻井充君 委員長、これはもうアベノミクスの最大のポイントのところですから。どうぞよろしくお願いします。

○参考人(安倍晋三君) 前回、選挙制度のところで、自民党の案を提出されていました。それでいいん

で提出ということを申し上げたところでございませんか。それでは、総理がこれまで答弁されてきた中で、やはりお預けです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに与党として取りまとめを行ひ、もう既にお示しをしています、あとは国会において審議をいただきたいと、この党首討論での約束はどこで果たしたということになるんですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは自民党だけではなくて、与党との中で本当に取りまとめは終わつて、野田総理との、あの当時の総理との党首討論での約束はどこで果たしたということにならぬんですね。

○櫻井充君 言い換えていいるものが随分あります。それで、最初のときの答弁と大分違うんです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) いや、ここ、ちゃんと提出しているわけですと、あとは国会において十分議論して決めていただきたいと、このように思つていています。明らかに国会に提出しているとおっしゃつていますよ。違います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) その後ですね、私は、その後はずっと提示というふうに答弁させていただいておりまして、その答弁の中において、提出を、最初確かに提出というふうに申し上げましたとて、これ国民の皆様という意味で申し上げたところでございますが、国会にという意味で申し上げたとて、最初のときの答弁と大分違うんです。

○櫻井充君 いや、そうすると、あのとき私は国会に提出しておられたので、その中で既に提示と危険性がございましたので、その中で既に提示と申し上げておられたのでござります。

○櫻井充君 まさに与党として取りまとめを行ひ、もう既にお示しをしています、あとは国会において審議をいただきたいと、この党首討論での約束はどこで果たしたということにならぬんですね。

○櫻井充君 まさに与党として取りまとめを行ひ、もう既にお示しをしています、あとは国会において審議をいただきたいと、この党首討論での約束はどこで果たしたということにならぬんですね。

○櫻井充君 まさに与党として取りまとめは終わつて、野田総理との、あの当時の総理との党首討論での約束はどこで果たしたということにならぬんですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは自民党だけではなくて、与党との中で本当に取りまとめは終わつて、野田総理との、あの当時の総理との党首討論での約束はどこで果たしたということにならぬんですね。

○櫻井充君 余計なことかもしれません、これは総務会を通つておりますでしょ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 基本的に、今申し上げたとおり、既に党において取りまとめは終わつて、野田総理との、あの当時の総理との党首討論での約束はどこで果たしたということにならぬんですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) は取扱いをさせておりま

いては、今与党でやつておりますので、公明党との協議も終え、そして党の最終機関である、通常はですね、総務会において了承する、これは細田代行の下において協議をしておりますので、そこにおいては終わっているというふうに認識をしております。

○櫻井充君 分かりませんが、総務会まだ通つてないやにお伺いしておりますが、違うかもしれません。これは後で私の方も確認させていただきます。

○櫻井充君 分かりませんが、総務会まだ通つてないやにお伺いしておりますが、違うかもしれません。これが後で私の方も確認させていただきます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これについては、まさに議員立法でございます。選挙制度でござりますから、民主主義の土台をつくるものでござりますから、まさにこれは院において、しっかりと各党派においてこれは議論をし、そして提出するものだと、このように思つておりますので、私は党に今任せているところでございます。

○櫻井充君 党の總裁なんですから、党の代表として、ちゃんと提出するのかしないのか、ここは明言してくださいよ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 提出ということについては、しっかりと提出をしていかなければなりません。国会にちゃんと提出してくださるということですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 既に国民の皆様にはお示し、提示をしているわけでございますが、国会に提出すべく今恐らく進めているんだろうと、このように思います。

○櫻井充君 それは、済みません、確認しておきます。国会にちゃんと提出してくださるということです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 既に国民の皆様にはお示し、提示をしているわけでございますが、国会に提出すべく今恐らく進めているんだろうと、このように思います。

○櫻井充君 済みませんが、明言は避けるということでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この三十削減、そして比例代表制において変更するこの案について取りまとめを急ぐよう指示したのは私でございまして、取りまとめた以上、提出するのは当然の

ことであると、このように思います。

○櫻井充君 ありがとうございます。非常に総理から重い答弁をいたいたと、そう思います。我が党はもう提出しているので、国会に提出されるべきじゃないですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これについては、まさに議員立法でござります。選挙制度でござりますから、民主主義の土台をつくるものでござりますから、まさにこれは院において、しっかりと各党派においてこれは議論をし、そして提出するものだと、このように思つておりますので、私は党に今任せているところでございます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 提出といふことに明したように、既に雇われて賃金を得ている者ということでござりますから、これはなかなか、それは三ヶ月で、党首討論があつたのは三月であり

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは今大臣が説明したように、既に雇われて賃金を得ている者ということでござりますから、これはなかなか、それは三ヶ月で、党首討論があつたのは三月であり

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは今大臣が説明したように、既に雇われて賃金を得ている者ということでござりますから、これはなかなか、それは三ヶ月で、党首討論があつたのは三月であり

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは今大臣が説明したように、既に雇われて賃金を得ている者ということでござりますから、これはなかなか、それは三ヶ月で、党首討論があつたのは三月であり

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは今大臣が説明したように、既に雇われて賃金を得ている者ということでござりますから、これはなかなか、それは三ヶ月で、党首討論があつたのは三月であり

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、昨年の衆議院解散・総選挙直前の水準である一ドル七十八円から一ドル約百円まで為替が変動した場合の経常収支の改善幅について、経済分析において一般的に利用されている民間のマクロ経済モデルである日経NEEDS短期マクロモデルを用いて試算したものであるということでございます。

○櫻井充君 これはかなりいい数字が出ていて、多分それをお使いになつたんだと思います。

その上で、今、厳密にでしたつけ、厳格にす

か、そういうふうに言えばといふ話ですが、国

会の場はきちんとした議論をするべきところじやないんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) もちろん、きちんとした議論をする場だと思います。

○櫻井充君 違つてることについては違つているというふうにお認めになつた方が私はいいと思いませんが、総理、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今の議論については、四万人の雇用、四万人の求人と言つてももちろんよかつたのかもしれないが、それはしかし、ある意味、分かりやすく雇用をつくるという言い方をするわけでございまして、そういう意味において、正確には四月、党首討論は四月だったようございますが、その中において我々はこういう

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは今大臣が説明したように、既に雇われて賃金を得ている者ということでござりますから、これはなかなか、それは三ヶ月で、党首討論があつたのは三月であり

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは今大臣が説明したように、既に雇われて賃金を得ている者ということでござりますから、これはなかなか、それは三ヶ月で、党首討論があつたのは三月であり

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは今大臣が説明したように、既に雇われて賃金を得ている者ということでござりますから、これはなかなか、それは三ヶ月で、党首討論があつたのは三月であり

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、昨年の衆議院解散・総選挙直前の水準である一ドル七十八円から一ドル約百円まで為替が変動した場合の経常収支の改善幅について、経済分析において一般的に利用されている民間のマクロ経済モデルである日経NEEDS短期マクロモデルを用いて試算したものであるということでございます。

○櫻井充君 これはかなりいい数字が出ていて、多分それをお使いになつたんだと思います。

これは担当大臣にお伺いしたいんですけども、主要経済指標ということで二月二十八日に閣議決定されていますよね。これはこの数字と全然違うんじゃないですか。

○国務大臣(甘利明君) 政府が閣議決定したのは、為替の数値をたしか十二月末から一月弱ぐらいの平均値を取って、八十六、七円でそこに固定して、それで算定していると思いますので、変化についての数値は取っていないと思っております。

○櫻井充君 そうすると、一十五年度の経済見通しは変わったということでよろしいんでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 政府としては年初に出すということでありまして、閣議決定したものはこれまであります。内閣府としてそれより少ないとおきたいのは、それは分かりやすい表現とちょっと指標を年次に改定値として出すことはあると思うます。

○櫻井充君 済みません、総理に改めてお願いしておきたいのは、それは分かりやすい表現とちょっと違うニュアンス、違うもので、テレビの前で発言されることと私は全然違つてきていると思いますので、是非正しく表現していただきたいということはお願いしておきたいと思います。

その上で、改めて総理の歴史認識についてお伺いさせていただきます。

これは、とある新聞の昨年の五月の二十二日に、総理がインタビューでこう答えられていますが、かつて自民党は歴代政府の政権答弁や法解釈などをずっと引きずつてきたが、政権復帰したら、そんなしがらみを捨てて再スタートできる、もう山村談話や河野談話を縛られることもない、これは大きいですよと、こう述べられていますが、これは真実でしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 現在の、私は内閣総理大臣として、安倍政権としての、総理としての立場は再々ここで申し上げているとおり、安倍内閣としてこれまでの歴代の内閣の立場を引き継ぐ考えでございます。

○櫻井充君 濟みませんが、そうすると、この當時のインタビューの記事は、政権を、もう一度復帰したらこういうふうにしますというのは、これには違っていたんですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに今申し上げたことが安倍政権の立場でござります。

○櫻井充君 政権に就かれる前はこういう考え方だつたけど、政権に就いたら考え方があつたということですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 申し上げているとおり、内閣総理大臣として、安倍政権としての立場は今のとおりでございまして、歴代の内閣の立場を引き継ぐものであるということをございます。

○櫻井充君 ジャ、改めてお伺いしておきますが、村山談話、河野談話を引き継ぐということではよろしいんですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま申し上げましたように、日本は過去多くの国々、特にアジアの人々に対して多大の被害を与えた、この痛切な反省の上に立つて今日があるわけでございまして、このことにおいて、過去の内閣と、立場とは変わりがないということでございます。

また、河野談話につきましては、これは官房長官から答弁するというのが安倍内閣の方針でございます。

○櫻井充君 これは米国の議会の調査局だけではなくて、シーファー前駐日米大使が、米国における日本の利益を大きく害すると、要するに総理の歴史認識がですね、このような趣旨のことを述べていますが、その点については御存じですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 報道等で存じ上げておりますが、誤解を解くような努力をしていきたいと思います。

○櫻井充君 ですから先ほど申し上げたんです。答弁のところはきちんとしていただきないと、結果的には誤解を招くようなことになると思っていました。そして、それがひいては国益を損ねることに

つながるのではないかと思いますが、総理の御認識をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私はきちんと答弁しております。

○櫻井充君 総理、この間、韓国の大統領が訪米されました。韓国の大統領とそれから日本の総理と、私は随分扱いが違つてきましたんじゃないのかなという感じを持ちましたが、総理はいかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 他国の大統領と私の立場を比較したことはございません。基本的に大きなことは、日米同盟をしっかりと握るがないものによって国益を守つていきたいたい、こういう思いだけでござります。

○櫻井充君 それでは、TPPについてお伺いしておきたいと思いますが、稻田大臣はTPPに参加に賛成でしょうか。

○国務大臣(稻田朋美君) 現時点での総理の判断を支持いたしております。

○櫻井充君 それはいつから考え方があつたんでしょうか。

○国務大臣(稻田朋美君) 考えは変わっております。状況が変わつただけでござります。

○櫻井充君 済みません、考え方は変わつていないと。じゃ、御自分のちょっとと考えを述べていただけますか。

○国務大臣(稻田朋美君) 主党政権が普天間で日米関係ががたがたになつた中で、何が国益であるかという判断基準を示さず

○櫻井充君 具体的に何と比較しておられます。(発言する者あり)

○櫻井充君 民主党政権と一口におつしやるんですけど、野田政権では日米関係は改善していたのではないか。

○国務大臣(稻田朋美君) 何と比較をするかについての質問をもう一度お願いいたします。

○櫻井充君 委員長、済みません、反論権あります。

〔速記中止〕

○国務大臣(稻田朋美君) 速記を起こしてください。

○委員長(石井一君) 速記を止めます。

○國務大臣(稻田朋美君) 民主党政権になつて、普天間問題、日米関係はがたがたになり、たとえ普天間問題、日米関係はがたがたになり、たとえ菅政権から野田政権に移つたとしても、それは程度の問題だと思います。

○櫻井充君 野田総理はオバマ大統領と三時間ほど会談をし、非常に友好的に実は話合いを進めておりました。ですから、先ほどの御答弁でありますけれど、状況が変わつたということはちょっと違つて思いますが、いかがですか。

まれた場合には反対されるということですか。

○国務大臣(稻田朋美君) 主権に反する、また国益を守ることができないISDS条項には反対をいたしております。

○櫻井充君 そうすると、じや、もう一つ違う観

点から申し上げておきたいんですが、民主党政権で、政権ごとにやはり違うんです。野田政権になつてから私は日米関係改善したと思っていますが、その点についていかがですか。

○国務大臣(稻田朋美君) 見解の違いだと思いま  
す。

○櫻井充君 このことで分かれましたが、野党になつてから変わってくるんだなということだけはよく分かりました。それで、小野寺大臣に、じゃ、お伺いしたいと思ひます。

私、これすごく立派な質問だと思うんですが、平成二十三年の十月二十六日の外務委員会で、交渉に参加して途中で抜けることになつてみたら、婚約破棄みたいなになつたら、これは日米関係は決定的な問題になるんだということです、TPPの交渉参加を決めたら離脱はできないということをこれは質問されているんですね。

○国務大臣(小野寺五典君) 全ての趣旨がそのとおりではないと思いますが、この二十六日の外務委員会で私は質問をしております。

○櫻井充君 ですから、今申し上げたとおり、このところで離脱するようなことになつたら決定をしてやりなさいねということなんじやないんですか。

○国務大臣(小野寺五典君) これ、ここでの趣旨は、いずれにしても最終的には国会での承認、批准ということになりますので、それができないと大変なことになるという趣旨でお話をしたんだと思ひます。

○櫻井充君 まあ、いいです。

そうすると、これは総理にお伺いしておきたいと思いますが、高市政調会長は、これはテレビ番組でね、最悪のときにはこれは批准しないこともあります、TPPに関して。これについてどうお考えですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) もちろん、我々、六項目を掲げて選挙を戦つたわけでござりますが、その中ににおいて、この項目を実現するた

めに全力を尽くしていく。

交渉でありますから、いろんなことが起こる、の中において、党的要職にある人たちが自分の考え方を述べられるのは自由でありますし、そしてまた、そういう言わば決意で交渉に臨んでるんだだということも、ある種これは交渉力にも加わっていくわけですが、私自身は、まさに日本本の総理として交渉を進めていく上においてTPPを立派なものにしていきたいと、このように考

えているところでございます。

○国務大臣(甘利明君) これは、即時撤廃された状態がきちんと経済のシステムに組み込まれた時点で、つまり安定した時点で幾らということあります。アメリカのことをおっしゃつてあるんだと思いますが、これはアメリカも、最終的には関税がなくなるということをアメリカは表明したわけであります。途中経過についてこのGTAAPモ

デルははじいているものではないと思っておりま

す。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは確かに一つの見識だと思います。言わば、国益が守れとして出られていて、個人の意見ではないと思いまますよ。こういう発言についてどう思われますか。

○櫻井充君 今申し上げたとおり、これが一つの考え方だらうと思うわけでございます

が、私自身は、まさに今交渉をスタートした中において、しっかりと国益を守る中で全ての国々がウイン・ウインになるものをつくつていきたいと、このようになります。

○櫻井充君

今、ウイン・ウインという御答弁がございました。

自動車の関税を、これはアメリカに相当一方的に譲ったんだと私は思つておりますし、日本のもう一度改めてメリットと、それから三・二兆円という試算は適切なのかどうか、御答弁いただけますでしようか。

○国務大臣(甘利明君) 我々が経済効果を算定し得る客観基準はGTAAPモデルであります。世界

中の学者が集まって構築したモデルで、毎年アップデートしているはずであります。これを使って算定しますと、マクロの経済効果はGDP三・二兆円を押し上げる効果というふうに算定されま

す。

○櫻井充君 それは今回の関税の据置きというこ

とがない前提でそなつてゐるわけであつて、そ

う変わつたんですから、どうなつてゐるんですか、

試算は。

○櫻井充君 権力者側というのは絶えず「二分の一を持っていますから、二分の一」というのは要件にならないんじゃないですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、我々、参議院においては二分の一持っておりますから、今の段階では発議できないことではないかと思ひます。

○櫻井充君 それは三分の二と二分の一と全然関係なくて、ねじれの状態ではそうなんです。それからもう一つは、三分の二でも、例えば地方自治のところの九十何条とか衆参の在り方の五十九条とか、私は三分の二の要件でも十分発議できると思いますけれどもね。総理、いかがですか。

○国務大臣(甘利明君) TPPは、これが最終着地点ではないというふうに私どもは理解いたしております。RCEPやFTAAPとつながっていきます。TPPは、これが最終着地点ではないというふうに私どもは理解いたしておきます。RCEPやFTAAPとつながっていきます。TPPは、これが最終着地点ではないというふうに私どもは理解いたしておきます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) いずれにしても、憲法についてはこれから更に国民的な議論を深めていかなければならぬと、このように考えております。

○櫻井充君 遅くなると委員長にも怒られますので、もうこれでやめますけれども、しかし、今回このことで、経済対策に対して是非総理にお願いしておきたいことがあります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) よく、中身について議論せよと、このように言われるわけでございまます、自由民主党は昨年の四月の二十八日に党としての改正案をお示しをしているわけでございまます。その中において、どれから改正すべきかと

いうことは今後の議論の中で考えていきたいと、こう思つてゐるところでございます。

○櫻井充君 総理は、なぜ九十六条の要件、緩和しないきやいけないと思つていらつしやるんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それはまさに憲法

を国民の手に取り戻すためでござります。

○櫻井充君 権力者側といふのは絶えず「二分の一

を持っていますから、二分の一」というのは要件

にならないんじゃないですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、我々、参議院

においては二分の一持っておりますから、今の

段階では発議できないことではないかと思ひます。

○委員長(石井一君) 次に、山崎力君の質疑を行

いました。(拍手)

○山崎力君 自由民主党・無所属の会の山崎でござ

ざいます。

締めくくり総括ということで全体のことを質問したいところですが、私の方の気持ちとしては、これだけの審議の中でちょっと抜けているんじやないのかなというところを中心に質問させていただきます。

まず、一連のこのアベノミクス、うまくいって  
いるなど御同慶の至りなんですが、そこの成功の  
一つの要因として二%のインフレターゲットをび  
んといって、それで皆さん乗ってきたというところ  
もあるうかと思つておりますし、それからブラン  
スを二〇一五年でしたか、半減に

するというような、そういういた明示的なことも出ております。

そして、議論の中で、最終的に幾らアベノミクスが良くなつて日本経済が良くなつても、現行のままの出生率だったら日本の将来、もう五十年、百年というタームで見れば、これ暗いものにならざるを得ない。ということは、今我々、この時期、それもすぐできるということでなければ、そろそろ出生率に關して數値的な目標を導入して、それに対しても対応策を取っていく、それが安倍内閣のうちにやつていただけないかというのが今回の議論を通じての私の気持ちでござります。

まず、少子化担当大臣にその辺のところを簡潔にお答え願いたいと思います。

○國務大臣(森まさこ君) 少子化、大変深刻でございますが、未婚、晚婚化が指摘されておりますところ、結婚や出産や、個人の選択の問題であることを踏まえながら、結婚したいという方、そして、子供を持ちたいというその希望の方の希望を実現させることが重要でありますので、様々、産科医不足とか待機児童対策やる中でその希望を実現させていくことが大切でして、仮に希望が全てかなつたら、今、未婚で結婚したい人が九割そしてそのうち子供が二人以上持ちたいという方が大方であるということですので、希望が全てかなつたら一・七五という数値が試算をされておりますけれども、いずれにしても、出生をめぐる問

題は個人の考え方や価値観と深くかかわっておりますことから、私の下のタスクフォースではそのありようも踏まえて今議論の最中であるということです。

○山崎力君 いろんな希望をかなえても一・七五というと、時間が先延ばしされるだけでということもなり、やはり二以上にならなければ人口を保てない。しかも、ずっと下がるということが分かっている状況でございますので、そんな時間的な余裕が本当にあるのかなということが私自身思つております。

産めよ増やせよといふ、そういったことの悪いイメージがあるんですが、元々をただせば、産めよ増やせよ地に満てよというのがこれ聖書の言葉でもある。そういう面もござりますので、総理、その辺のところを今言つているんですが、いいアイデア出しても、それが実際にどの程度効果あつたのかということを年次的にフォローしていくためには、これ、どうしてもある程度、オープンにするかどうかは別として、数値的なものが出生率の向上に資するのではないかと思うんですが、お考え、いかがでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに私も委員と同じような問題意識を持つわけでございますが、他方、言わば子供を産むか産まないか、家庭で子供を持つか持たないか、これは個人の価値観に関する問題であつて設定すべきじゃないという意見も強くあるわけでありますし、また当然、結婚や出産は個人の選択でござりますから、強制するつもりは更々ないわけでございまして、その中ににおいて出生率を上げていく努力、森大臣を中心にして様々なアイデアを集めながら、我々もしっかりと内閣として取り組んでいきたいと思います。

○山崎力君 次に、原発の問題をちょっと個々に御質問したいと思います。

規制委員会の方に、活動期間を十二万年から四十年に延ばしましたけれども、その理由は何でございましょうか。

○政府特別補佐人(田中俊一君) お答え申し上げ

新しい安全基準の骨子では、まず、活断層の定義は、十二万年から十三万年前、専門的には後更新世時代と言うんですが、それ以降の活動が不定できないものとしております。その上で、調査の結果、後期更新世、いわゆる十二、三万年前ままでの地層がなくて活断層の判断が難しい場合には四十万年前まで地層を遡つて検討するというふうに求めています。

〔委員長退席、理事小川敏夫君着席〕

この四十万年といいますのは、日本がプレート

いる期間にもよるんですが、原子炉を止めた後、急速に中にある核分裂生成物が、半減期の短いやつがどんどん減ってきますので、発生する熱が大分減つてしまります。ですから、止まっている原子炉の場合には、全く冷やさなくていいというわけではありませんけれども、冷やすということについて時間的余裕もありますし、冷やすための手だても少し緩和ができるという点で、大分運転中と止まっているものとの安全性の差はあるといふうに申し上げることができます。

○山崎力君 原子炉の専門家かどうかは別とし

て、そうすると、いわゆる事故時といいますか事  
象時といつて、今の制御棒をすとんと落とすと、  
今回全部成功したわけですが、それに対する危  
惧がまだ多く残っているという理解でよろしいん  
でしょうか。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 福島第一原発事  
故のことかと思いますが、今回は制御棒は地震動  
が来たことによつて自動的に挿入されて、原子炉  
のいわゆる連鎖反応というのは止まつております。

○山崎力君 ですから、そのところが危険性があるというふうにおっしゃったように聞いたんで  
すが、その事実は知つておりますけれども、女川  
も含めですけれども、そことのところでかなりや  
はり危険性があるというふうにお考えなんですよ

○政府特別補佐人(田中俊一君) 一番心配されることは、何か起こったときに制御棒が入らないような事態が起こると、ということは原子炉の安全を保つ上で非常に重要なことですので、それについては幾つかの手立てをして、制御棒がきちんと入るようなふうに設計の段階から幾つかの手立てをしておりままでので、今回もそれはきちんと機能したということをございます。

○山崎力君 そうすると、余り危険性が高まつてない、きちっとやれるというふうなお答えで、先ほどの最初のお答えとちょっとどうかなと思う点があるんですが、そこは詳しいときに譲りまし



エネルギーの供給、これは日本が成長していく上に  
おいても不可欠でございます。

一方、一昨年の過酷事故を経験した中において、まさに安全基準、世界一高い安全基準をしっかりと定めていくという中において、今規制委員会においてその安全基準を定めているところでござります。そして、その中におきまして、この規制委

員会において専門家としての見解を結集して、安全と判断されたならば、当然これは原子力規制委員会の判断を尊重し再稼働を進めていきたいと、

○草川昭三君 今御答弁にあつたわけですが、安全性が確認されれば再稼働するという政治の決

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まず、もちろんこの判断をしているということで了解してよろしくうござりますか。

これは原子力規制委員会において、専門家の意見において高い安全基準に照らして安全だということになれば、それを尊重し再稼働を進めていきたい

と、このように考えております。  
今後、原子力規制委員会によつて新規制基準への適合性が確認された段階で、立地自治体等関係

者の理解と協力を得るため最大限取り組むなど、新規制基準への適合性が確認された原発の再稼働へ向けて政府一丸となつて対応し、できる限り早

く実現していきたいと考えております。  
○草川昭三君 それから、茂木大臣にもお伺いしたいんですが、多くの国民は低コストで安定的な

電力を期待しつつも将来のエネルギー像が一体どうなっていくのかという不安を持っている中で、特にエネルギー基本計画について、大臣は年内に

取りまとめるという趣旨のことを答弁をされいていますが、私は、時間感覚としては遅過ぎるのではないか、一刻も早くエネルギー基本計画を取りま

とめて不安を持っている国民に対し将来のエネルギー像を示すべきであると思うんですが、この点について大臣の見解、総理の見解を求めたいと思

○国務大臣(茂木敏充君) います。  
御指摘をいただきまし

たエネルギー・基本計画につきましては、現在、安定供給そしてコスト低減に重点を置いて鋭意検討作業を進めているところであります。できる限り早く取りまとめてを行いたいと思っておりますが、まずエネルギーの調達、発電サイドで再生可能エネルギーの最大限の導入を図っていく、また世界最高水準の石炭、そしてまたLNGの高効率の発電、これを行っていく、多様なエネルギー源の開拓、そして多角的な調達先の開拓と、こういったことを実現していきたいと思っておりますし、一方で消費サイドにおきましても、今までには需要を所与として供給力を積み上げると、こういう発想から、よりスマートな、様々なメニューを提供することによって需要そのものを抑えていく、こういった発想が必要だ、そういう一環の中で電力システムを考えていきたい。

こういった一連の検討を進めますと、若干の時間がやはり掛かってしまう。それでも年内にはしっかりとこのエネルギー・基本計画、まとめていくたいと思っております。

○草川昭三君 時間がもうありませんので、最後に一言私の意見を申し上げたいと思うんですが。

実は、終戦の年は昭和二十年でございますが、その当時私は名古屋で勤労学生として航空機の工場で働いておりました。米軍の焼夷弾、あるいは、何というんですか、熱切な爆撃が繰り返されまして、私の目の前で何人かの若い学生が随分死にました。

そして、その日の夜ですが、八月の十五日の夜、灯火管制というのが解除されまして、どの家庭も全部電気に覆いがあつたんですけど、それを外したわけです。そのときの光景というのは本当に明るかつたんですね。ああ、これが平和だなと思ったんです。

私はそのときに、日本の将来は、このエネルギーについて、その品質管理のすばらしさ、安定的な品質管理のすばらしさというものを身にしみまして、後輩の多くの連中に、日本の産業を発展させるには、こういう新しい時代が来るには

エネルギーが大切だということを言い続けてきた  
わけでございますが、どうかひとつ、これから総

理におかれても、幅はあってもぶれない、地に足を付けた方針を持って日本のエネルギー政策を進められたいということを希望して、私は質問を終わりたいと思うんですが、最後に一言何かあつたお聞かせを願いたいと思います。

○委員長(石井一君) それじゃ、総理、締めく  
くってください。

員、昭和三年で、私の母も昭和三年で、元気でやつてゐるわけでござりますが、まさに今委員が示されたように、この安定的な電力の供給、これは今、

私たち当たり前だと思ってるわけでござりますが、これなしには文明的な生活は送れない、その中において総理大臣としてしっかりとその責任を

果たしていく考え方でございます。  
○草川昭三君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(石井一君) 以上で草川昭三君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(石井一君) 次に 小野次郎君の質疑を行います。小野君。

総理、質問通告するいとまがありませんでしたけれども、私自身も横田さんの御両親始め拉致被害者の家族の方とお会いしたことがござります

し、また、何しろかつて机を並べた同僚であった方が今内閣官房参与として北朝鮮へ、かの地に赴いておられるわけですから、国民の一人としても

何とかこの膠着してきた拉致問題について進展の方向に前進が図られるように、心から私も祈つております。

さはざりながら、たゞ、もう平成というか昭和のころからですけれども、先方に弄ばれていたような結果に終わっている結果も多いですよね。

次々といろんな方が行つて、何かお米をあげたりいろんなことをしたけれども、何となく眞実も見

史でもあるので、是非その点は十分脇を締めて当たつていただきたいと思うし、特に、今、北朝鮮がミサイルであるとか核であるとかで、要するに周辺国というか、周りの国に対しても脅威になつてゐることも事実ですから、それは日本だけが何か特別な方法でうまいポイントを上げるということができるような関係ではなくて、やはり国際社会からもきちんと正当な方法だというふうに言えるようなアプローチでなければいけないんだろうと思ひます。

その辺について、基本的な北朝鮮との拉致問題解決に向けての対処方針、お話しいただければと思ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに小野委員と飯島参与は机を並べて仕事をしていいた関係でござりますが、私も官房副長官として委員とは机を並べておりました。その割には厳しい御質問をいただいていることが多いわけでございますが、その上において、これは委員も御承知のとおりございますが、小泉総理が訪朝する段階においても、実は北朝鮮はウランの濃縮計画を進めているんではないかという疑惑を強く米国側は持つておられたわけでございます。その中において、核問題、ミサイル問題、特に核問題は日本は最も脅威を受けるわけですが、日本だけの問題ではない、国際社会とともに解決をしていかなければいけない問題であります。

一方 拉致問題、これは日本以外にも拉致の被害に遭つた国々はいるわけでございますが、残念ながら、やっぱりこれは基本的に日本の問題でありまして、日本が主体的にこれは解決に向かって進めていかなければこの問題は解決をしないわけですがございまして、この中において、まさにしっかりと全体を見ながら戦略的にそして正しい戦術でもつて、北朝鮮に翻弄されることなく解決に向けて努力を進めていきたいと考えているところでござります。

○小野次郎君 ドアのすき間から家政婦は見た

じやなくて秘書官は見たという話じゃないんです  
が、いろんな見返りを要求されてきた歴史でもあ  
るんですね。

今、多くの人は、多分聞いていいものかどうか  
迷っていることがあります。それは、朝鮮総連の  
あのビルが、落札した何かお坊さん、僧侶でした  
けれども、その宗教法人、結局ギブアップして、  
入札やり直しになっていますね。報道によれば、  
あの方は北朝鮮に行つて、かなり上の方から引受  
手になつてくれと頼まれたという話まで流れてい  
るわけです。

ですから、そういう過去の、いろんな思い出せ  
ば不愉快になるようなことの繰り返しにならない  
ように、何かその特別な裏技というのはないんだ  
ということを、安倍総理自身昔から言つておられ  
ると思いますけれども、きちんと対話と圧力で解  
決を図るんだということについてもう一度お考え  
をお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当時も官邸の中で  
も随分いろんな議論がございました。ですから、  
その中で私がどういう議論を展開をしていたかと  
いうことは委員も秘書官としてよく承知をしてい  
ただいていると、このように思います。

私も一九九四年以来ずっと日朝の交渉を見てき

ました。その中において、殘念ながら、北朝鮮は

誠意ある対応をしない、約束を守らないというこ

との連続の中において、いかに成果を上げるかと  
いうことの難しさは重々承知をしているところで  
ございます。その中において、基本的にはやはり  
対話と圧力の姿勢において問題を完全に解決をし  
ていきたいと、このように考えております。

○小野次郎君 是非、総理のリーダーシップでこ

の拉致の問題については前進が図られるように、

私たち、私は野党議員でありますけれども、析る

とともに、また御協力できるところがあればして  
いきたいと思っております。

さて、本来の質問に入りますが、総理と憲法改

正の話をしたときに、総理は、不磨の大典として  
はならないということを二度ぐらいおっしゃいま

した。憲法を不磨の大典にしちゃいけないという

のは、戦前の明治憲法についてよく言われた言葉  
なんですよ、不磨の大典と言われたんですね。で

すから、その言葉 자체が何か、戦後レジームの脱

却とおっしゃっている総理にしては古くさい表現

を使っておられるなど私思つたんですが。

それはちょっとおいておいて、指を触れるこ

とができないというもののじやないんだという意味

であれば、私も全くそう思います。我が党もそ

うです。憲法改正については必要があるというふう

に思つていますけれども、でも、総理は同じこと

を言つていながら、実は脱却すべき戦後レジーム

と決め付けているわけですよ。つまり、憲法とそ

の下につくられた様々な制度全て脱却するんだと

しゃつてていると思うんですが、もう一度お考えを

お聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは違うようで  
もありますが、そうでもないわけでありまして、  
これはまさに不磨の大典、指一本触れていいもの  
ではない、これはかつては明治憲法は欽定憲法と  
言われていたわけがございます。しかし、今の昭  
和憲法は、これは先ほど日本が作ったという議論  
もございましたが、しかし、事実として、昭和二  
十一年の二月の四日にホイットニー民政局長が  
ケーディスに命じて二十五人の委員で約八日間で  
作つたものでございまして、原文は英語でできて  
おりますから、日本側がそれを、英語を日本語に  
訳したもののがまさにこの現在の日本国憲法の原型  
になつているということでござります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は全部否定した

ことはないわけでありまして、それを変えられな  
いという言わばこの精神をえていくこうというこ  
とでございまして、正しいものはしっかりと守つ  
て、戦前の糾問式というんですかね、それから弾

劾式に変えたのだった戦後レジームですよ。全部

否定されるんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は全部否定した

ことはないわけでありまして、それを変えられな  
いという言わばこの精神をえていくこうというこ  
とでございまして、正しいものはしっかりと守つ  
て、戦前の糾問式というんですかね、それから弾

劾式に変えたのだった戦後レジームですよ。全部

否定されるんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は全部否定した

ことはないわけでありまして、それを変えられな  
いという言わばこの精神をえていくこうというこ  
とでございまして、正しいものはしっかりと守つ  
て、戦前の糾問式というんですかね、それから弾

劾式に変えたのだった戦後レジームですよ。全部

否定されるんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先般、委員とも御  
理解いただきたいと思います。

九十六条、総理は九十六条含めて守つて、います

よど昨日おっしゃつておひいでの、その辺は

御理解いただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) お伺いしたくなるのは、それじゃ総理が目指して

いるのは、当然、論理的には現行憲法の廃棄とい

うことになるんじやないですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そういうことを言

う人はいますが、私は一度も、廃棄ということは

申し上げたことは一度もないわけでございまし

て、言わばこの連続性について私は否定したこと

は、戦後における、言わば今の現行憲法の上にお

いて様々な法制度ができ上がり、現行憲法の上に

おつしやつてるので、指を触れることが可能な

いものじやない、つまり、改正すべきところがあ

れば改正できるような憲法にしたいというお話

と、日本国憲法の下につくられた諸制度は脱却

すべきなんだというのとは全然違つことをおつ

しやつてていると思うんですが、もう一度お考えを

お聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは違うようで  
もありますが、そうでもないわけでありまして、  
これはまさに不磨の大典、指一本触れていいもの  
ではない、これはかつては明治憲法は欽定憲法と  
言われていたわけがございます。しかし、今の昭  
和憲法は、これは先ほど日本が作ったという議論  
もございましたが、しかし、事実として、昭和二  
十一年の二月の四日にホイットニー民政局長が  
ケーディスに命じて二十五人の委員で約八日間で  
作つたものでございまして、原文は英語でできて  
おりますから、日本側がそれを、英語を日本語に  
訳したもののがまさにこの現在の日本国憲法の原型  
になつているということでござります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は全部否定した

ことはないわけでありまして、それを変えられな  
いという言わばこの精神をえていくこうというこ  
とでございまして、正しいものはしっかりと守つ  
て、戦前の糾問式というんですかね、それから弾

劾式に変えたのだった戦後レジームですよ。全部

否定されるんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は全部否定した

ことはないわけでありまして、それを変えられな  
いという言わばこの精神をえていくこうというこ  
とでございまして、正しいものはしっかりと守つ  
て、戦前の糾問式というんですかね、それから弾

劾式に変えたのだった戦後レジームですよ。全部

否定されるんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先般、委員とも御  
理解をしたわけでございますが、憲法のこれは私

は尊重擁護義務を負つておるわけでございまし

て、土台から腐つてていると言つたことはないわけ

でございまして、まさにこの憲法の、どういう経

緯でできたかということをファクトとして申し上

げているわけでございまして、これを変えるとい

うことはずっとできなかつたわけでございまし

て、土台から腐つてていると言つたことはないわけ

でございまして、まさにこの憲法の、どういう経

緯でできたかということをファクトとして申し上

げているわけでございまして、これを変えるとい

う

まして、いかに我が國の國民と國益を守つていくかということにおいて、今の解釈のままでいいかということを安保法制懇で検討しているところでございます。

○小野次郎君

内閣総理大臣は、九十六条を含めて守っていますというんじや駄目なんですよ。それは、学校の生徒が校則の例えは遅刻しちゃ駄目ですよというのを守っているというのは、それは守つてあるんです。だけど、総理大臣は、更に尊重して擁護しなきゃいけないんですよ。攻撃するものに対して、違うんだと、この憲法は大事なんだと言わなきゃいけない立場なんで、それを解釈を変えることはありますなんというのは、言わば憲法の番人の一人でもある総理がおっしゃるのは非常に不安になるんですけれども。

その解釈改憲と解釈の変更とは、どう違うですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 解釈改憲といふと、何か事実上改憲したことと同じことにしてしまうというたくらみのように聞こえるわけでございますが、まさに解釈の変更は、実は今まで法務局の解釈において集団的自衛権の解釈においても変遷があつたわけでございまして、その中において、今のこの解釈のままでいいのかどうかというのが、これは問題意識として、国民の生命と財産をしっかりと守つていかなければいけないという立場である私は、そういう問題意識は常に持つていてなければならないのではないかと、このように思つておるところです。

○小野次郎君 総理大臣が自らそんな解釈改憲、

解釈の変更を指示するなんということになれば、それは擁護していくことになりませんよ。そのこ

とだけ申し上げて、私は、憲法について我が党も御協力できるところは御協力したいと思ひます

が、是非誤解を広がることのないように、総理に

は言動には十分に慎重にやつていただきたいと思

います。

○委員長(石井一君) 以上で小野次郎君の質疑は終わります。

終了いたしました。(拍手)

○委員長(石井一君) 次に、森ゆうこさんの質疑を行います。森さん。

○森ゆうこ君 私、十二年前に初めて予算委員会で質問したときに、安倍内閣官房副長官だったと思思います、拉致問題について質問をさせていただきました。あの内閣の中で、拉致問題がむしろ日朝の国交正常化の足かせになつていてるという雰囲気の中で、でも安倍総理が當時頑張つていらっしゃつたということで、そのときの答弁も非常に真摯な答弁でございまして、そのときの印象を強く持つておる次第でございます。北朝鮮に利用されないように、でも、できるだけ早く被害者を救出するためには非御健闘いただきたいと思いま

す。

アベノミクスについてお聞きをしたいと思います。アベノミクスによってデフレ脱却、そして給料が上がつて国民生活が向上するという道筋として時期をお示しいただきたいと思います。

○國務大臣(甘利明君) まず、日銀の大胆な金融政策によりましてデフレマインドを変えていきます。つまり、お金は持つていればいるほど価値が

上がるから使わない方がいいという心理を変えて

いきます。次に、財政出動で種火としての火を付けて需要を起こします。需給ギャップを減らして

いきます。次に、成長戦略を通じて民間の資金が

投資や消費に回つていくような道筋を立てます。

これによりまして、デフレのスパイラルを好循環

のスパイラルに変えていくということでおこな

ります。(資料提示)

○森ゆうこ君 資料をお配りをいたしました。一枚目はパネルにもさせていただいたんですけど

でイザナギ景気を超える戦後最長の景気回復が続

強化し、規制緩和を行い、大企業の収益が拡大す

れば、いざれは中小企業や労働者にも恩恵が及ぶという考え方だつたんですが、結果は違いました。

お配りをさせていただいた資料のとおり、六年間の景気回復の過程で所得階級別の人�数がどうなつたのか。二百万円以下の人たちは八百五十万人から千六十万人へと一・二倍に拡大し、ワーキングプアが大幅に増加した。一方、年収二千万円以上の者も一・三倍に増えているということで、六年間で起こつたことは所得格差の一極化、つまり格差の拡大だと、この表を見ていただければクリアだというふうに思つんすけれども。

もう一回御答弁いただきたいんですけど、アベ

ノミクスと小泉構造改革というのは一体どこが違

うんですか。

○國務大臣(甘利明君) 小泉構造改革に関して、野党の皆さんからは批判的な意見が非常に多いと 思います。しかし、小泉構造改革、まず最大の評価は、金融機関の不良債権処理をきちんとさせて、金融が金融としての機能を回復させていくと。お金が回つていきませんから、投資も消費も起

こつてこないと。これを金融機関に決断をさせて、

功績だというふうに思つております。

それから、アベノミクスにおきましては、十五

年間脱出をできなかつたデフレを、三本の矢を矢

継ぎ早に放つことによつてこれを脱却し、健康体

を取り戻し、そして経済効果が適切に現れるよう

な環境をつくつしていくということから始めている

ところであります。世界中がこの挑戦に極めて注

目をしていると承知しております。

○森ゆうこ君 しかし、やろうとしていることは

同じじゃないかなと、規制改革。

昨日、規制改革、雇用ワーキング・グループの

まとめ案の議論が行われたんですねけれども、雇用

の、雇用というか、解雇規制のルールの緩和が中

心であるというふうに考えております。どのよう

な結論が導き出されるのでしょうか。

○國務大臣(稻田朋美君) 昨日、ワーキング・グ

ループで雇用について検討がなされました。行

ついてはたとえ一時金であらうとも還元をする、

雇条件の緩和というような議論はなされておりません。そうではなくて、勤務地、それから職種等が特定されたジョブ型の正社員について、人事処遇等のルール整備について検討をされております。その趣旨は、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な働き方を基礎とした雇用形態を認めていこうということで議論がなされております。

○森ゆうこ君 それが問題だと言われているわけです。限定期正社員が制度化されることによって勤務地や職務が消失した場合は、従来よりも解雇がしやすくなつて労働者の雇用が不安定になるのではないかと指摘をされておりますし、ホワイトカラーエグゼンブションのまた導入ということで小泉構造改革の焼き直しではないかというふうに指摘されているんですけれども、この結論が出た場合に、厚労大臣、どうされるおつもりですか。

○國務大臣(田村憲久君) いずれにいたしまして

も、規制改革会議でどのような結論が得られるか、それについて、これ、労働者の非常に権利の重い

ところでございますから、厚生労働省の中におきまして、労働政策審議会の中におきまして御議論をいただくということになろうというふうに思ひます。

それが経済の歴史を回ってきて、結局、その支払をした人にまた回りますよという説得をしているわけであります。総理、私、経産大臣、手分けでやさせていただいておりますし、先般は、中小企業に対しましても、下請代金がきちんと支払われるような働きかけはしていきますから、業績が上がったところについては賃金に反映をしてほしいという要請もいたしております。ただ、いずれにいたしましても、経済のバックボーンを良くしていくことが大事であります。

○森ゆうこ君 物価が上がった場合に、賃金はそれについて上昇すると先ほど日銀総裁から答弁がありましたがけれども、確かに同じ傾向だというふうに思いますけれども、でも、問題は、2%という物価安定目標を示しているわけですから、それに見合った賃金の上昇ということを確実に実施させる政策をもつとしつかりやらなきやいけないと思っていますけれども、総理、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大体各國の数値を見ていますと、大体物価が上昇していく中で賃金も上昇していく、名目GDPが上昇していく中で賃金も上昇していくわけですが、同時に私たちも、これはもちろん収益が増大をしていく中において企業の判断で賃金を上げていくわけですが、私たちとしては、できるだけ早い段階で賃金、一時金等に反映をしていただきたいということでお願いをしてきているわけでございますし、多くの企業がそれにこたえていたりしていることは大変有り難いと、このように思うわけでござります。

○森ゆうこ君 社会保障制度改革は全く進んでおりません。これはもう、八月二十一日までに法制上の措置を講ずるというのではなく絶望的じやないんですか。

○国務大臣(甘利明君) 絶望的とは思つておりますが取りまとめて発表をされました。確実に前進をいたしております。



<p>このため、福島労働局等において、事業主に対する集団指導等を実施をし、派遣法の遵守、そして労働条件の書面による明示、線量管理の徹底等を求めるとともに、様々な機会を通じて労働関係法令の周知を徹底しているところであります。また、法令違反が行われた、行われる事実を把握した場合には、迅速に事実関係を調査した上で、違反が認められた場合には正指導を行うなどにより、違法な働き方の根絶に向けて厳正に対処してまいります。</p> <p>なお、多重の請負をやめさせるべきだという御意見でございますが、多重の請負自体は法に違反するものではなく、いわゆる偽装請負などの法に違反する働き方を正していくことが必要であると考えております。</p> <p>○田村智子君 根っこの改善が絶対必要だと思いまして、引き続き質問を続けていきたいと思います。</p>
<p>○理事(小川敏夫君) 次に、谷岡郁子君の質疑を行います。谷岡郁子君。</p> <p>○谷岡郁子君 みんなではなく、みどりの風の谷岡郁子です。</p> <p>事故調の解散、今日も黒川元委員長をお呼びしよつとしましたが、また呼べませんでした。国会自身がとりこの関係にあるのかなとも思えてしまふようなことで、その一員となることが恥ずかしいような事態を早く解消したいというふうに思つております。</p> <p>そこで、総理にお聞きしたいんですけども、総理御自身は政府の長として、この国会のこの委員会に例えば元事故調の委員が来られたらお困りますか。</p> <p>○内閣総理大臣(安倍晋三君) その問題は、まさにこれは委員会において決めておられる問題でござりますので、私がそれを評論することは差し控</p>
<p>えないと、このように思います。</p> <p>○谷岡郁子君 では、政府として今度はお聞きをいたしますが、政府の事故調、民間事故調、国会事故調、本当に大変な労苦の成果とというものが出しております。これを今の政府はどのように生かしていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>例えば、科学者の、専門家の選び方ですか、彼らの腐敗の防止について、また政府自身として安全規制を行っていくために具体的に何を生かしていくらっしゃるのか。また、事業者との関係においていわゆる各省庁が発着に陥らないためにどんなふうにしていらっしゃるのか。経産、文科等の規制、あるいは規制委員長等に今どのようなかされ方がどういう形でなされているのかといふことをお聞きすると同時に、後で総理に総括をお願いしたいと思います。</p> <p>○政府特別補佐人(田中俊一君) 従前の原子力規制に当たってきました原子力安全・保安院は、原子力を推進する立場の資源エネルギー庁の中に置かれていたということが、まず一つそういう御指摘のような状況を生み出したということがあります。これについては、以前、IAEAの中でのミッションからも指摘されていたところでございました。</p> <p>○理事(小川敏夫君) 今回、私どもは、科学的、技術的な見地から意思決定を行うという規制機関に求められている役割を十分に果たすために、有識者とかそういった方については、その辺、これまで事業者とかそういうところとの関係等をきちっとチェックした上で選ばせていただいて、科学的な判断を仰ぐようお願いしているところでございます。</p> <p>○國務大臣(下村博文君) 原子力施設を安全に維持運営していくために、それを支える幅広い分野における質の高い人材を安定的に育成確保する必要があると考えます。</p> <p>このため、文部科学省では、国際原子力人材育成イニシアティブによりまして、学生、若手研究者などを対象に、原子力の基礎と安全を支えるとともにより高度な安全性の追求を図るために幅広</p>
<p>い原子力人材の育成を行つてあるところでござります。</p> <p>引き続き、原子力安全のために必要な人材の育成確保に向けて、関係省庁と連携しつつ適切に対応してまいりたいと思います。</p> <p>○理事(小川敏夫君) あと、次はどなたですか。質問者、どなたに答弁を求めますか。</p> <p>○谷岡郁子君 経産大臣を出してください。</p> <p>○國務大臣(茂木敏充君) 国会事故調等におきまして、複合災害という視点が欠落をしていた、また、規制機関の独立性が不十分であった、こういった指摘を受けまして、新たな規制委員会、独立性の高いものをつくりさせていただきました。</p> <p>今、新しい安全基準を作つておりますが、そこにはシビアアクシデント対策、そして最新の知識をこの規制に持ち込んでいく、こういったバックファイットの対策についても盛り込んでいくと、そのように承知をいたしております。</p> <p>○谷岡郁子君 ありがとうございます。</p> <p>それで、総理、とりこの関係というふうに言われているところが国会事故調から強く指摘されたことありますけれども、そのとりこの関係といふものから政府が脱するためにはどのような決意をされているのかといふことを是非お伺いしたいと思つております。</p> <p>○内閣総理大臣(安倍晋三君) 原発の安全性について、国会事故調において、複合災害という視点が欠如をしていましたことは先ほど大臣からも答弁させていただきましたが、事業者のとりこと指摘されたように、規制組織の独立性が十分ではなく、いわゆる安全神話に陥ってしまった点、政府として深く反省しなければならないと考えております。</p> <p>こうした反省を踏まえて、昨年九月に原子力規制委員会が新たに設置をされました。原子力安全規制の抜本的な見直しを行つてあるところでございますが、原子力規制委員会において、各種の事故調査でこれまで明らかにされた情報踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界最高レベルの安全水準となる新規制基準の策定を行つております。また、安全の追求には終わりがないという考え方の下に、継続的な安全向上が重要であると思います。それが原子力規制委員会の姿勢であり、七月の施行の後も継続的に基準の見直しの検討を行つてていく考えでございます。</p> <p>○谷岡郁子君 田中委員長、私は、この間のその事故調等の成果とかそういうものを見つけておりまして感じますのは、やはりリスクを不当に限定して考えるというようなことがやはり本来想定すべきものを想定しないという結果に陥つていることが多いたとていうふうに思うんですけれども、いかがお考えでしようか。</p> <p>○政府特別補佐人(田中俊一君) 今御指摘のようないことを反省しまして、今回の新しい規制基準では、特に外的事象と私ども申しているんですが、地震とか津波とかいろいろ、火災も入りますが、航空機落下とか、そういうふうに思つたことがあります。これで、これまで申してあると申し上げてもいいと思いますが、そういうふうに思つておられますけれども、そのとりこの関係といふものから政府が脱するためにはどのような決意をされるのかといふことを是非お伺いしたいと思います。</p> <p>○谷岡郁子君 規制府の安全基準についてはかなりそうなってきつたと思います。しかしながら、この事故の結果の影響についてはリスクを限定して考える、甲状腺がんのみに絞つて考える、セシウムのみにして考えて、ストロンチウムとかそういうところについてはほとんどモニタリングをしない、そして福島県内に限つて、広げていかない、そして十八歳以下にして、例えば若い女性等の乳がん等の様々な広げ方をしていないということはやつぱり言えるのではないでしようか。</p> <p>根本大臣にお聞きをしたいんですけども、お答えいただけなかつたらそれでも結構ですか。これ、今日、黒川さんいなくなつちゃつたのでこの質問をあえてさせていただいておりますが、もしお答えいただけるようなら、もっと広い範囲に</p>

リスクを考えて、予防原理に立つべきだとはお考えになりませんでしようか。

○国務大臣(根本匠君) 委員の趣旨に十分なお答えになつていなかと思いますが、予防原理に立つというのは、今の例えはICRPの考え方でも予防原理に立つていると思います。それから、個別の話ではストロンチウム等々の話が出ましたけれども、あれはやはりあの原発事故でどういうものが出了か、そこは私は十分な分析が必要であつて、ストロンチウム等々の問題は、そこはチエルノブイリと私は違うと思つております。そこはきちんとあの事故の状況をしっかりと分析し把握する必要があると思います。

○谷岡郁子君 ほんとんど測つておりませんから、ストロンチウムについての検討はできません。それから、ほんと血液検査やつておりませんから、その可能性についてとかリスクについては検討ができません。それはちょうど、ほんと津波についての検討はしなかつたから津波に襲われたといふのと同じでございまして、こういうことをずっとやつておりますと元のもくあみに戻るということを私は申し上げておるのであります。

○国務大臣(茂木敏充君) 過去に行われましたパブリックコメントも含め、国民の様々な意見、しっかりと踏まえて、これらのエネルギー政策、原子力政策、組み立てていきたいと思っております。

○谷岡郁子君 確認ですが、あのパブコメの国民の意見は生かされるということでございますか。

○国務大臣(茂木敏充君) パブコメで出てまいりました意見も含めて、国民各界各層の幅広い意見、これをしつかりと受け止めていきたいと思つております。

(理事小川敏夫君退席、委員長着席)

○谷岡郁子君 総理にお聞きをいたします。

世界で最も安全な技術という形で中東で売つて

こられた原發ですが、これはかなり、機械工学のアウトの問題であると、そういうことも含めて福島では明らかにこれを失敗した。しかも、放射能の、原子力の問題については世銀もアジ銀も資金の融資というものを禁じている。OEC各国は原子力については融資をしないことを申し合わせている。ところが、しかもJIBCはガイドラインをしかるべきアメリカやイタリアやフランスも指摘しましたが、それを売りに行くようなら私も指摘しましたが、それを売りに行くようになりますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに我々も、これはただ機械の問題ではなくて、レイアウト、またソフトの問題だと、こう思つていてるわけでございまして、原子力規制委員会において各種の事故調査でこれまでに明らかにされた情報を踏まえ、海外の規制基準も確認しながら世界最高レベルの安全水準となる新規制基準の策定を行つており、本年七月に施行する予定であります。この基準には、単なる機械だけではなくて、レイアウトなど広い事項を対象としているところでございます。

○谷岡郁子君 終わりますが、まだこれは今誇つて輸出できるような状態にはないとということを申し上げて、質問を終ります。

○委員長(石井一君) 以上で谷岡郁子さんの質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(石井一君) 次に、福島みずほさんの質疑を行います。福島さん。

○福島みずほ君 社民党中央委員長としてお聞きをされましたが、内閣としては今答弁したとおりでございました。

○福島みずほ君 高市政調会長が、侵略という文言を入れている村山談話にしつくりこないという発言をされました。どう思いますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは高市政調会長としてのお考えを述べられたんだろうと思いますが、内閣としては今答弁したとおりでございました。

○福島みずほ君 不安だから、分からぬから質問しているんです。決して総理は侵略と植民地支配を変えないとは言わないんですよ。小泉談話には入っています。これを変えないと言わないから、だからみんな不安になるんですよ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 全てでございまして、いずれにせよ、歴史については、これは歴史家に任せらるべきだということも否定したことは一度もないわけでございまして、これまでの歴代内閣の立場を引き継いでいるわけでございまして、私は安倍内閣として侵略や植民地支配を止め、私は安倍内閣として侵略や植民地支配を否定しないのであれば、侵略、植民地支配、この文言、この考え方は残るということです。

○福島みずほ君 否定しないのであれば、侵略、植民地支配、この文言、この考え方は残るということです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今答弁したことが全てでございまして、いずれにせよ、歴史については、これは歴史家に任せらるべきだということも答弁しているとおりでござります。

○福島みずほ君 重要なことだから聞いています。あの戦争は侵略戦争ですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今答弁しているのが政府としての立場でござります。

でございますが、我が国はかつて多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。その認識においては安倍内閣としても同じであり、これまでの歴代内閣の立場を引き継ぐ考えでございます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま答弁いたしましたように、我が国はかつて多くの国々とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた、その認識においては安倍内閣としても同じであり、これまでの歴代内閣の立場を引き継ぐ立場でござります。

○福島みずほ君 四月二十三日、侵略の定義は定めています。どこを直しどこを変えないのか。侵略ともう一つの姿勢自身が安全だと思われますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 内閣としての答弁は今答弁したとおりでございます。

○福島みずほ君 この委員会で継承するわけではないとおっしゃっているからなんです。何を継承し、何を継承しないのか。侵略、植民地支配、これは見直すんですか、見直さないんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我が国はかつて多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。その認識において安倍内閣としても同じであり、これまでの歴代の内閣の立場を引き継ぐ考え方であるということは申し上げているとおりでござります。

○福島みずほ君 高市政調会長が、侵略という文言を入れている村山談話にしつくりこないという発言をされました。どう思いますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは高市政調会長としてのお考えを述べられたんだろうと思いますが、内閣としては今答弁したとおりでございました。

○福島みずほ君 不安だから、分からぬから質問しているんです。決して総理は侵略と植民地支配を変えないとは言わないんですよ。小泉談話には入っています。これを変えないと言わないから、だからみんな不安になるんですよ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 全てでございまして、いずれにせよ、歴史については、これは歴史家に任せらるべきだということも否定したことは一度もないわけでございまして、これまでの歴代内閣の立場を引き継いでいるわけでございまして、私は安倍内閣として侵略や植民地支配を止め、私は安倍内閣として侵略や植民地支配を否定しないのであれば、侵略、植民地支配、この文言、この考え方は残るということです。

○福島みずほ君 否定しないのであれば、侵略、植民地支配、この文言、この考え方は残るということです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今答弁したことが全てでございまして、いずれにせよ、歴史については、これは歴史家に任せらるべきだということも答弁しているとおりでござります。

○福島みずほ君 重要なことだから聞いています。あの戦争は侵略戦争ですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今答弁しているのが政府としての立場でござります。

さい。変えないんだつたら変えないと言つてくれます。

○福島みずほ君 どうして答えられないんでしょ  
うか。侵略戦争かどうか。そして、きっちり小泉  
談話も村山談話も侵略、植民地支配って書いてい  
るんですよ。それを総理がなぜかおっしゃらない  
んで、みんながやつぱり不安になるんですよ。そ  
れはなぜなのか。侵略戦争かどうか、じゃ、それ  
はお答えください。

して踏襲するとおっしゃっていますよ。麻生総理も、当時総理大臣のとき踏襲するとおっしゃっています。

総じて本人たちの意思に反して、部分は維持されるんでしょうか。

「行われた。」この

きりおっしゃらなかつたことも極めて残念です。  
この大事な談話をきちっと維持するよう強く求

きりおつしやらなかつたこと  
この大事な談話をきちっと  
め、私の質問を終わります。

一も極めて残念です。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　この官房長官談話  
何で今言えないんですか。だって、衆議院選舉のときは見直すとおっしゃっていたじゃないですか。

の見解は、今私が申し上げたとおりであります。○福島みづほ君 維持されるということでよろしいんですね。

○委員長(石井一君) 以上で福島みづほさんの質疑は終了いたしました。(拍手)

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今答えているとおりでございまして、歴代政権の立場を引き継いでいるということですぞ。同時に、言わば歴史認識については、これは歴史家の手に任せるべきだというのが従来から答弁しているとおりでございます。

については、官房長官から答弁するのが適当であろうという判断でございます。

○福島みずほ君　これ、河野官房長官談話に關して、今は維持するが検討するといふうにおつしやるから、これが変わんではないかと多くの人が不安に思うし、私も不安に思うわけです。どうかを変えてしまうんじゃないかな。

行います。水戸君。  
○水戸将史君　日本維新の会の水戸将史でござります。

（福島みすば君　いや頭が悪いから分からな  
いですね。侵略と植民地支配、この文言変えない  
かどうか、これは重要なことです。それをなぜか  
総理はおつしやらないんですよ。多大な苦痛を与  
えたとは言う。しかし、それを言わない。  
ですから、これがきちんと継承するのかどうか、  
文言について。教えてください。

安倍内閣も歴代の内閣と同じであります。問題について、これは筆舌に尽くし難いつらい思いをされた方々の思い、非常に胸が痛む思いであります。この点については、歴代内閣と同じように、い世紀にすることが大事であって、日本としてもそのために全力を尽くしていく。さらに、慰安婦が侵害されてきた二十一世紀こそ人格侵害のない世紀にすることが大事であって、日本としても

でも 例えは インドネシア の オランダ の 捕虜 の ところ から 女性たち を 連れていく、 フィリピン や 東ティモール や いろんな ところ で 強制 的に 連れて いった ことがあります。 そして 重要なことは、 強制、 どうやつて 連れて、 拉致 も ある だろうし、 欺罔 も ある だろ うし、 人身買賣 も ある だろ うし、 そういうふうに あります。

私はこの委員会でも何点か取り上げてきた経過がありましたが、やはり一九五〇年代から、自民党の農政の歴史と言つても過言ではありません。けれども、昔からあの農業基本計画を見てみますと、それでもやっぱり競争力の強化とか生産性の向上、でござります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これまでも官房長官からも答弁しているとおりでございまして、安倍内閣としては歴代内閣の立場を引き継いでいるわけでございまして、同時に、歴史認識そのものについては、これは歴史家に任せるべきであろうというのが安倍内閣の立場でございます。

さらに、安倍内閣としては、この問題を政治問題として、外交問題にさせるべきじゃないというふうに考えていました。前回の安倍内閣においてこの問題について閣議決定をされたという経緯も踏まえて、内外の歴史学者、有識者の手により様々な問題について研究が行われている中で、この問題についても学術的観点から異なる見方が重なっている

直接連れていった場合もあるだろう、しかし総じて彼女たちの状況が人権侵害であった、ここがボイントです。その部分は変えないということです。 ろしいですか。

○國務大臣（菅義偉君） 私は、見直しを含め検討する旨を述べたことはありません。

（福島みづほ君 見直し）をしながらハレハラしていること

後継者の育成みたいな今でも通用できるようなことがもう三十年も四十年も前から語られておりまます。また、農地の集積や流動化を図ろうといふ、そういうこともずっと言われてきたんですねけれども、なかなか思うように進んでこなかつたといふのがあります、過去の経過がありますけれども、総明な農水大臣、このへゆるる思ひようじに進ん

分変わっているんですね。そして、この期に及んでなぜそのことを明言しないのか。そのことがやはり非常に、これを変えるんじやないかという不安を抱かせる。なぜおっしゃらないのか。安倍総理の謎その一というふうに私は思います。

○福島みずほ君 現在の時点では踏襲するが、その研究結果によつては見直すこともあり得るということなんでしょうか。

○國務大臣(菅義偉君) 今私自身が答弁をしたところが望ましい。このように私は答弁していきます。

○福島みずほ君 総理、それでよろしいんですね。  
○國務大臣(菅義偉君) 私は、見直しを含め検討  
という内容のことについて述べたことはいまだにあります  
せん。

次に、河野官房長官談話について、これを踏襲されますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　官房長官談話については、これは官房長官が答弁するということになつております。

○福島みづほ君　第一次安政内閣のとき、政存と

○福島みずは君　いや、答えてください。今は維持するが、その研究結果によつては変わるものであります。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）この問題について  
は官房長官から答弁することになつております。  
○福島みづほ君 とても大事なことに關して総理  
が答弁をされないのは残念です。村山談話に關し  
ても、どこを維持するのか維持しないのか、はつ

卷之二十一

これ、農地利用を整理して、分散し錯綜しているものを集めていくことで、今まではどうしても売り買いをつなぐということしか、限られた予算でございましたし、なかつたところを、リースも含めていろんな機能を、できれば予算、法律、いろんな手当てをしながらやつていいけるようにしていくことによって、今回、本格的に機能するものにしていきたいと考えておるところでござります。

○水戸将史君 農水大臣が今触れられましたとおり、新しく中間管理機構をつくっていくんだと、従来の農業公社を衣替えしていくんだということありますけれども、従来の農業公社との中間管理機構の相違点、どういう形でこれを変えていければどうなっていくのかということで、今までなぜこれが機能してこなかつたか、その理由は何でしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 先ほどちよつと申し上げましたが、従来、全国で機構、機構といいますか、公社に対する予算が十億でございましたので、ざつと四十七都道府県で割つても一県当たり平均で五千万という規模の予算でございました。そういう予算の中で、売買するといつてもなかなか受け手も見付からないということで、今回、リースも活用しながら、必要な場合には機構の負担で基盤整備も行つて、少し集約をして基盤整備を行つた上で、法人経営体や大規模家族経営、企業などの扱い手に集約した後の農地をリースという形でやつていくと、こういうことをやることによつて今までと違つた進め方をしていきたいと考えておるところでございます。

○水戸将史君 今のお話になると、売買は非常にお金が掛かるけれども、リースだつたら貸す借りるのような関係で、お金はそれほど掛けなくともそれなりの効果があるというような、そういうような御答弁でしようか。

○国務大臣(林芳正君) いろいろと統計を見ます

何というんですか、差がかなり大きいものですかからもう一つのポイントは、中間管理機構が一旦リースをして集めた上で、それを面的に少し集約をしてから、したがつて、分散錯綜したものをしてから、したがつて、分散錯綜したものを一個ずつ受け手と出し手の間でやり取りをするのみにとどまらず、この中間管理機構 자체が一旦個体となつてその中で集約をするという機能も付加するということも併せてやつていきたいと考えております。

○水戸将史君 農水大臣自らが、さきの産業競争力会議におきまして、この中間管理機構に関しましても十分な国費を投入する必要があるというふうに述べられております。売買と違つて賃貸借の方がお金が掛からないという話もありましたけれども、十分な国費を投入するという御意思があるならば、どの程度の予算が確保が必要だと考えていらっしゃいますか。

○国務大臣(林芳正君) これは、今からこの機能をどうやって拡充していくかということを詰めていましまして、そして、どれぐらいのニーズがあるかということを検討していく中で決まっていくものということがあります。先ほど申し上げましたような今の各県当たり一億を切るようなベースの予算では、なかなかはかばかしく物事が進んでいかないのではないかというふうに思つておられます。

○水戸将史君 これから十分に検討されて、国費をどの程度使つかということを具体化していくところではあります。

○水戸将史君 いう話でありますけれども、実際、農地の集約につきましては、当然、地域間との話合いによって作成される人・農地プランというものを作つて進めいくといふに承つてゐるわけであります。が、地域の話は結構ありますけれども、やつぱり地域の中においてはどうしても村社会になつてしましますので、外部の人間が入りづらいんじやないかという懸念もあります。

こういうことに関して障害とならないのか、またそのマッチングの在り方ですね、出し手と受け取りのものが非常に低廉になるということと、それがどうな予定なんでしょうか。

○国務大臣(林芳正君)

おっしゃるところは大変

先生まだ民主党にいらつしやったころだと思いつきまして、これ各地で始まつておるところでございますので、その中でやはりよく話し合つていただいて、中心経営体はどの人になつていくかなど。集落単位程度の話合いをよくやつていただいていることが、後でちよつと話が違つんじやないかということにならないといふためにも大事だとかいうふうに思つております。売買と違つて賃貸借の中で、いろんな方が入つてくる可能性も排除せずにやつてもらうといふこともあるんではないかなと思つておりますし、そのことも含めて、人と農地プランの話合いを、検討をよく見ながら、全体的に県の段階で、いろんな可能性をこの中間管理機構ができましたら見ながら、両々相まつてこの集積化を進めていくということが大事だと考えております。

○水戸将史君 是非、この中間管理機構、新しくできるものに關しまして、多面的な機能を取りそろえて農地の集積とか流動化について大きな貢献をしていただこうことを強く要望したいと思っております。

○水戸将史君 これまでございましたので、こういう方向で必要な指導を行つていただきたいと思つております。が、アグリフューチャーバンを設立するなど、そういうことも農業振興のためにやつていただきたいと、今度できましたA-FIVEというも大規模農業法人等にアグリビジネス投資育成会社も行われておるところでございます。さらに、日本農業経営大学校、この四月に開校いたしましたが、アグリフューチャーバンを設立するなど、そういうことを介して出資をする担い手経営体応援ファンドの創設、これは六月に予定しております。それから、今度できましたA-FIVEというも資本一千億で創設をいたしました農業法人サポートローンという、これは大規模農業法人向けの低利運転資金を融通する仕組みですとか、それから、トローリーといふ、これは大規模農業法人向けの低利運転資金を融通する仕組みですとか、それから、大規模農業法人等にアグリビジネス投資育成会社というものを介して出資をする担い手経営体応援

業の発展や農業者の地位向上、これがこの使命でございまして、したがつて、農林中金も当然ながら金融機能の発揮によつて農業の発展に貢献をする必要があると、こういうことでござります。よく言われているような有価証券の運用の収益を会員である農協や農業者に還元する、これも貢献の一つだといふうに思いますが、やはり農協や信連との役割分担も踏まえながら、農業振興に資する金融業務、これを展開していくことが大事だと、こういうふうに思つております。

二五五年の四月、この四月でございますが、融資一千億で創設をいたしました農業法人サポートローンといふ、これは大規模農業法人向けの低利運転資金を融通する仕組みですとか、それから、トローリーといふ、これは大規模農業法人向けの低利運転資金を融通する仕組みですとか、それから、大規模農業法人等にアグリビジネス投資育成会社というものを介して出資をする担い手経営体応援ファンドの創設、これは六月に予定しております。それから、今度できましたA-FIVEというも資本一千億で創設をいたしました農業法人サポートローンといふ、これは大規模農業法人向けの低利運転資金を融通する仕組みですとか、それから、トローリーといふ、これは大規模農業法人向けの低利運転資金を融通する仕組みですとか、それから、大規模農業法人等にアグリビジネス投資育成会社というものを介して出資をする担い手経営体応援

いま一度監督官として厳しい姿勢で臨んでいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長(石井一君)

簡潔に締めくくるください。

○国務大臣(麻生太郎君)

農林省と一緒にきちんといたします。

○水戸将史君

よろしくお願ひします。

○委員長(石井一君)

以上で水戸将史君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(石井一君)

以上で水戸将史君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(石井一君)

以上で水戸将史君の質疑は終了いたしました。

る万が一への備えの充実に役立てていきたいと考えております。荒井広幸君 総理がおっしゃるように、まさに廃炉をもつて、そして救済策や法整備、そういうものの体系全体で我が国が奉仕をしていく。人に柄があるように、国家に柄というものがあるんでしょう。我が国はそういう国を目指していくべきだと思います。先ほどからお話をありましたけれども、私たち、野党でございますが、野党の皆さんから安倍外交についてございました。私は思い出すんです。小泉総理が、まさに中国、韓国について、凍り付いた、そうした状態をつくってしまった。そのとき倍内閣は、安倍総理は、真っ先にこの氷を解かすために中国と韓国に行つたんです。私は、国益を守り、主権を守るというところ微動だにせずに、しかし大胆かつ柔軟な外交政策が取れるという、その安倍総理、当時のその対応を高く評価をしています。恐らく各国とも驚いたことだと思いますよ、あの対応については。ですから、私は、もう少ししばらくどんな対策をされるのか見守つてまいと、期待を持って見守つていいたいと思います。政府としては、今後、諮問会議において財政健全化の両立を図つていかなければならぬと、このように考えております。

このように、経済再生が財政健全化を促し、逆に、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという循環を目指し、経済再生と財政健全化の両立を図つていかなければならぬと、このように考えております。政府としては、今後、諮問会議において財政健全化と経済再生との双方を実現するための道筋について検討を進めることとしておりまして、こうした検討を踏まえて、年央の骨太方針において、経済再生の道筋と併せて、各歳出分野の取組など財政健全化の基本的方向を示してまいります。こうした取組によつて、財政健全化目標に向けてしっかりと取り組みながら、早期のデフレ脱却を実現し、必ずや日本経済を再生していく考え方でございます。

足下の中韓の問題解決せずして、やはり日本の主権そして国益は守れないなど私は思つてゐる次第です。どうぞ、賢い恵みと包容力を持つて安倍流の外交を進めていただきたいと思います。最後になります。

財政再建への強い決意がやつぱり総理、必要であります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 経済の再生なくして財政再建への強い決意がやつぱり総理、必要であります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 必ずやそうしてください。どうぞ、慎重な国政運営、おごらざに進めていただき、そして国民の声を聞いて寛容な政治を進めていたいたくことを期待して、締めくくり総括の終わりといたします。

国民の生命、財産を守る防災、減災のために必要な公共事業は実施すべきです。しかし、官僚主義の予算編成に逆戻りし、従来型の公共事業に偏重しているようでは、日本が成長国家に生まれ変わることは困難です。成長なくして財政再建も不可能です。私たちは、従来型の公共事業拡大路線とは異なる、民間の競争力強化に重点を置いた成長路線を目指すべきであると考えます。

予算とは、国の進むべき方向性を財務面で表現したものです。私たちは、党は維新八策やアジェンダの実現に向けて、この國のあるべき姿を予算としてお示しするため、ここに修正案を提出いたします。

以下、修正の概要について申し述べます。

他方で、民間企業の投資と消費を喚起する持続的な経済成長を促すためにも、歳出の効率化等によってプライマリーバランスの改善を図りながら、消費税率の引上げを含む社会保障・税一体改革を着実に推進をし、持続可能な財政構造を構築していくことが重要であります。これにより、増大する社会保障の持続性と安心を確保するとともに、市場の信認を確保し、長期金利の急激な上昇のリスクに対応をしていきたいと考えております。

○小野次郎君

私は、提案者を代表して、ただいま議題となりました日本維新の会及びみんなの党の共同提案に係る平成二十五年度一般会計予算、平成二十五年度特別会計予算及び平成二十五年度一般会計予算、政府関係機関予算に対する修正案について、提案の趣旨及び概要を説明いたします。

まず、提案の趣旨について申します。

政府提出の平成二十五年度予算は、本年一月の緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的ないふる十五ヵ月予算として編成されており、安倍政権は、経済再生に向けた機動的な財政政策を体現したものとして位置付けられておりますが、その実現したものは、不要不急の公共事業までが計上されることは明らかであり、ばらまきとのそしりを免れません。

また、公共事業費を全国的に大盤振る舞いすることでの大震災の影響がいまだに色濃く残る東北において、人材不足や資材価格の高騰に拍車を掛け、復興を更に停滞させることになります。また、復興という選挙公約はうそだったのでしょうか。

政府提出の平成二十五年度予算は、本年一月の緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的ないふる十五ヵ月予算として編成されており、安倍政権は、経済再生に向けた機動的な財政政策を体現したものとして位置付けられておりますが、その実現したものは、不要不急の公共事業までが計上されることは明らかであり、ばらまきとのそしりを免れません。

の修正について小野次郎君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小野次郎君。

まず第一に、統治機構改革です。

地域主権型道州制への移行を前提とし、消費税を全額地方へ移管するとともに、地方共用税基金一・二兆円を創設し、地方交付税に代わる新たな水平的財政調整制度を試験的に行うこととしておたないわゆる三割自治から脱却し、これまでの官僚統制、中央集権国家から、民間主導、地域主権の国家への転換を目指します。

第二に、行政改革です。

私たちは、小さな政府かつ強く賢い中央政府をつくり上げることを目標としております。徹底した行政改革なくしてその実現は不可能です。修正案では、交付金、補助金、委託費等の移転的支出を一律二割削減し、大幅に増加した公共事業費の伸びを抑制するとともに、国家公務員の人員費も一割削減することとしております。

第三に、世代間格差の是正、社会保障制度改革です。

民自公の三党合意により成立した社会保障制度改革推進法では、年金、医療、介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすると書かれています。にもかかわらず、年金、医療、介護の三分野で巨額の一般財源が保険制度の外側から社会保障給付のためにつき込まれています。これらは基本的に、現役世代、若者世代から高齢者世代への所得移転であり、結果として負担と受益の世代間格差を生み出しています。

修正案においては、公的年金制度の積立方式への移行により、払った保険料は返ってくる全世代に公平かつ納得感のある年金制度の構築を目指し、同時に、一般会計から年金特別会計への繰入額を三兆円減額することとしております。また、医療保険については、被用者保険の一元化に伴う歳出削減を行うほか、高齢者医療における自己負担を本則の二割に戻し、負担の公平を図ります。

第四に、科学技術への投資と競争力の強化です。

日本経済の復活を成し遂げるためには、経済成長の担い手である民間の事業意欲を喚起する成長戦略が何よりも重要です。世界をリードする新産業及びそれを支える未来の技術者等の人材を育成するためにも、ここまで減額を行うこととして研究に関する予算等の三〇%増額を行ふこととしております。

また、民間の投資意欲を喚起するための償却期間を自由に設定できる自由償却制度の導入などにより法人税の減税を行います。

最後に、防衛力の整備です。

我が国の平和と安全を守ることは国の責務であります。今日の国際状況に鑑み、対ミサイル防衛力の強化のため、必要な武器購入費を増額しております。

結果として、私たちの修正案では一般会計ペー

スで新規国債発行額の五兆円削減が可能となつており、消費税増税を償還財源とする年金特例公債の発行は不要となつております。

以上が、修正案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ、議員各位の御理解を賜り、本修正案に御賛同いただきますようお願い申し上げ、私の趣旨説明といたします。

○委員長(石井一君) それでは、これより平成一十五年度予算三案並びに小野次郎君外二名提出の修正案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

なお、発言者は賛否を明らかにして、割当で時間の範囲内でお述べいただきたいと存じます。徳永エリさん。

○徳永エリ君 大変長時間にわたる委員会での審議、お疲れさまでございました。民主党・新緑風会の徳永エリでございます。

私は、会派を代表いたしまして、平成二十五年度予算案に反対の立場から討論させていただきま

今、我が国は少子高齢化、そして人口減少問題、また自殺や貧困などの多くの深刻な社会問題を抱えています。また、東日本大震災の被災者、いまだ三十万人を超える方々が先の見えない避難生

活を強いられておられます。福島第一原発の事故は収束しておりません。多くの方々が放射能による健康への影響や風評被害に不安を抱きながら暮らしておられます。

そして、政府・与党は、多国籍企業の利益拡大のために国民の権利や暮らしを奪われてしまつてP.P.交渉への参加を表明しました。私の地元北海道では、いまだ具体的に示されない国益のために多くの道民が犠牲を払うことになりかねません。アベノミクス効果に浮かれている場合ではないんです。

本院の一員として、参議院自民党の皆様に申し上げたいことがあります。

参議院は再考の府、良識の府であります。本来、衆議院の審議において不足した点を補い、国益のために国民の立場に立つた熟議を重んじなければなりません。最後はまとまる自民党かもしれないが、今の参議院自民党は政府にただ追従するだけの役割しか担つていないのでしょうか。

さらに、審議における安倍総理は、特に憲法問

題や歴史認識に関する質問に関しては大変に熱心に、時には語気を荒げて御自分の言葉で語られますが、国民の関心の最も高い社会保障に関する質問への答弁には全く心がこもっていない官僚答弁であつて、都合の悪いことには答えないと、このような姿勢は極めて遺憾であります。

さて、平成二十五年度本予算につきましては、これまで多くの委員が様々な問題点を指摘してまいりました。とても容認できる内容とはなつておりません。

第一に、政府・与党は、平成二十四年度補正予算とともに十五か月予算とすることで、経済再生

と景気回復に役立てるとともに新規国債の発行額を減らして財政規律を守った点を殊更主張しておられましたが、実際には明らかに粉飾の予算であります。

財務大臣は、国債発行額四十二兆九千億円が税率見込み四十三兆一千億円を下回ったと何度もおっしゃつておられましたが、補正予算に計上した五兆円の建設国債発行額を足せば四十八兆円となり、税収分を上回つているのが実態であります。また、景気対策に機動的に対処するための予備費は収束しておりません。多くの方々が放射能による健康への影響や風評被害に不安を抱きながら暮らしておられます。

また、景気対策に機動的に対処するための予備費である経済危機対応・地域活性化予備費九千百億円を計上させず、支出額を切り詰めたり、借金の切り下げて返済額を減らすという財務省マジックを駆使したのがそのあかしであります。

第二に、弱者切捨ての予算であることです。その典型が、生活保護費の日常的な生活費部分に相当する生活扶助基準の見直しによる削減です。現行の水準と比べると七・三%の大幅削減、九年ぶりです。生活保護家庭だけではなく、就学援助や住民税非課税限度額が引き下げられれば、負担増や給付カットになる制度がたくさんあります。また、申請の厳格化も検討されているということですが、究極のセーフティーネットに繋びが出るということは、命にかかる重大な問題であります。

第三に指摘したいのは、地方公務員の給与を削減して、地方自治体の財源である地方交付税を四千億円もカットして、いわゆる一括交付金制度を廃止し、政官業の癪着や霞が関支配につながるようなひも付き補助金を復活させるなど、地域主権改革に逆行した予算となっています。全国の自治体から猛反対の声が上がつて当然であります。

北海道も、先日、国の要請に応じ、道職員の給与を今年七月から来年三月までの九か月間、平均七・八%削減する方針を固めざるを得ませんでした。北海道は平成十二年度から独自に平均五・六%の給与削減を行つており、既に限界と言つて

いい状態なんです。地域経済にも大きな負の影響が出るのではないかと大変に心配しています。

地方切捨て、生活者切捨て、弱者切捨ての政治には決して戻すわけにはいかないんです。我々民

主党は、切捨ての政治が反映された予算案には全く賛同できません。

以上の理由から、私は本予算案に断固反対し、私の反対討論を終わらせていただきます。

○委員長(石井一君) 渡辺孝男君。

○渡辺孝男君 私は、公明党及び自由民主党・無所属の会を代表して、平成二十五年度予算三案に対する賛成の立場から、また、みんなの党及び日本維新の会共同提案の修正案には反対の立場から討論を行います。

賛成の第一の理由は、日本経済再生のための取組に予算が重点配分されている点です。日本経済再生のためにも、被災地の復興は最優先に行われなければなりません。二十五年度予算案においては、被災地復興を加速させる交付金が盛り込まれるなど、より潤沢な財源を確保し、被災地の再建を加速する内容となっています。また、将来を見据えた成長による富の創出も重視されています。すなわち、iPS細胞などを利用した医療イノベーションの推進、中小企業への支援、省エネエネルギー、再生エネルギーの研究開発などの予算が大幅に増額されております。そして、暮らしの安心にも配慮した予算となっています。喫緊の課題である防災・減災対策の強化、保育所定員や保育ママの増加による待機児童解消など、国民の命と暮らしを守り、雇用の創出を図る取組が盛り込まれております。

第二の理由は、歳出の各分野において大胆な見直しと適正化に取り組んでいます。国家公務員給与等の引下げや定数削減を実施するとともに、今後増大が見込まれる社会保障関係費については、生活保護の適正化を図ると同時に、生活困窮者に対する自立支援や生活保護世帯の子供

に対する学習支援の予算が増額されました。また、地方財政についても地方の行政改革の努力を考慮し、節約分に見合った予算を地域の経済活性化事業などに配分することとしております。

第三の理由は、持続可能な財政構造を目指した予算となっている点であります。我が国の債務残高はGDPの二倍に達しております。財政健全化の取組が急を要することは言うまでもありません。本予算では、一般会計の歳出において四年ぶりに税率が公債発行額を上回りました。歳出歳入を一括的に改善することで日本経済の再生と財政健全化を同時に進めていく第一歩となつたと評価するものであります。

以上、本予算に賛成する主な理由を申し上げました。今こそ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略からなる三本の矢により、デフレを脱却して日本経済を再生し、雇用や所得の増加を伴う景気回復を図るときです。そのためにも、本予算成立後の迅速かつ適切な予算執行を政府に対して強く要請して、賛成の討論といたします。

○委員長(石井一君) 渡辺孝男君。

賛成の第一の理由は、日本経済再生のための取組に予算が重点配分されている点です。日本経済再生のためにも、被災地の復興は最優先に行われなければなりません。二十五年度予算案においては、被災地復興を加速させる交付金が盛り込まれるなど、より潤沢な財源を確保し、被災地の再建を加速する内容となっています。また、将来を見据えた成長による富の創出も重視されています。すなわち、iPS細胞などを利用した医療イノベーションの推進、中小企業への支援、省エネエネルギー、再生エネルギーの研究開発などの予算が大幅に増額されております。そして、暮らしの安心にも配慮した予算となっています。喫緊の課題である防災・減災対策の強化、保育所定員や保育ママの増加による待機児童解消など、国民の命と暮らしを守り、雇用の創出を図る取組が盛り込まれております。

第二の理由は、歳出の各分野において大胆な見直しと適正化に取り組んでいます。国家公務員給与等の引下げや定数削減を実施するとともに、今後増大が見込まれる社会保障関係費については、生活保護の適正化を図ると同時に、生

効果が出てきていることは大変高く評価するものであります。

しかしながら、大胆な金融緩和によるデフレからの脱却を進めようとアクセルを踏んでいる真っ最中に消費税を増税するという大ブレーキを踏もうとしていることは理解に苦しむところです。幾ら秋に経済状況を総合的に勘案して最終判断すると口で言つてみても、消費税増税を担保にした年金特例公債を財源として見込む予算となつていては、最初に増税ありきであることは明らかであり、景気回復に大きく水を差すものであります。

また、安倍政権の二本目の矢である機動的な財政出動、三本目の矢である成長戦略についても、本予算を見る限り、まるで期待ができない内容となっています。

財政政策は、政権交代前はばらまきと批判して修正案に対しても、国民の暮らしと安全を守るために必要な公共事業までも過度に削減するためられないまま、精査も十分に行われていない公共事業を全国にばらまく結果、東日本大震災の被災地の復興のための公共事業にしわ寄せが行き、復興を遅くしてしまうという本末転倒な結果になっています。

○委員長(石井一君) 中西健治君。

賛成の第一の理由は、日本経済再生のための取組に予算が重点配分されている点です。日本経済再生のためにも、被災地の復興は最優先に行われなければなりません。二十五年度予算案においては、被災地復興を加速させる交付金が盛り込まれるなど、より潤沢な財源を確保し、被災地の再建を加速する内容となっています。また、将来を見据えた成長による富の創出も重視されています。すなわち、iPS細胞などを利用した医療イノベーションの推進、中小企業への支援、省エネエネルギー、再生エネルギーの研究開発などの予算が大幅に増額されております。そして、暮らしの安心にも配慮した予算となっています。喫緊の課題である防災・減災対策の強化、保育所定員や保育ママの増加による待機児童解消など、国民の命と暮らしを守り、雇用の創出を図る取組が盛り込まれております。

第二の理由は、歳出の各分野において大胆な見直しと適正化に取り組んでいます。国家公務員給与等の引下げや定数削減を実施するとともに、今後増大が見込まれる社会保障関係費については、生活保護の適正化を図ると同時に、生

留意した内容となっています。

是非、皆様方にも御賛同賜りますようお願い申しあげて、私の討論とさせていただきます。

○委員長(石井一君) 荒井広幸君。

私は、みんなの党を代表し、政府提出の平成二

十五年度予算三案には反対、日本維新の会及びみんなの党共同提案の修正案には賛成の立場から討論を行います。

○中西健治君 中西健治です。

私は、みんなの党を代表し、政府提出の平成二

十五年度予算三案には反対、日本維新の会及びみんなの党共同提案の修正案には賛成の立場から討

論を行います。

○委員長(石井一君) 中西健治君。

私は、みんなの党を代表し、政府提出の平成二

階にとどまっている問題も多くあります。被災者や被害者の側に立ったきめ細やかな物資、インフラ支援とともに、特に心のケア、心の復興施策の充実、実施を求めます。

原発事故災害については、安全対策をしてこなかつたことによつて起きた国の責任を認め、被害者に寄り添つていただくよう願います。

本予算においては、インフラの老朽化対策や事前防災対策など、国民の命と暮らしを守る公共事業予算や国民の安心のための防衛予算を充実させることで、多様な国民のニーズにこたえる姿勢に賛意を表します。予算の重点化と無駄の排除に努め、従来型の予算配分を見直そくとした試みも見て取れます。まだ不十分でありますので、財政再建については安倍流の、やるぞという強い信念による創意工夫を加えた実行を強く要請します。

(拍手)

○委員長(石井一君) 平山幸司君。

○平山幸司君 青森県選出の平山幸司です。

私は、生活の党を代表して、平成二十五年度予算三案に対し、反対の立場から討論を行います。

足下の円高修正や株価の上昇について、安倍政権は、金融緩和と大型の補正予算、いわゆるアベノミクスの成果と盛んに誇示していますが、期待先行で実体経済の回復を伴つております。国民生活の現実は、むしろ急速に進む円安によりガソリンや食料品の価格が上昇傾向にあり、厳しさを増しているのが現状であります。

本予算は、消費税率引上げを見込む一方、高校無償化の見直しを検討する経費を計上するなど、国民生活から目を背けた予算となつております。そもそも消費税増税は年金など社会保障制度の抜本改革が前提のはずですが、自公民三党協議は暗

礁に乗り上げており、改革推進法で定めた本年八月二十一日までに法制上の措置を講ずることはも

はや絶望的であります。社会保障制度の抜本改革もないまま消費税増税に突き進むことは、国民に對する背信行為であり、改めて強く反対いたしました。

反対の第二の理由は、地域自主戦略交付金を廃止している点であります。いわゆる一括交付金は、改善の余地はあるものの、地方の裁量で比較的自由に使えることから評価する声が多く聞かれます。

以上、注文を付けつつ、賛成討論といたします。

(拍手)

○委員長(石井一君) 平山幸司君。

私は、生活の党を代表して、平成二十五年度予

算三案に対し、反対の立場から討論を行います。

足下の円高修正や株価の上昇について、安倍政

権は、金融緩和と大型の補正予算、いわゆるアベ

ノミクスの成果と盛んに誇示していますが、期待

先行で実体経済の回復を伴つております。国民

生活の現実は、むしろ急速に進む円安によりガソ

リンや食料品の価格が上昇傾向にあり、厳しさを

増しているのが現状であります。

第一に、国民生活を支える予算にも、日本経済を立て直す予算にもなっていないということです。大企業の利益最優先の成長戦略、経済政策は既に破綻しています。今必要なことは、大企業の内部留保を国民所得と中小零細企業に還元すること、人間らしい労働のルールを確立して雇用の安定を図り、内需主導の経済政策に転換することで、また、TPP参加は、農業を始め国内産業に大きな打撃を与え、地方経済と雇用を破壊し、社会保障制度の土台を危うくするものであり、認めることはできません。

反対の第三の理由は、公共事業に偏重した予算となつてゐる点であります。二十四年度補正予算と合わせた十五か月予算で七兆七千億円に達した

公共事業関係費は、国土強靭化の名の下行われる

全国へのばらまきであり、かえつて復興事業への妨げとなつてゐることが委員会で指摘されました。

むしろ、待つたなしの子育て支援や教育など、人への投資を拡充することが最優先であることは論をまちません。

物価は上がる、給料はいつ上がるか分からぬ、年金は減額される、社会保障の抜本改革は行われない。国民の窮状から目を背け、ひたすら消費増

税やTPP参加、原発再稼働に向け邁進する総理

に改めて猛省と一刻も早い政策転換を強く促し、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○委員長(石井一君) 田村智子さん。

○田村智子君 日本共産党を代表して、二〇一二

年度予算三案に反対の討論を行います。

理由の第一は、消費税増税を前提とした予算だからです。安倍内閣は消費税一〇%への大増税を進めようとしていますが、これは国内消費を冷え込ませ、経済の停滞、税収減引き起こし、我

がは、軍事費増額、大企業優遇税制の温存、またTPP推進の立場であることなどから反対だと申し

分の一の財源に年金特例公債を充て、その償還財源を消費税増税で賄うこととしています。このよ

うなやり方は許されません。

第二に、国民生活を支える予算にも、日本経済を立て直す予算にもなっていないということです。大企業の利益最優先の成長戦略、経済政策は既に破綻しています。今必要なことは、大企業の

内部留保を国民所得と中小零細企業に還元すること、人間らしい労働のルールを確立して雇用の安

定を図り、内需主導の経済政策に転換することで、また、TPP参加は、農業を始め国内産業に

大きな打撃を与え、地方経済と雇用を破壊し、社

会保障制度の土台を危うくするものであり、認め

ることはできません。

第三に、社会保障費は、自民党的削減ありき

の公約により、生活保護費六百七十億円を始め、年金保険給付費一千五百億円、児童扶養手当七億円など、とりわけ低所得世帯を直撃する削減が強

行されようとしています。社会保障財源を口実に消費税増税を押し付けながら社会保障の根幹部分まで削減するなど、断じて容認できません。

第四に、沖縄辺野古への新基地建設のための予算が計上されていることです。普天間基地は即時

無条件返還すべきです。また、思いやり予算など米軍経費負担、F35、ミサイル防衛等の軍事費の増加は、周辺諸国との軍事的緊張を高め、東アジアの平和的環境づくりに逆行するものです。

第五に、東日本大震災で被災した方々の生活再建予算是余りに不十分です。福島第一原発事故の被害から国民の暮らしと健康を守るためにも、事

故収束宣言は撤回し、事故収束、除染、賠償など、東電と政府の責任ある対応が急務です。また、原発再稼働方針を撤回し、原発からの即時撤退、再生可能エネルギー政策への転換を強く求めるもの

です。

なお、みんなの党、維新の会共同提出の修正案

は、軍事費増額、大企業優遇税制の温存、またT

PP推進の立場であることなどから反対だと申し

上げ、討論を終ります。(拍手)

○委員長(石井一君) 谷岡郁子さん。

○谷岡郁子君 みどりの風を代表して、政府からの提案がありました平成二十五年度一般会計予算、同特別会計予算並びに同政府関係機関予算に

算、対し、反対の立場から討論申し上げます。

政府提出予算は、その本質的な在り方として大企業、団体優遇予算であり、国民生活を応援するための必要性を軽視するものであります。政府は、インフレターフィットを設定し、アベノミクスを通じて大企業を中心とする輸出型産業を応援する一方で、円高で苦しむ内需型の中小企業や農林水産業者、そして消費者たる国民に対しては冷淡な姿勢を取り続けています。

また、全国各地で復興予算が土木事業等に流れ

されて、予算としてそれが正当化される一方、被災者の生活の復興、人生の再建は遅れています。

とりわけ、国会事故調査委員会が明確に人災と東電福島第一発電所事故を位置付け、これを防ぐた

めに政府がやるべきことをやらなかつたことにに対する不作為を指摘しているにもかかわらず、被災者

者の生活や健康を守るために、また自由な主体、

電福島第一発電所事故を位置付け、これを防ぐた

めに政府がやるべきことをやらなかつたことに對する不作為を指摘しているにもかかわらず、被災者

者の生活や健康を守るために、また自由な主体、

電福島第一発電所事故を位置付け、これを防ぐた

めに政府がやるべきことをやらなかつたことに對する不作為を指摘しているにもかかわらず、被災者

者の生活や健康を守るために、また自由な主体、

電福島第一発電所事故を位置付け、これを防ぐた

めに政府がやるべきことをやらなかつたことに對する不作為を指摘しているにもかかわらず、被災者

の生活や健康を守るために、また自由な主体、

電福島第一発電所事故を位置付け、これを防ぐた

○福島みずほ君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、「〇一二三年度予算三案及び修正案に対し、いずれも反対の立場から討論を行います。」

第一の理由は、将来の消費税増税を担保とする年金特例公債の発行など、消費税増税に道筋を付けていることです。アベノミクスによって景気好転を実感できないという人々の声は八一・九%に上がっています。賃金がなかなか上がり生活必需品が値上がりする中で、消費税まで上がるることは、労働者、消費者に三重の苦勞を押し付けることです。消費税増税は今すぐ撤回をすべきです。

第二の理由は、人からコンクリートとでもいうべき大型公共事業ラッシュとなっていることで、被災地の復興支援、被災者の支援に当たっては、阪神大震災以来しっかりと力を發揮してきたN.G.O、N.P.O活用型、自治体との協働型を推し進めています。政官業癒着型、利益誘導型の大型公共事業では、人々の暮らしは立て直せません。また、全国で過大な公共事業が進められることが多い、被災地の復興事業を遅らせることが懸念されます。

第三の理由は、セーフティーネットの最後のところである生活保護費に大きな振るつていることです。また、心のノートの配付、高校授業料無償化予算の削減、奨学金事業の減額など、問題が山積をしています。雇用の規制緩和によつて、働く人々の暮らしが不安定化してしまいました。生活保護引下げは、社会的弱者にとどめを刺す非道な政策と言わざるを得ません。

第四の理由は、地方公務員給与の強制削減のための地方交付税の削減や、地域自主戦略交付金の廃止、省庁縦割り補助金の復活など、分権自治の推進に反することです。公務員も民間社員も、労働基準がしっかりと守られ、それぞれの暮らす地域で人間らしく安心して働き続けられる社会をつくり直さなければなりません。

反対の第五の理由は、防衛関係費が十一年ぶりに絶対額が増額となり、自衛官も八年ぶりの増員

となっていることです。自衛隊にオスプレイを導入させるための調査費、辺野古の環境現況調査経費、高江のヘリパッド建設関連予算、キャンプ・シュワブ内の陸上工事に対する経費も計上されています。

重大事故が相次ぐオスプレイは、その安全性が確立されておらず、全国各地で反対運動が起っています。飛行訓練についても、日本政府に対する経費も計上され、事前通告が一切義務付けられることを求めることがあります。

第六の理由は、「もんじゅ」関連予算や原発輸出

出関連予算を計上し、脱原発を求める国民の声に

逆走をしていることです。史上最悪の原発事故を

起こし、その収束もできず、汚染水の処理さえで

きない日本の原子力産業界が外国に原発を輸出す

ることなど考えられません。

第七の理由は、子ども・被災者支援法関連予算

がほとんど計上されていないことです。

阪島県内だけなく、東日本各地のホットスポットで子供たちの健康に対する不安が置き去りにされたまま、国は不安払拭のための有効な施策を行つておりません。子ども・被災者支援法の実現をし、子供を守り抜くべきです。

以上のよう、政府提出予算案は、公共事業費などに手厚い一方、福祉や地方を切り捨てるものであります。また、みんなの党及び維新の会から修正案が出されておりますが、年金の積立方式への移行や消費税の地方税化、後期高齢者医療制度の負担増などの問題があり、残念ながら賛成できません。

円安による燃料費高騰や生活品等の物価上昇、長期金利の上昇など、アベノミクスの弊害も現れ始めています。政府が閣議決定した世界で一番企業が活動しやすい国ではなく、世界で一番国民が安心して暮らせる国を目指すべきだと申し上げ、反対討論を終わります。(拍手)

○委員長(石井一君) それでは、討論の最後に、

水戸将史君。

○水戸将史君 日本維新の会の水戸将史です。

私は、日本維新の会を代表して、政府に対し、

平成二十五年度一般会計予算、特別会計予算、政

府関係機関予算の三案を撤回することを求めるこ

ともに、日本維新の会及びみんなの党が共同で提

案した維新八策・アジェンダ実現予算を採用するよ

う強く政府に求めます。

以上であります。ありがとうございました。

○委員長(石井一君) 以上で討論通告者の発言は

全て終了いたしました。討論は終局したものと認

めます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、小野次郎君外二名提出の平成二十五年度

総予算三案に対する修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(石井一君) 少数と認めます。よつて、

小野次郎君外二名提出の平成二十五年度総予算三

案に対する修正案は否決されました。

〔賛成者起立〕

○委員長(石井一君) 少数と認めます。よつて、

平成二十五年度総予算、平成二十五年度政府関係機

関予算、以上三案全部の採決を行います。

三案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(石井一君) 少数と認めます。よつて、

平成二十五年度総予算三案は賛成少数により否決

すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石井一君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時八分散会

〔参考〕

最後に、防衛力の整備です。日本維新の会は、

バランス・オブ・パワー戦略に基づき、近隣諸国

の軍事拡大に対応するため、情報収集体制の強化を中心一千億円の増額を提案しております。

以上の理由を踏まえ、我が国の転換点にふさわしい予算案は、日本維新の会、みんなの党の共同提案による修正案、維新八策・アジェンダ実現予算であることを確信し、この修正案を採用するよ

## 【一般会計】

## 平成25年度一般会計予算に対する修正案

平成25年度一般会計予算を下記により修正する。

## 1. 予算総則 を下記により修正する。

第1条中、「92,611,539,328千円」を「73,375,530,272千円」に修正する。  
第17条を削る。

## 2. 甲号 募入歳出予算を下記により修正する。

## 歳入

主管	部・款・項	平成25年度予算額(千円)	修正増減額	修正後金額
財務省	租税及印紙収入	91,479,080,671	-19,236,009,056	72,243,071,615
	租税	43,096,000,000	-11,649,000,000	31,447,000,000
	法人税	41,994,000,000	-11,849,000,000	30,345,000,000
	消費税	8,714,000,000	-1,000,000,000	7,714,000,000
	雑収入	10,649,000,000	-10,649,000,000	0
	諸収入	2,568,489,925	71,432,192	2,639,922,117
	特別会計受入金	2,075,507,787	71,432,192	2,146,939,979
	特別会計受入金	2,003,428,135	71,432,192	2,074,860,327
	公債金	45,462,042,408	-7,658,441,248	37,803,601,160
	公債金	45,462,042,408	-7,658,441,248	37,803,601,160
	特例公債金	37,076,000,000	-5,047,398,840	32,028,601,160
	年金特例公債金	2,611,042,408	-2,611,042,408	0

## 【一般会計】

## 歳出

所管	組織	項	政府來金額(千円)	修正増減額	修正後金額
国会	衆議院		71,974,842	-3,872,513	68,102,330
	001 衆議院		62,775,308	-2,049,886	59,825,421
	002 衆議院施設費		9,192,536	-922,627	8,269,909
	參議院		44,044,258	-2,777,433	41,266,825
	011 參議院		39,554,707	-2,225,997	36,328,710
	012 參議院施設費		5,484,551	-551,437	4,933,114
	国立国会図書館		18,789,561	-1,897,763	16,891,798
	021 国立国会図書館		16,955,977	-1,727,887	15,228,090
	022 国立国会図書館施設費		1,847,740	-169,876	1,477,864
	裁判官訴追委員会		113,716	-10,893	102,823
	031 裁判官訴追委員会		113,716	-10,893	102,823
	裁判官彈劾裁判所		97,742	-10,086	87,656
	041 裁判官彈劾裁判所		97,742	-10,086	87,656
裁判所	裁判所		298,878,286	-29,012,245	269,866,041
	001 最高裁判所		76,006,521	-6,740,978	69,265,543
	002 下級裁判所		185,753,846	-17,953,304	167,800,543
	003 捜察審査費		336,049	-11,171	326,878
	004 裁判費		20,913,444	-2,663,938	18,249,506
	005 裁判所施設費		15,856,426	-1,642,855	14,215,571
企計検査院	企計検査院		15,923,808	-1,514,892	14,408,916
	001 企計検査院		15,879,869	-1,510,226	14,369,643
	002 企計検査院施設費		43,939	-4,666	39,273
内閣	内閣官房		84,918,472	-14,593,434	70,325,038
	001 内閣官房共通費		23,202,135	-2,593,215	20,608,920
	002 内閣官房施設費		484,876	-49,408	435,468
	003 情報収集衛星業務費		60,375,295	-11,862,375	48,512,920
	004 情報収集衛星施設費		466,531	-48,568	417,963
	005 安全保障会議		389,635	-39,867	349,768
	内閣法制局		998,853	-124,215	874,639
	011 内閣法制局		998,853	-124,215	874,639
人事院	人事院		11,038,090	-1,334,011	9,704,079
	021 人事院		11,038,090	-1,334,011	9,704,079
内閣府	内閣府		443,111,347	-62,889,795	380,221,552
	001 内閣本府共通費		26,310,351	-2,829,719	23,480,633
	002 内閣本府施設費		572,515	-58,767	513,749
	003 公文書等管理政策費		14,817	-378	14,439
	004 独立行政法人国立公文書館運営費		1,944,465	-194,447	1,750,019
	005 政府広報費		45,928	-9,186	36,742
	006 遺棄化学兵器廃棄処理事業費		4,393,985	-32,292	4,361,693
	007 経済財政政策費		21,125,446	-4,187,878	16,937,570
	009 地域活性化政策費		987,455	-99,123	886,332
	011 地域再生推進費		1,203,431	-129,109	1,074,322
	012 科学技術政策費		50,220,000	-10,044,000	40,176,000
	186 宇宙開発利用政策費		307,636	-39,302	268,334
	013 防災政策費		10,751,792	-2,131,025	8,620,767
	015 沖縄政策費		3,719,998	-234,246	3,485,752
	015 沖縄政策費		14,735,185	-2,614,867	12,120,318

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府事業金額(千円)	修正増減額	修正後金額
	187 沖縄振興交付金事業推進費	161,311,457	-32,262,291	129,049,166	
	016 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	1,949,932	-389,810	1,560,122	
	188 沖縄北部連携促進特別振興事業費	2,500,000	-499,578	2,000,422	
	022 沖縄教育振興事業費	1,718,915	-343,783	1,375,132	
	028 沖縄開発事業費	40,363,271	-6,028,527	34,334,744	
	190 沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,500,000	-250,000	2,250,000	
	032 共生社会政策費	2,234,494	-74,504	2,159,980	
	033 荒奥行政費	2,578,560	-6,060	2,572,500	
	034 男女共同参画社会形成促進費	233,883	-13,592	220,091	
	038 食品安全政策費	324,328	-44,576	279,752	
	040 公益法人制度改革推進費	130,452	-25,752	104,700	
	041 調査社会総合研究所	2,047,011	-179,147	1,867,864	
	042 迎賓施設運営費	825,079	-159,517	665,562	
	054 沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業調査賃費	55,187	-8,322	46,865	
北方対策本部	1 北方対策本部	1,846,567	-186,246	1,460,322	
	061 北方対策本部	357,237	-51,953	305,284	
	062 独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,235,731	-123,573	1,112,158	
	063 独立行政法人北方領土問題対策協会施設整備費	53,599	-10,720	42,879	
国際平和協力本部	1 国際平和協力本部	619,156	-78,802	540,354	
	619,156	-78,802	540,354		
日本学术会議	1 日本学术会議	942,697	-70,307	872,390	
	942,697	-70,307	872,390		
官民人材交流センター	1 官民人材交流センター	241,875	-31,252	210,623	
	241,875	-31,252	210,623		
沖縄総合事務局	101 沖縄総合事務局	10,405,924	-1,009,194	9,396,730	
	108 沖縄海岸事業調査賃費	5,078,688	-555,682	4,523,006	
	102 沖縄治水事業工事賃費	3,500	-350	3,150	
	109 沖縄道路整備事業工事賃費	1,986,167	-90,151	1,896,017	
	104 沖縄港湾空港設備事業工事賃費	910,527	-101,298	809,229	
	110 沖縄道路環境整備事業工事賃費	139,000	-16,171	122,830	
	106 沖縄国営公園事業工事賃費	179,379	-19,487	159,892	
	107 沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事賃費	710,780	-69,965	640,815	
	115 沖縄水産基盤整備事業調査賃費	3,883	-585	3,298	
宮内庁	1 宮内庁	10,283,463	-1,030,565	9,232,898	
	111 宮内庁	10,263,463	-1,030,565	9,232,898	
公正取引委員会	1 公正取引委員会	8,802,272	-873,381	7,928,891	
	8,802,272	-873,381	7,928,891		
警察庁	131 警察署共通費	83,393,175	-8,398,184	74,994,991	
	132 警察庁施設費	11,355,238	-1,214,914	10,140,324	
	126 交通警察費	18,341,876	-4,300,000	14,041,876	
	137 警備警察費	11,236,095	-2,166,272	9,069,823	
	138 聖宮警察本部	7,457,784	-678,141	6,779,644	
	139 船舶建造費	146,630	-14,663	131,967	
	142 科学警察研究所	1,890,389	-131,773	1,758,616	

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府事業金額(千円)	修正増減額	修正後金額
	143 警察活動基盤整備費	100,370,085	-7,729,330	92,640,755	
特定個人情報保護委員会		49,363	-6,174	43,189	
	201 特定個人情報保護委員会	49,363	-6,174	43,189	
金融庁	201 金融庁共通費	22,119,583	-2,425,842	19,693,741	
	151 金融政策費	19,149,326	-2,004,436	17,144,890	
	152 金融政策費	2,970,257	-421,407	2,548,850	
消費者庁	161 消費者庁共通費	8,502,879	-825,541	7,677,338	
	162 消費者政策費	3,992,378	-416,392	3,575,986	
	163 独立行政法人国民生活センター運営費	1,823,033	-140,402	1,682,631	
	163 独立行政法人国民生活センター運営費	2,687,468	-268,747	2,418,721	
総務省	総務本省	17,98,918,496	-9,491,541,352	7,705,377,144	
	001 総務本省共通費	39,109,616	-4,042,810	35,066,806	
	002 総務本省施設費	70,350	-7,072	63,278	
	003 人事管理制度費	105,645	-8,840	96,805	
	004 行政管理実施費	226,586	-43,366	183,220	
	005 行政評価等実施費	218,671	-35,072	183,598	
	006 地方行政制度整備費	3,554,701	-704,237	2,850,464	
	007 地域振興費	1,200,520	-115,256	1,085,264	
	008 地方財政制度整備費	77,348	-12,571	64,777	
	009 地方交付税交付金	16,267,152,850	-9,439,916,167	6,827,236,683	
	011 地方税制度整備費	37,216	-6,052	31,164	
	012 税率制度等整備費	50,496,368	-9,135,376	41,360,992	
	013 電子政府・電子自治体推進費	15,774,423	-2,497,142	13,277,281	
	014 情報通信技術研究開発推進費	8,543,365	-1,590,124	6,953,241	
	015 独立行政法人情報通信研究機構運営費	28,673,467	-2,867,347	25,806,120	
	016 独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	57,922	-11,584	46,338	
	017 情報通信技術高度利活用推進費	4,726,038	-542,512	4,183,526	
	020 情報通信技術利用環境整備費	5,202,382	-873,766	4,328,616	
	021 波利用料財源電波監視等実施費	63,057,951	-10,688,854	52,369,097	
	022 情報通信国際戦略推進費	2,281,982	-35,988	2,245,994	
	023 郵政行政推進費	358,994	-20,016	338,978	
	024 一般競争入札制度整備費	678,822	-133,815	545,007	
	026 恩給費	480,183,302	-171,939	480,011,363	
	027 統計調査費	25,414,451	-4,004,314	21,410,137	
	028 独立行政法人統計センター運営費	7,615,735	-761,574	6,854,162	
	029 政党助成費	32,037,791	-6,407,558	25,630,233	
	030 國有提供施設等所在市町村助成交付金	27,540,000	-5,508,000	22,032,000	
	031 施設等所在市町村調整交付金	7,000,000	-1,400,000	5,600,000	
管区行政評価局		11,837,764	-975,000	10,862,764	
	041 管区行政評価局共通費	10,934,579	-922,124	10,012,455	
	042 行政評価等実施費	703,185	-52,875	650,310	
総合通信局	051 総合通信局共通費	11,368,086	-1,153,343	10,214,743	
	052 情報通信技術高度利活用等推進費	7,774,865	-782,842	6,992,023	
	053 電波利用料財源電波監視等実施費	54,996	-2,610	52,386	
	053 電波利用料財源電波監視等実施費	3,538,225	-367,891	3,170,334	
公害等調整委員会		486,938	-47,323	439,615	

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府棟金額(千円)	修正増減額	修正後金額
消防庁	法務省	061 公害等調整委員会	486,938	-47,323	439,615
		1 消防庁共通費	12,502,377	-1,993,995	10,508,382
		071 消防防災体制等整備費	2,098,925	-152,719	1,947,106
法務省	法務本省	072 消防防災体制等整備費	10,402,552	-1,841,276	8,561,276
		001 法務本省共通費	180,143,300	-19,771,380	160,371,920
		002 基本法制整備費	122,623,802	-12,093,997	110,529,805
		003 司法制度改革推進費	130,314	-21,559	108,755
		004 日本司法支援センター運営費	16,265,840	-3,214,377	13,051,263
		005 檢察企画調整費	12,627,826	-1,262,783	11,365,043
		006 順正企画調整費	44,376	-6,409	37,967
		007 更生保護企画調整推進費	104,377	-266	104,111
		008 個人情報管理回収事業監督費	242,422	-46,940	195,482
		009 人権擁護推進費	9,348	-1,171	8,177
		010 公務費	1,558,467	-311,693	1,246,774
		011 出入国管理企画調整推進費	1,798,216	-132,771	1,663,445
		012 法務省施設費	1,121,250	-188,008	933,242
		013 法務行政情報化推進費	22,526,754	-2,272,904	20,253,850
法務総合研究所	検察庁	013 法務行政情報化推進費	1,092,508	-218,502	874,006
		021 法務総合研究所共通費	1,802,319	-197,006	1,605,313
		023 國際協力推進費	1,612,204	-185,537	1,426,667
検察庁	検察官署	023 國際協力推進費	157,458	-11,469	145,989
		031 檢察官署共通費	99,270,255	-10,725,511	88,544,745
		032 検察費	90,871,303	-9,427,786	81,443,517
検察官署	検察運営費	033 検察運営費	4,714,166	-603,282	4,110,884
		041 検察官署共通費	3,684,786	-694,442	2,990,344
		042 検正管理業務費	217,558,737	-16,266,511	201,292,226
更生保護官署	更生保護官署	043 検正施設民間開放推進費	149,630,499	-14,844,368	134,786,131
		051 更生保護官署共通費	11,190,668	-1,161,582	10,029,086
		052 更生保護活動費	11,355,652	-1,211,516	10,144,136
法務局	法務局	061 法務局共通費	121,045,532	-17,402,449	103,643,083
		064 登記事務処理費	67,681,081	-7,105,890	60,575,191
		062 國籍等裏務処理費	49,935,973	-9,865,435	40,070,538
地方入国管理官署	地方入国管理官署	063 人権擁護活動費	1,791,165	-333,284	1,457,881
		071 地方入国管理官署共通費	1,637,313	-97,840	1,539,473
		072 出入国管理業務費	40,946,664	-5,244,949	35,701,716
公安審査委員会	公安調査	072 出入国管理業務費	23,338,314	-2,426,034	20,912,280
		081 公安審査委員会	17,808,350	-2,818,915	14,789,435
		091 公安調査共通費	59,505	-4,956	54,549
外務省	外務本省	092 破壊的団体等調査費	59,505	-4,956	54,549
		092 破壊的団体等調査費	11,080,301	-1,142,808	9,937,894
		093 公安調査	2,092,976	-86,386	2,006,590
外務省	外務本省	094 国際公務員派遣費	497,246,675	-24,981,766	472,284,809
		001 外務本省共通費	46,554,170	-5,118,408	41,435,762

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府棟金額(千円)	修正増減額	修正後金額
財務省	財務本省	002 外務本省施設費	382,994	-40,387	342,607
		003 地域別外交費	4,338,718	-501,255	3,837,463
		004 分野別外交費	2,871,394	-419,778	2,451,615
		005 広報文化交流及報道対策費	1,938,799	-191,574	1,747,225
		006 独立行政法人國際交流基金運営費	12,495,049	-1,249,505	11,245,544
		007 領事政策費	11,329,637	-2,239,480	9,090,157
		008 経済協力費	167,672,321	-509,504	167,162,817
		009 独立行政法人國際協力機構運営費	146,818,734	-14,691,873	132,226,861
		111 公務員宿舎施設費	111,012,844	-6,669,035	104,343,809
		021 在外公館共通費	101,793,579	-6,080,181	95,713,398
		022 在外公館施設費	4,099,586	-459,927	3,639,659
		023 地域別外交費	472,922	-70,213	402,709
		024 分野別外交費	95,495	-2,938	92,557
財務省	財務局	025 広報文化交流及報道対策費	638,326	-4,411	633,915
		026 領事政策費	3,041,833	-48,865	2,992,968
		027 経済協力費	871,103	-2,499	868,604
		23,990,271,238	-1,151,531,483	22,838,739,755	
		106,026,212	-5,485,754	100,540,458	
		246,287	-26,745	219,543	
		7,423,411	-606,998	6,816,412	
		197,101	-36,115	160,986	
		2,766,343	-193,440	2,572,903	
		22,241,492,226	-1,143,180,853	21,098,311,373	
		6,399,667	-684,585	5,715,082	
		930,001	-36,169	893,832	
		14,637,717	-3,886	14,633,831	
財務省	税關	010 關稅制度等企画立案費	1,809,541	-98,474	1,511,067
		011 経済協力費	81,417,418	-45,024	81,372,394
		012 政策金融費	71,459,313	-38,823	71,420,490
		013 國家公務員共済組合連合会等助成費	67,250,077	-1,094,616	66,155,462
		56,161,734	-4,803,822	51,357,912	
		43,053,889	-3,651,374	39,402,515	
		74,522	-8,210	66,312	
		13,093,323	-1,144,237	11,889,086	
		88,063,647	-9,517,811	78,545,836	
		60,619,716	-6,067,187	54,552,529	
		452,947	-49,589	403,358	
		26,756,313	-3,376,768	23,379,544	
税關	税關	034 船舶建造費	234,871	-24,267	210,404
		669,839,382	-69,085,476	600,753,886	
		550,826,184	-54,554,670	496,271,514	
		2,627,505	-281,857	2,345,648	
		110,826,600	-13,686,409	96,940,191	
文部科学省	文部科学本省	044 国税不服審判所	4,471,859	-466,040	4,005,819
		045 独立行政法人酒類総合研究所運営費	985,001	-96,500	868,501
文部科学省	文部科学本省	001 文部科学本省共通費	5,247,645,886	-250,440,467	4,997,205,419
		113,950,026	-11,278,482	102,671,544	

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府事業額(千円)	修正増減額	修正後金額
	002 文部科学本省施設費		28,816	-2,883	25,933
	003 生涯学習振興費		15,121,843	-2,976,205	12,145,638
	004 独立行政法人国立科学博物館運営費		2,773,280	-277,328	2,495,952
	005 独立行政法人国立女性教育会館運営費		530,334	-53,033	477,301
	006 初等中等教育振興費		507,805,462	-91,201,834	416,603,628
	007 独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費		8,938,813	-893,881	8,044,932
	008 独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費		198,306	-39,661	158,645
	009 独立行政法人教員研修センター運営費		985,214	-98,521	886,693
	010 独立行政法人教員研修センター施設整備費		155,433	-31,087	124,346
	011 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費		883,188	-88,319	794,869
	012 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費		21,011	6,303	27,314
	014 高等教育振興費		65,793,920	2,340,370	68,133,590
	015 独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費		1,194,591	-119,459	1,075,132
	017 独立行政法人国立高等専門学校機構運営費		57,898,981	-5,799,988	52,199,993
	019 独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費		293,628	-29,363	264,265
	020 独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費		825,616	-165,123	660,493
	021 青英事業費		106,857,295	25,324,808	132,182,103
	022 私立学校振興費		538,405,999	-104,338,237	434,067,762
	023 科学技術・学术政策推進費		47,887,537	12,047,046	59,934,583
	035 科学技術戦略推進費		450,000	135,000	585,000
	027 研究振興費		295,048,320	87,135,242	382,183,562
	028 国立大学法人施設整備費		54,101,423	-8,158,187	45,943,236
	029 国立大学法人船舶運送費		3,229,000	-645,800	2,583,200
	030 国立大学法人運営費		1,079,186,080	-107,918,608	971,267,472
	031 独立行政法人日本学術振興会運営費		29,169,867	-2,916,897	26,252,070
	032 研究開発推進費		97,552,555	11,101,570	108,654,125
	033 独立行政法人科学技術振興機構運営費		122,951,565	-12,295,157	110,656,409
	064 独立行政法人科学技術振興機構施設整備費		98,169	29,451	127,620
	039 独立行政法人人物賞・材料研究機構運営費		12,850,203	-1,285,020	11,565,183
	042 独立行政法人放射線医学総合研究所運営費		9,717,729	-971,753	8,745,776
	043 独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費		345,000	103,500	448,500
	045 独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費		47,685,583	-4,768,558	42,917,025
	046 独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費		972,006	291,602	1,263,608
	047 独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費		109,768,846	-10,976,885	98,791,961
	048 独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費		2,174,349	652,305	2,826,654
	034 南極地域観測事業費		3,892,445	-58,950	3,833,495
	036 独立行政法人海洋研究開発機構運営費		34,448,588	-3,444,859	31,003,729
	038 独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費		1,027,000	308,100	1,335,100
	049 独立行政法人理化研究所運営費		55,329,951	-5,532,995	49,796,956
	050 独立行政法人理化研究所施設整備費		370,000	111,000	481,000
	051 独立行政法人防災科学技術研究所運営費		6,542,388	-654,238	5,888,147
	052 独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費		221,000	66,300	287,300
	053 スポーツ振興費		10,726,810	-2,110,436	8,616,474
	054 公立文教施設整備費		60,657,200	-7,429,440	53,227,760
	055 独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費		6,999,208	-699,921	6,299,287
	056 独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費		912,088	-182,418	729,670
	058 國際交流・協力推進費		26,541,998	-1,257,362	25,284,636

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府事業額(千円)	修正増減額	修正後金額
	059 独立行政法人日本学生支援機構運営費		13,921,746	-1,392,175	12,529,571
文部科学本省所轄機関			4,842,250	237,296	5,079,546
	071 国立教育政策研究所		3,427,281	217,032	3,644,313
	072 科学技術政策研究所		219,731	-262	219,469
	076 科学技術・学术政策研究所		573,309	35,449	608,758
	073 日本国士院		614,274	-14,158	600,116
	074 文部科学本省所轄研究所施設費		7,655	-766	6,890
文化庁			103,342,428	-16,992,090	86,350,349
	081 文化庁共通費		2,445,089	-265,857	2,179,232
	082 文化振興費		18,853,809	-3,549,679	15,304,230
	083 日本国芸術院		497,860	-11,845	486,015
	084 独立行政法人国立美術館運営費		7,545,727	-754,573	6,791,154
	085 独立行政法人国立美術館施設整備費		5,104,264	-1,020,853	4,083,411
	086 独立行政法人日本芸術文化振興会運営費		9,432,864	-943,286	8,489,578
	087 独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費		78,000	-15,600	62,400
	088 文化財保存事業費		44,617,539	-8,441,316	36,176,223
	089 文化財保存施設整備費		662,618	-67,771	594,847
	090 独立行政法人国立文化財機構運営費		8,391,705	-839,171	7,552,535
	091 独立行政法人国立文化財機構施設整備費		2,653,965	-570,793	2,283,172
	092 國際文化交流推進費		2,063,940	-376,113	1,687,827
	093 文化振興基盤整備費		794,948	-135,224	659,724
厚生労働省	厚生労働本省		29,256,408,755	-6,850,302,045	22,406,106,710
	001 厚生労働本省共通費		89,197,405	-9,091,613	80,105,792
	002 厚生労働本省施設費		355,685	-35,569	320,117
	003 医療提供体制確保対策費		3,927,567	-756,962	3,170,605
	004 医療従事者等確保対策費		5,497,881	-968,818	4,529,063
	005 医療従事者資質向上対策費		14,661,572	-2,918,092	11,743,480
	006 医療情報化等推進費		846,241	-165,938	680,305
	007 医療安全確保推進費		522,653	-100,817	421,836
	010 独立行政法人国立病院機構運営費		22,958,284	-2,295,828	20,662,456
	171 独立行政法人国立がん研究センター運営費		7,425,082	-742,508	6,682,574
	172 独立行政法人国立循環器病研究センター施設整備費		29,434	-5,887	23,547
	173 独立行政法人国立循環器病研究センター運営費		4,605,257	-460,526	4,144,731
	174 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費		4,534,300	-453,430	4,080,870
	175 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費		401,626	-80,325	321,301
	176 独立行政法人国立国際医療研究センター運営費		6,813,936	-691,394	6,222,542
	177 独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費		333,333	-66,667	266,666
	178 独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費		3,995,849	-399,585	3,596,284
	179 独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費		3,476,575	-347,658	3,128,918
	183 独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費		236,107	-47,221	188,886
	012 感染症対策費		77,752,593	-15,273,758	62,478,835
	013 特定疾患等対策費		49,291,805	-9,204,591	40,087,214
	192 ハンセン病資料館施設費		360,355	-36,036	324,320
	014 移植医療推進費		2,544,632	-502,585	2,041,847
	015 原爆被曝者等健康対策費		148,157,450	-21,385,436	126,772,014
	016 医薬品承認審査等推進費		1,987,630	-387,988	1,599,642

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府事業金額(千円)	修正増減額	修正後金額
		017 医薬品安全対策等推進費	3,281,267	-348,838	2,932,429
		018 医薬品適正使用推進費	124,549	-24,393	100,156
		019 血液製剤対策費	624,613	-122,857	501,756
		021 医薬品等研究開発推進費	4,137,631	-820,340	3,317,291
		022 医療提供体制基盤整備費	27,774,392	-5,298,629	22,475,763
		023 独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	328,980	-32,898	296,082
		024 医療保険給付整備費	8,940,025,025	-3,075,727,039	5,864,297,986
		026 医療費適正化推進費	24,886,049	-4,977,210	19,908,839
		029 地域保健対策費	1,873,789	-371,353	1,502,436
		030 保健衛生施設整備費	883,000	-176,600	706,400
		031 健康増進対策費	15,429,326	-3,008,565	12,420,761
		032 健康危機管理推進費	105,711	-14,012	91,698
		033 食品等安全確保対策費	1,601,248	-87,232	1,514,016
		034 水道安全対策費	129,277	-801	128,476
		035 小道施設整備費	25,993,000	-9,245,000	16,748,000
		036 麻薬・覚せい剤等対策費	1,237,872	-59,705	1,178,167
		037 化学物質安全対策費	437,566	-19,101	418,465
		038 生活衛生対策費	2,533,558	-159,557	2,374,001
		039 労働条件確保・改善対策費	235,357	-45,152	190,205
		096 中小企業雇用貢献引上げ支援対策費	2,646,298	-499,983	2,146,336
		040 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	453,469	-45,347	408,122
		045 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	392,327	-39,233	353,094
		048 高齢者等雇用安定・促進費	11,507,839	-2,105,099	9,402,740
		052 職業能力開拓強化費	3,457,036	-691,215	2,765,821
		053 若年者等職業能力開拓支援費	162,554	-32,227	130,327
		054 職業者等職業能力開拓支援費	4,693,053	-938,342	3,754,711
		055 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	848,366	-84,837	763,529
		056 男女均等雇用対策費	100,375	-17,098	83,366
		058 保育所運営費	425,639,659	-85,127,221	340,512,438
		060 児童虐待等防止対策費	96,806,270	-19,320,272	77,285,998
		061 母子保健衛生対策費	25,858,263	-5,169,944	20,688,319
		062 母子家庭等対策費	192,079,330	-37,391,267	154,688,063
		094 子ども・子育て支援対策費	94,418	-18,818	75,600
		063 児童福祉施設整備費	2,300,000	-460,000	1,840,000
		064 生活保護費	2,861,437,848	-390,340	2,861,047,508
		065 地域福祉推進費	25,453,463	-5,046,288	20,407,175
		066 災害救助等措費	541,500	-68,300	473,200
		067 社会福祉詰め	37,687,350	-6,334,048	31,353,302
		068 旅族及留守家族等援助費	21,831,776	-231,968	21,599,808
		069 戦没者慰靈事業費	2,005,556	-363,107	1,642,449
		070 中国残留邦人等支援事業費	1,584,814	-257,177	1,307,637
		071 慰絆進還等事業費	365,854	-70,148	295,706
		072 警察保健福社費	1,377,121,572	-79,479,484	1,297,642,488
		073 独立行政法人国立薬度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,844,501	-184,450	1,660,051
		076 社会福祉施設整備費	5,937,000	-1,253,000	4,684,000
		077 独立行政法人福祉医療機構運営費	3,352,964	-335,296	3,017,668
		078 公的年金制度運営措費	718,939	-101,845	617,094

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府事業金額(千円)	修正増減額	修正後金額
		079 基礎年金提出金等年金特別会計へ繰入	10,418,730,015	-3,227,902,196	7,190,827,819
		080 企業年金等健全育成費	24,557	-478	24,079
		098 企業年金等適正運営費	1,821,242	-987	1,820,255
		081 高齢者日常生活支援等推進費	67,456,295	-13,442,838	54,013,457
		082 介護保険制度運営推進費	2,503,888,002	-185,923,518	2,317,964,484
		086 國際協力費	580,887	-114,564	466,323
		087 厚生労働科学研究費	44,089,343	-8,815,377	35,273,966
		088 独立行政法人國立健康・栄養研究所運営費	658,847	-65,885	592,962
		089 独立行政法人医薬基盤研究所運営費	6,696,614	-689,661	6,206,953
		090 独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費	1,482,780	-296,556	1,186,224
		091 水道施設整備事業調査詰め	2,000	-229	1,771
		191 水道施設災害復旧事業費	350,000	-35,000	315,000
接種所			9,733,794	-1,055,552	8,678,242
		101 接種所共通費	6,195,439	-659,591	5,535,848
		103 接種業務等実施費	712,550	-95,382	617,168
		104 輸入食品検査業務実施費	2,825,805	-300,579	2,525,226
国立ハンセン病療養所			32,416,319	-2,192,836	30,223,483
		111 国立ハンセン病療養所共通費	17,138,556	-1,698,352	15,440,204
		112 国立ハンセン病療養所施設費	4,601,547	-492,150	4,109,397
		113 国立ハンセン病療養所運営費	10,676,216	-2,335	10,673,881
厚生労働省試験研究機関			10,662,997	-725,510	9,937,487
		121 厚生労働省試験研究所共通費	6,839,477	-681,215	6,258,262
		122 厚生労働省試験研究所施設費	22,426	-3,418	19,008
		123 血清等製造及検定費	508,088	-3,374	504,714
国立更生保護機関		124 厚生労働省試験研究所試験研究費	3,193,006	-37,502	3,155,504
			11,643,058	-923,921	10,719,137
		131 国立更生保護機関共通費	5,738,706	-656,451	5,082,255
		132 国立更生保護機関施設費	168,734	-20,505	148,239
地方厚生局		133 国立児童自立支援施設運営費	156,193	-19,065	137,128
		134 国立更生保護所運営費	2,392,434	-227,900	2,164,534
			15,939,397	-1,603,170	14,336,227
		141 地方厚生局共通費	13,665,133	-1,388,099	12,277,034
都道府県労働局		142 保険医療機関等指導監督等実施費	1,264,802	-138,857	1,125,945
		144 麻薬・覚せい剤等対策費	514,418	-76,214	438,204
			93,735,033	-8,401,876	85,333,157
		151 都道府県労働局共通費	80,331,508	-7,882,154	72,449,354
中央労働委員会		152 都道府県労働局施設費	413,409	-43,479	369,930
		153 労働条件確保・改善対策費	853,110	-26,643	826,467
		155 個別労働紛争対策費	76,669	-274	76,395
		156 雇業紹介事業等業務費	78,866	-5,831	73,035
		157 高齢者等雇用安定・促進費	11,880,291	-440,331	11,439,960
		158 男女均等雇用対策費	101,180	-3,165	98,015
			1,561,199	-145,049	1,416,150
		161 中央労働委員会共通費	1,210,789	-129,658	1,081,131
		162 労使関係等安定形成促進費	350,410	-15,391	335,019

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府案金額(千円)	修正増減額	修正後金額
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	1,539,663,817	-215,595,752	1,324,068,065
		農林水産本省施設費	88,400,263	-9,124,033	79,276,231
		食の安全・消費者の信頼確保対策費	334,565	-31,754	302,811
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	9,961,007	-1,914,081	8,046,926
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	6,421,754	-642,175	5,779,579
		国産農畜産物・食農連携強化対策費	122,113	-24,423	97,690
		牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費	61,645,201	-12,282,427	49,352,774
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	60,034,748	-12,006,950	48,027,798
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,854,700	-185,470	1,669,230
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	1,547,051	-154,705	1,392,346
		独立行政法人畜産改良センター運営費	108,527	-21,705	86,822
		独立行政法人畜産改良センター施設整備費	7,008,601	-700,860	6,307,741
		独立行政法人畜産改良センター施設整備費	136,846	-27,369	109,477
		農業・食品産業活性化対策費	24,422,410	-3,600,000	20,822,410
		農業・食品産業活性化対策費	11,922,466	-1,930,047	9,992,419
		農業経営対策費	670,175,383	-42,048,059	628,127,324
		独立行政法人農業者年金基金運営費	3,319,533	-331,953	2,987,580
		優良農地確保・有効利用対策費	20,325,649	-4,057,358	16,268,291
		農業生産基盤保全管理等推進費	17,967,220	-149,506	17,817,714
		農業生産基盤保全管理・整備事業費	60,709,987	-6,070,999	54,638,988
		環境保全局型農業生産対策費	3,118,731	-616,474	2,502,257
		農山漁村6次産業化対策費	10,192,948	-2,019,018	8,173,930
		独立行政法人種苗管理センター運営費	2,668,456	-266,846	2,401,610
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費	198,666	-39,733	158,933
		国産農林水産物消費拡大対策費	3,983,934	-792,513	3,191,421
		都市農村交流等対策費	2,546,141	-502,776	2,043,365
		農村地域資源等保全推進費	56,856,754	-11,362,663	45,494,091
		海岸事業費	2,916,825	-291,693	2,625,233
		農地等保全事業費	36,670,355	-3,667,036	33,003,320
		戸別所得補償実施円滑化整備事業費	2,092,000	-209,200	1,882,800
		農業競争力強化基盤整備事業費	36,506,644	-3,650,684	32,856,160
		農山漁村活性化対策費	15,733,000	-4,043,835	11,689,365
		農山漁村地域整備事業費	91,357,000	-91,357,000	0
		農林水産政策研究所	900,455	-97,158	803,297
		農林水産統計調査費	128,825	-25,383	103,442
		農林水産統計調査費	4,394,898	-433,644	3,961,254
		風水害等対策費	56,700	-11,340	45,360
		受託工事等実施費	3,564,157	-30,680	3,533,477
		海岸事業調査賃	3,700	-171	3,529
		農業生産基盤保全管理・整備事業調査賃	1,144,950	-48,262	1,096,688
		農業施設災害復旧事業費	7,977,124	-787,712	7,179,412
		農業施設災害関連事業費	182,584	-18,258	164,326
	農林水産本省検査指導機関		15,572,336	-1,921,876	13,650,460
		農林水産本省検査指導所	15,110,746	-1,880,736	13,230,010
		農林水産本省検査指導所施設費	461,590	-41,140	420,450
	農林水産技術会議		65,825,787	-7,848,965	58,176,822

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府案金額(千円)	修正増減額	修正後金額
061 農林水産技術企画共通費		2,499,371	-289,052	2,210,319	
062 農林水産技術企画施設費		87,870	-1,409	86,461	
063 農林水産業研究開発費		13,985,947	-2,376,724	11,607,223	
064 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費		36,463,508	-3,646,351	32,817,157	
065 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費		275,070	-55,014	220,056	
066 独立行政法人農業生物資源研究所運営費		6,328,220	-632,822	5,695,398	
067 独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費		164,102	-32,820	131,282	
068 独立行政法人農業環境技術研究所運営費		2,730,146	-273,015	2,457,131	
069 独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費		124,026	-24,805	99,221	
070 独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費		3,169,527	-316,953	2,852,574	
地方農政局		86,225,563	-8,727,850	77,497,713	
081 地方農政局		68,213,730	-6,949,626	61,264,104	
082 地方農政局施設費		126,750	-9,570	117,180	
083 海岸事業工事諸費		304,375	-29,881	274,494	
084 農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費		17,578,864	-1,738,590	15,840,274	
085 農業施設災害復旧事業等工事諸費		1,844	-184	1,660	
091 北海道農政事務所		4,414,330	-454,205	3,960,125	
		4,414,330	-454,205	3,960,125	
		276,287,733	-27,194,886	249,092,847	
101 林野庁共通費		30,768,144	-2,777,412	27,990,732	
102 林野庁施設費		1,188,505	-101,052	1,087,453	
103 森林整備・保全費		9,542,186	-1,591,165	7,951,021	
104 国有林野産物等市販化及び管理処分業務費		21,149,871	-2,602,173	18,547,698	
106 治山事業費		47,902,238	-4,790,224	43,112,014	
108 森林整備事業費		102,310,820	-9,251,582	93,059,236	
110 林業振興対策費		7,594,357	-1,513,812	6,080,545	
111 林産物供給等振興対策費		1,772,733	-353,584	1,419,149	
112 森林整備・林業等振興対策費		1,612,164	-818,693	793,471	
113 独立行政法人森林総合研究所運営費		8,828,652	-882,866	7,945,796	
114 独立行政法人森林総合研究所施設整備費		79,887	-15,977	63,910	
115 治山事業工事諸費		5,705,762	-551,751	5,154,011	
116 森林整備事業工事諸費		9,827,180	-947,196	8,879,984	
117 山林施設災害復旧事業費		4,969,554	-496,955	4,472,599	
119 山林施設災害関連事業費		4,947,866	-494,787	4,453,079	
188 山林施設災害復旧事業等工事諸費		56,580	-5,658	50,922	
水産庁		141,231,162	-17,678,791	123,552,371	
131 水産庁共通費		7,031,533	-690,925	6,340,608	
132 水産庁施設費		31,800	-2,807	28,893	
133 食料安全保障確立対策費		630,951	-124,220	506,731	
134 水産資源回復対策費		20,626,095	-1,580,101	19,045,994	
135 船舶建造費		1,640,106	-163,864	1,476,242	
136 漁業経営安定対策費		34,597,064	-6,886,284	27,710,780	
138 独立行政法人水産大学校運営費		1,673,019	-167,302	1,505,717	
140 渔村振興対策費		5,905,827	-1,180,882	4,725,045	
141 海岸事業費		688,800	-68,880	619,920	
142 水産基盤整備費		30,207,231	-3,020,723	27,186,508	
143 水産業強化対策費		6,137,706	-2,187,866	3,949,840	

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府事業額(千円)	修正増減額	修正後金額
		144 独立行政法人水産総合研究センター運営費	14,355,790	-1,435,579	12,920,211
		145 独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	270,000	-54,000	216,000
		146 海岸事業調査経費	5,200	-213	4,887
		147 水産基盤整備事業事務費	55,769	-3,901	51,868
		148 渔港施設災害復旧事業費	1,107,448	-110,745	996,703
		149 渔港施設災害回復事業費	4,000	-400	3,600
経済産業省	経済産業本省		213,785,977	-27,563,398	186,222,578
		001 経済産業本省共通費	40,504,252	-4,139,943	36,364,309
		002 経済産業本省施設費	1,452,080	-149,820	1,302,260
		003 産業人材育成費	350,000	-70,000	280,000
		004 技術革新促進・環境整備費	5,979,729	-1,094,865	4,884,864
		005 独立行政法人産業技術総合研究所運営費	58,212,548	-5,821,255	52,391,293
		006 独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	636,584	-127,317	509,267
		009 工業標準・知の基盤整備費	2,339,609	-377,466	1,962,143
		010 独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	6,469,158	-646,916	5,822,240
		038 独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	42,000	-8,400	33,600
		011 新事業創出促進対策費	97,378	-19,476	77,892
		012 独立行政法人経済産業研究所運営費	1,402,944	-140,294	1,262,650
		013 情報技術利活用促進費	6,028,123	-1,197,686	4,830,437
		014 流通・物流基盤整備費	11,716	-2,343	9,373
		017 経済産業統計調査費	2,794,680	-309,208	2,485,452
		024 ものづくり産業振興費	14,907,748	-2,948,136	11,959,612
		025 情報産業強化費	349,020	-69,804	279,216
		027 サービス産業強化費	4,840,141	-968,028	3,872,113
		028 コンテンツ産業強化費	793,773	-158,755	635,018
		032 地域経済活性化対策費	1,918,943	-357,433	1,561,510
		033 工業用水事業費	1,648,000	-1,500,000	148,000
		018 通商政策推進費	2,601,317	-244,679	2,356,638
		019 独立行政法人日本貿易振興機構運営費	21,348,179	-2,124,818	19,213,361
		020 貿易投資促進費	1,567,589	-312,515	1,255,054
		022 経済協力費	7,768,493	-1,455,560	6,312,933
		023 貿易管理費	432,300	-68,242	364,058
		034 温暖化対策費	1,342,018	-257,995	1,084,023
		015 情報セキュリティ対策推進費	1,600,000	-320,000	1,280,000
		026 独立行政法人情報処理推進機構運営費	3,670,858	-367,086	3,303,772
		031 まちづくり推進費	197,161	-38,970	158,191
		029 化学物質管理推進費	593,365	-95,864	497,501
		037 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	16,440,991	-1,644,099	14,796,892
		016 消費者行政推進費	483,052	-85,968	397,084
		104 産業保安費	3,128,526	-420,460	2,708,066
経済産業局			13,446,707	-1,385,519	12,061,188
	041 経済産業局共通費		13,331,730	-1,385,519	11,946,211
産業保安監督官署			2,652,261	-273,365	2,378,896
	121 産業保安監督官署共通費		2,577,590	-273,365	2,304,225
資源エネルギー庁			574,171,334	-1,152,830	573,018,504
	051 資源エネルギー庁共通費		3,685,379	-394,261	3,291,118
	052 食物資源安定供給確保費		2,018,370	-401,811	1,616,559

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府事業額(千円)	修正増減額	修正後金額
		053 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,567,585	-356,758	3,210,827
中小企業庁			90,719,629	-12,080,339	78,629,290
		071 中小企業庁共通費	2,118,164	-230,782	1,887,382
		074 経営革新・創業促進費	38,494,589	-6,882,377	31,612,212
		073 中小企業事業環境整備費	26,874,049	-2,380,666	24,493,383
		075 経営安定・取引適正化費	3,734,615	-546,693	3,187,922
		076 まちづくり推進費	1,000,000	-200,000	800,000
		077 独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	18,498,812	-1,849,821	16,648,391
国土交通省	国土交通本省		4,780,981,032	-635,389,544	4,145,611,488
		001 国土交通本省共通費	119,245,182	-11,930,137	107,315,045
		002 国土交通本省施設費	29,752	-2,975	26,777
		004 住宅対策補助費	55,727,430	-45,043	55,682,387
		005 住宅市場整備推進費	7,983,905	-1,547,504	6,436,401
		008 海洋環境対策費	176,587	-3,000	173,587
		010 道路環境等対策費	1,133,461	-214,031	919,430
		011 水資源対策費	180,244	-5,626	174,619
		012 水資源開拓事業費	8,409,219	-840,922	7,568,297
		013 緑地環境対策費	159,699	-30,000	129,699
		014 國營公園等事業費	17,812,239	-1,781,224	16,031,015
		015 水環境対策費	256,668	-25,329	231,339
		016 都市水環境整備事業費	64,000	-6,400	57,600
		017 下水道事業費	4,819,705	-481,971	4,337,735
		018 地球温暖化防止対策費	18,116,848	-3,562,191	14,554,657
		020 住宅・市街地防災対策費	614,473	-86,000	528,473
		022 住宅防災事業費	96,859,000	-9,685,900	87,173,100
		023 都市公園防災事業費	3,027,000	-302,700	2,724,300
		024 下水道防災事業費	426,000	-42,800	385,200
		025 水害・土砂災害対策費	272,543	-2,343	270,200
		026 河川管理制度整備費	108,202	-10,820	97,382
		027 災防網地図整備対策等事業費	16,000	-1,600	14,400
		032 海岸事業費	17,620,674	-1,762,067	15,858,607
		033 公共交通等安全対策費	3,615,802	-411,470	3,204,332
		034 独立行政法人航空大学校運営費	1,985,009	-198,501	1,786,508
		035 独立行政法人航空大学校施設整備費	92,551	-18,510	74,041
		036 鉄道安全対策事業費	1,142,000	-114,200	1,027,800
		038 整合的物流体系整備推進費	3,663,435	-505,975	3,357,460
		040 港湾事業費	10,963,000	-1,096,300	9,866,700
		046 墓園形成推進費	95,261	-15,400	79,861
		048 施設新幹線建設推進高度化等事業費	2,750,000	-550,000	2,200,000
		049 施設新幹線整備事業費	70,600,000	-7,060,000	63,540,000
		056 都市・地域づくり推進費	1,513,842	-216,368	1,297,474
		057 都市再生・地域再生整備事業費	16,998,400	-1,699,640	15,298,560
		058 鉄道網整備推進費	442,576	-48,096	394,480
		059 鉄道網整備事業費	22,182,000	-2,218,200	19,963,800
		060 地域公共交通維持・活性化推進費	30,663,375	-6,120,785	24,542,590
		061 都市・地域交通整備事業費	60,000	-6,000	54,000
		066 社会資本整備・管理効率化推進費	1,298,629	-72,041	1,226,588

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府來金額(千円)	修正増減額	修正後金額
		067 不動産市場整備等推進費	5,029,682	-55,598	4,974,094
		068 建設市場整備等推進費	656,807	-5,987	650,840
		069 國土交通統計調査費	589,738	-44,844	544,894
		070 國土調査費	12,165,889	-2,429,223	9,736,666
		071 海事産業市場整備等推進費	1,530,892	-199,018	1,331,874
		072 独立行政法人航路訓練所運営費	5,195,602	-519,560	4,676,042
		281 独立行政法人新造訓練所船建造費	450,000	-90,000	360,000
		独立行政法人海技教育機構運営費	2,200,198	-220,020	1,980,178
		076 國土形成推進費	1,377,520	-3,623	1,373,897
		280 社會資本綜合整備事業費	1,832,928,000	-515,700,000	1,316,329,000
		282 民官連携基盤整備推進調査費	457,000	-45,700	411,300
		081 鹿島振興費	2,872,201	-474,611	2,397,590
		082 施設群島園芸振興費	90,000	-18,000	72,000
		083 鹿島振興事業費	60,436,000	-15,967,700	44,468,300
		085 北海道総合開発推進費	355,921	-44,254	311,667
		086 北海道開拓事業費	177,363,839	-36,724,384	140,639,455
		089 北海道特定特別結合開拓事業推進費	5,556,000	-555,800	5,000,400
		091 技術研究開拓推進費	1,665,785	-224,283	1,441,502
		092 独立行政法人土木研究所運営費	8,100,814	-810,081	7,290,733
		093 独立行政法人土木研究所施設整備費	457,900	-91,580	366,320
		094 独立行政法人建築研究所運営費	1,691,944	-169,194	1,522,750
		095 独立行政法人建築研究所施設整備費	86,369	-17,274	69,095
		096 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	224,925	-22,493	202,433
		097 独立行政法人交通安全環境研究所運営費	705,953	-70,595	635,358
		098 独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	45,000	-9,000	36,000
		099 独立行政法人海上技術安全環境研究所施設整備費	2,569,795	-256,980	2,312,816
		100 独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	107,628	-21,526	86,102
		101 独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,174,330	-117,433	1,056,897
		102 独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	155,302	-31,060	124,242
		103 独立行政法人電子航法研究所運営費	1,394,739	-139,474	1,255,265
		104 独立行政法人電子航法研究所施設整備費	49,900	-9,980	39,920
		105 情報化推進費	2,235,376	-344,747	1,890,629
		106 國際協力費	1,259,158	-224,519	1,034,639
		108 宮厅營繕費	17,700,001	-1,656,987	16,043,014
		272 水資源開拓事業調査賃	1,781	-175	1,806
		273 農林地開拓対策等事業調査賃	13,400	-390	13,010
		274 海岸事業調査賃	65,950	-4,593	61,357
		275 都市開拓事業調査賃	28,800	-1,247	27,353
		276 住宅建設事業調査賃	109,570	-3,296	106,274
		277 國營公園等事業調査賃	35,000	-2,808	32,392
		278 下水道事業調査賃	102,285	-2,951	99,344
		279 北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査賃	16,381	-777	15,584
		109 河川等災害復旧事業費	36,897,982	-3,689,798	33,208,184
		285 住宅施設災害復旧事業費	100,000	-10,000	90,000
		110 河川等災害開拓事業費	16,161,420	-1,616,142	14,545,278
國土技術政策総合研究所			3,409,882	-309,021	3,100,861

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府來金額(千円)	修正増減額	修正後金額
		131 國土技術政策総合研究所共通費	2,773,176	-303,163	2,470,014
		132 國土技術政策総合研究所施設費	58,620	-5,859	52,761
国土地理院		141 國土地理院共通費	8,312,978	-1,096,501	7,216,477
		142 國土地理院施設費	5,034,646	-521,769	4,512,877
		143 災害情報整備推進費	62,142	-6,214	55,928
		144 地理空間情報整備・活用等推進費	564,072	-107,240	456,832
海難審判所		151 海難審判所共通費	2,544,658	-461,278	2,083,380
		152 海難審判費	836,163	-87,353	748,810
地方整備局		161 地方整備局共通費	804,389	-83,156	721,233
		163 地方整備推進費	31,774	-4,196	27,578
		164 國營公園等事業工事賃	32,509,110	-3,316,584	29,192,526
		165 道路災害復旧事業工事賃	29,801,657	-3,069,487	26,732,170
北海道開発局		171 北海道開拓局共通費	979,894	-106,045	873,849
		172 北海道開拓局施設費	1,709,761	-140,423	1,569,338
		173 北海道開拓行政改進費	17,798	-629	17,169
		174 北海道沿岸海岸事業工事賃	52,830,757	-5,049,741	47,781,016
		175 北海道開拓事業工事賃	8,304,156	-839,732	7,464,424
		176 北海道開拓施設賃	254,124	-25,412	228,712
		177 北海道開拓行政改進費	233,280	-24,989	208,291
		178 北海道開拓水海岸事業工事賃	9,956,000	-936,259	9,019,741
		179 北海道道路整備事業工事賃	18,731,000	-1,775,858	16,955,142
		180 北海道港湾空港整備事業工事賃	3,965,000	-373,538	3,591,462
		181 北海道都市環境整備事業工事賃	1,612,000	-153,095	1,458,905
		182 北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事賃	77,884	-7,480	70,384
		183 北海道災害復旧事業等工事賃	9,682,485	-811,894	8,770,591
地方運輸局		184 北海道災害復旧事業等工事賃	14,848	-1,485	13,363
		191 地方運輸局共通費	20,090,877	-1,993,416	18,097,461
		192 地方運輸行政推進費	19,053,789	-1,965,295	17,088,494
地方航空局		201 地方航空局共通費	1,037,088	-28,122	1,008,966
観光庁		221 観光庁共通費	10,444,418	-1,539,718	8,904,699
		222 観光振興費	867,487	-104,640	862,847
		223 独立行政法人國際觀光振興機構運営費	7,639,624	-1,251,348	6,388,276
気象庁		231 気象官署共通費	1,886,158	-184,905	1,701,253
		232 気象官署施設費	55,665,495	-5,228,035	50,437,460
		233 気象予報等業務費	32,734,626	-3,306,020	29,428,606
		234 気象研究所	40,1988	-38,470	363,498
運輸安全委員会		241 運輸安全委員会	20,136,580	-1,703,467	18,435,113
海上保安庁		251 海上保安官署共通費	2,390,321	-180,078	2,210,243
		252 海上保安官署施設費	1,908,707	-179,043	1,730,664
		253 船舶交通安全及海上治安対策費	466,131	-33,204	432,927
		254 船舶建造費	57,081,685	-1,542,761	55,538,924
		255 船舶建造費	22,586,684	-2,255,585	20,331,099

## 【一般会計】

歳出

所管	組織	項	政府案金額(千円)	修正増減額	修正後金額	
		255 航路標識整備事業費	3,247,548	-324,755	2,922,793	
		256 航路標識整備事業工事諸費	540,452	-52,676	487,777	
環境省	環境本省	001 環境本省共通費	201,461,447	-12,299,899	189,161,548	
		002 地球温暖化対策推進費	11,179,862	-1,157,117	10,022,745	
		004 地球環境保全費	1,407,106	-168,695	1,238,411	
		005 大気・水・土壤環境等保全費	1,895,716	-34,355	1,861,361	
		006 損棄物・リサイクル対策推進費	5,181,198	-402,020	4,779,178	
		007 損棄物処理施設整備費	4,002,951	-406,966	3,595,985	
		008 生物多様性保全等推進費	43,798,300	-1,912,330	41,885,970	
		009 環境保全施設整備費	3,966,563	-172,125	3,794,438	
		010 自然公園等事業費	222,930	-12,339	210,591	
		011 化学物質対策推進費	7,701,719	-703,572	6,998,147	
		012 環境保健対策推進費	1,559,417	-78,976	1,480,441	
		013 自動車重量税財源公害健康被害補償費	16,680,534	-3,257,925	13,422,609	
		014 環境・経済・社会の統合的向上費	8,559,000	-1,711,800	6,847,200	
		015 環境政策基盤整備費	1,093,068	-13,617	1,079,451	
		016 環境調査研究費	7,012,801	-709,947	6,302,854	
		017 環境調査研究施設費	1,081,996	-85,012	996,984	
		018 独立行政法人環境再生保全機構運営費	28,667	-2,882	25,785	
		019 独立行政法人国立環境研究所施設整備費	1,504,804	-150,480	1,354,324	
		020 独立行政法人国立環境研究所施設整備費	11,454,420	-1,145,442	10,308,978	
		021 地球環境保全等試験研究費	331,524	-66,305	265,219	
		025 損棄物処理施設整備事業調査賃費	324,074	-58,040	266,034	
		026 損棄物処理施設整備事業調査賃費	4,700	-470	4,230	
		024 自然公園等事業工事諸費	493,281	-49,484	443,797	
	地方環境事務所	031 地方環境事務所共通費	5,118,110	-364,578	4,753,531	
		032 地方環境対策費	3,422,644	-360,470	3,062,174	
		033 地方環境調査研究費	1,895,466	-4,109	1,891,357	
原子力規制委員会		051 原子力規制委員会共通費	51,900,419	-1,069,632	50,830,787	
		052 原子力安全確保費	2,767,823	-279,611	2,488,212	
		054 放射能調査研究費	3,846,447	-675,503	3,170,944	
		055 放射能調査研究費	1,236,149	-114,519	1,121,631	
		056 放射能調査研究費	4,735,779,615	-114,308,401	4,621,471,214	
防衛省	防衛本省	001 防衛本省共通費	961,319,989	-58,516,813	902,803,177	
		002 自衛官給与費	1,269,300,052	-126,930,005	1,142,370,047	
		003 武器軍需等整備費	856,479,771	100,000,000	956,479,771	
		005 艦船整備費	96,306,198	-89,652	96,216,546	
		022 人材確保育成費	97,996,950	-3,016,662	94,980,288	
		020 施設整備費	93,487,112	-597,851	92,889,161	
		023 防衛施設安定運用関連諸費	263,957,294	-24,648,478	239,308,816	
		024 在日米軍等駐留駆逐諸費	247,340,486	-194,755	247,145,711	
		025 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,140,860	-314,088	2,826,774	
		031 地方防衛局	17,417,594	-1,748,922	15,668,672	
		032 地方防衛局	17,417,594	-1,748,922	15,668,672	

## 【特別会計】

## 平成25年度特別会計予算に対する修正案

平成25年度特別会計予算を下記により修正する。

1. 予算総則を下記により修正する。  
第12条中、表の特別会計「外国為替資金」を削り、これに対応する繰入額「1,928,593,669 千円」を削る。

2. 甲号 帳入歳出予算を下記により修正する。

歳入

所管	特別会計	勘定	款・項	平成25年度予定額(千円)	修正増減額	修正後金額
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定		53,951,807,120	-9,439,916,167	44,511,890,953
			01 00 00 他会計より受入	17,647,977,272	-9,439,916,167	8,208,061,105
			01 01 00 一般会計より受入	16,392,674,850	-9,439,916,167	6,952,758,683
財務省	国債整理基金			216,441,306,254	-1,143,180,853	215,298,125,401
			01 00 00 他会計より受入	83,637,886,938	-1,143,180,853	82,494,706,085
			01 01 00 他会計より受入	82,875,032,445	-1,143,180,853	81,731,851,592
厚生労働省	労働保険	雇用勘定	05 00 00 積立金より受入	2,608,844,234	2,000,000,000	4,608,844,234
			05 01 00 積立金より受入	204,269,771	2,000,000,000	2,204,269,771
			05 02 00 積立金より受入	204,269,771	2,000,000,000	2,204,269,771

## 【特別会計】

歳出

所管	特別会計	勘定	項	平成25年度予定額(千円)	修正増減額	修正後金額
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定		53,515,113,912	-9,465,067,480	44,050,046,432
	01 地方交付税交付金		17,447,855,272	-9,439,916,167	8,007,939,105	
	02 地方特例交付金		125,522,000	-25,104,400	100,417,600	
	04 事務取扱費		239,449	-46,912	192,537	
	交通安全対策特別交付金勘定		71,264,783	-14,125,339	57,139,444	
	01 交通安全対策特別交付金		70,626,695	-14,125,339	56,501,356	
財務省	地震再保険		113,425,427	-6,202	113,419,225	
	国債整理基金		196,441,306,254	-181,844	196,441,124,410	
	04 復興債整理支出		4,589,014,112	-4,943	4,589,009,169	
	02 事務取扱費		915,199	-176,902	738,297	
	外国為替資金		1,576,765,466	-138,810	1,576,626,656	
	01 事務取扱費		1,040,158	-138,810	901,348	
財務省及び国土交通省	財政投融資	財政融資資金勘定		30,264,240,374	-507,925	30,263,732,449
	02 事務取扱費		5,129,303	-507,925	4,621,378	
	投資勘定		914,000,873	-80,392,002	833,608,872	
	01 産業投資支出		263,800,000	-80,380,000	183,420,000	
	02 事務取扱費		100,785	-12,002	88,784	
	特定国有財産整備勘定		43,262,269	-3,903,379	39,358,890	
	01 特定国有財産整備費		37,010,769	-3,781,450	33,229,319	
	02 事務取扱費		6,241,500	-121,929	6,119,571	
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	エネルギー需給勘定		2,316,022,658	-130,999,134	2,185,023,524
	01 燃料安定供給対策費		389,005,575	-50,202,997	338,802,579	
	02 エネルギー需給構造高度化対策費		328,793,387	-65,170,885	263,622,502	
	03 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資		46,500,000	-4,650,000	41,850,000	
	04 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費		14,812,037	-1,481,204	13,330,833	
	05 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費		93,864,447	-9,386,445	84,478,002	
	06 事務取扱費		2,054,079	-107,604	1,946,475	
	電源開発促進勘定		322,150,350	-133,236,104	188,914,246	
	01 電源立地対策費		141,222,924	-28,183,886	113,039,038	
	02 電源利用対策費		28,465,562	-5,650,072	22,815,490	
	10 原子力安全規制対策費		29,042,171	-2,137,015	26,905,156	
	03 独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費		94,168,252	-94,168,252	0	

## 【特別会計】

歳出

所管	特別会計	勘定	項	平成25年度予定額(千円)	修正増減額	修正後金額
		04 独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費		1,902,562	-380,512	1,522,050
		05 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費		586,934	-58,693	528,241
		06 独立行政法人原子力安全基盤機構運営費		20,123,492	-2,012,349	18,111,143
		07 事務取扱費		6,027,936	-645,324	5,382,613
		原子力損害賠償支援勘定		4,927,034,658	-478	4,927,034,180
		05 事務取扱費		2,392	-478	1,914
厚生労働省	労働保険	労災勘定		1,063,301,533	-17,186,916	1,046,134,617
		01 労働安全衛生対策費		16,675,981	-2,968,803	13,707,178
		02 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費		1,561,074	-156,107	1,404,967
		03 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費		55,667	-11,133	44,534
		18 職務上年金給付費等交付金		6,306,295	-1,261,259	5,045,036
		05 社会復帰促進等事業費		152,344,392	-5,680,429	146,663,963
		06 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費		7,144,196	-714,420	6,429,776
		07 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費		2,660,648	-532,130	2,128,518
		08 仕事生活調和推進費		1,057,774	-64,444	993,330
		09 中小企業退職金共済等事業費		1,984,067	-396,813	1,587,254
		10 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費		110,123	-11,012	99,111
		11 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費		47,679	-9,936	38,143
		12 個別労働紛争対策費		754,713	-10,043	744,670
		13 事業取扱費		47,570,939	-5,265,425	42,305,514
		14 施設整備費		775,379	-85,361	690,018
		雇用勘定		2,608,844,234	1,837,242,563	4,446,086,797
		01 中小企業退職金共済等事業費		6,486,586	-1,297,317	5,189,269
		23 独立行政法人労働者退職金共済機構運営費		32,812	-3,281	29,531
		02 労使関係安定形成促進費		408,973	-81,778	327,195
		03 個別労働紛争対策費		754,706	-10,043	744,663
		04 就業紹介事業等実施費		67,963,321	-5,621,794	62,341,527
		05 地域雇用機会創出等対策費		177,163,361	-121,365,735	55,797,626
		06 高齢者等雇用安定・促進費		152,471,887	-5,008,615	147,463,272
		24 就職支援法事業費		57,416,161	-541,351	56,874,810
		27 東日本大震災復興就職支援法事業費		5,505,192	-4,198	5,500,994

## 【特別会計】

歳出

所管	特別会計	勘定	項	平成25年度予定額(千円)	修正増減額	修正後金額
		10 職業能力開発強化費	50,929,801	-10,176,764	40,753,037	
		11 若年者等職業能力開発支援費	192,247	-38,449	153,798	
		07 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	67,430,890	-6,743,089	60,687,801	
		08 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	1,752,049	-350,410	1,401,639	
		14 障害者職業能力開発支援費	1,042,064	-208,361	833,703	
		15 技能継承・振興推進費	4,074,978	-810,577	3,264,401	
		16 男女均等雇用対策費	9,332,959	-190,795	9,142,164	
		17 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,880,074	-188,007	1,692,067	
		18 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	132,521	-26,504	106,017	
		19 業務取扱費	95,897,699	1,990,251,303	2,086,149,002	
		20 施設整備費	3,099,180	-341,672	2,757,508	
		微収勘定	3,058,037,546	-3,926,767	3,054,110,779	
		01 業務取扱費	35,723,233	-3,926,767	31,796,466	
	年金	基礎年金勘定	22,154,969,410	-27,666,858	22,127,302,553	
		02 基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	2,160,678,828	-27,666,858	2,133,011,971	
		厚生年金勘定	39,562,493,361	-27,944,284	39,534,549,077	
		01 保険給付費	24,325,037,024	-27,944,284	24,297,092,740	
		子どものための金銭の給付勘定	1,501,639,973	-13,144,867	1,488,495,106	
		01 児童育成事業費	65,694,807	-13,107,576	52,587,231	
		03 業務取扱費	1,825,698	-37,291	1,788,407	
		業務勘定	393,857,722	-43,970,514	349,887,208	
		01 業務取扱費	39,547,139	-7,461,937	32,085,202	
		03 社会保険オンラインシステム費	58,732,450	-7,011,502	51,720,948	
		11 日本金櫻橋運営費	294,970,741	-29,497,074	265,473,667	
農林水産省	食料安定供給	農業経営基盤強化勘定	20,854,414	-3,984,775	16,869,639	
		01 農業経営基盤強化事業費	20,741,656	-3,984,775	16,756,881	
		農業経営安定勘定	273,698,441	-53,283,282	220,415,159	
		01 農業経営安定事業費	266,416,409	-53,283,282	213,133,127	
		米管理勘定	428,456,175	-21,817,644	406,638,532	
		01 米買入費	156,823,251	-15,662,325	141,140,926	
		02 米管理費	30,764,840	-6,135,318	24,629,522	
		麦管理勘定	598,836,893	-42,435,729	556,401,164	
		01 麦買入費	414,852,288	-41,465,229	373,187,059	
		02 麦管理費	4,938,218	-970,501	3,967,717	
		業務勘定	13,084,403	-246,392	12,838,011	
		01 事務取扱費	12,884,403	-246,392	12,638,011	

## 【特別会計】

歳出

所管	特別会計	勘定	項	平成25年度予定額(千円)	修正増減額	修正後金額
		国営土地改良事業勘定		41,788,259	-2,791,946	38,996,313
		01 土地改良事業費	13,869,368	-1,386,937	12,492,431	
		11 東日本大震災復興土地改良事業費	4,819,526	-481,953	4,337,573	
		02 北海道土地改良事業費	3,622,451	-362,245	3,260,206	
		03 離島土地改良事業費	1,268,613	-126,861	1,141,752	
		05 土地改良事業工事猪費	3,680,599	-314,330	3,366,269	
		06 受託工事費及換地清算金	1,216,209	-119,621	1,096,588	
	農業共済再保険	農業勘定		46,022,812	-1,339,613	44,683,199
		01 農業再保険費及交付金	27,022,812	-1,339,613	25,683,199	
		家畜勘定	32,684,477	-1,767,466	30,917,011	
		01 家畜再保険費及交付金	31,084,477	-1,767,466	29,317,011	
		果樹勘定	8,241,558	-101,280	8,140,278	
		01 果樹再保険費及交付金	2,641,558	-101,280	2,540,278	
		園芸施設勘定	4,117,326	-340,918	3,776,408	
		01 園芸施設再保険費及交付金	2,617,326	-340,918	2,276,408	
		業務勘定	974,696	-101,249	873,448	
		01 業務取扱費	973,696	-101,249	872,448	
	森林保険			4,171,641	-171,834	3,999,807
		02 事務取扱費	1,109,816	-171,834	937,982	
	漁船再保険及び漁業共済保険	漁船普通保険勘定		9,814,930	-1,066,833	8,748,097
		01 漁船再保険費及交付金	9,694,930	-1,066,833	8,628,097	
		漁業共済保険勘定	8,993,182	-1,085,864	7,897,318	
		01 漁業共済保険費及交付金	8,883,182	-1,085,864	7,797,318	
		業務勘定	737,946	-119,139	618,807	
		01 業務取扱費	736,946	-119,139	617,807	
経済産業省	貿易再保険			209,119,476	-67,195	209,052,281
		02 事務取扱費	570,659	-67,195	503,464	
	特許			114,826,945	-17,865,697	96,961,248
		01 独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	9,311,869	-931,187	8,380,682	
		02 事務取扱費	104,767,519	-16,874,998	87,892,521	
		03 施設整備費	547,557	-59,512	488,045	
国土交通省	社会资本整備事業	治水勘定		805,468,685	-67,778,628	737,690,057
		01 都市水環境整備事業費	23,744,000	-2,370,800	21,373,200	
		02 北海道都市水環境整備事業費	832,000	-82,900	749,100	
		04 河川整備事業費	410,069,888	-39,417,878	370,652,011	
		23 東日本大震災復興河川整備事業費	25,044,447	-2,504,445	22,540,002	
		05 北海道河川整備事業費	63,764,026	-6,178,503	57,585,523	
		07 沖縄河川整備事業費	2,725,739	-222,974	2,502,765	
		08 砂防事業費	78,650,347	-7,385,935	71,264,412	
		25 東日本大震災復興砂防事業費	2,090,839	-209,084	1,881,755	

## 【特別会計】

歳出

所管	特別会計	勘定	項	平成25年度予定額(千円)	修正増減額	修正後金額
			09 北海道砂防事業費	3,489,582	-363,058	3,126,524
			12 多目的ダム建設事業費	53,175,017	-5,299,783	47,875,234
			13 北海道多目的ダム建設事業費	8,729,852	-872,985	7,856,867
			14 沖縄多目的ダム建設事業費	2,033,995	-203,400	1,830,596
			15 総合流域防災事業費	7,738,000	-773,800	6,964,200
			16 北海道総合流域防災事業費	689,000	-69,900	629,100
			20 受託工事費	18,247,844	-1,823,184	16,424,660
		道路整備勘定		1,934,625,054	-170,322,200	1,764,302,854
			01 道路環境改善事業費	130,846,000	-13,084,600	117,761,400
			02 北海道道路環境改善事業費	1,401,000	-140,100	1,260,900
			04 沖縄道路環境改善事業費	2,220,000	-222,000	1,998,000
			05 道路交通安全対策事業費	356,909,000	-35,010,000	321,899,000
			26 東日本大震災復興道路交通安全対策事業費	9,284,000	-928,400	8,355,600
			06 北海道道路交通安全対策事業費	83,245,000	-7,994,100	75,250,900
			08 沖縄道路交通安全対策事業費	7,981,000	-791,400	7,189,600
			09 地域連携道路事業費	540,403,000	-49,461,900	490,941,100
			29 東日本大震災復興地域連携道路事業費	163,048,000	-16,000,000	147,048,000
			10 北海道地域連携道路事業費	91,041,000	-9,305,100	81,735,900
			12 沖縄地域連携道路事業費	9,300,000	-846,700	8,453,300
			13 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資	64,696,000	-6,469,600	58,226,400
			14 道路交通円滑化事業費	208,506,000	-20,261,100	188,244,900
			15 北海道道路円滑化事業費	3,265,000	-326,500	2,938,500
			17 沖縄道路交通円滑化事業費	13,780,000	-1,378,000	12,402,000
			18 道路交通円滑化事業等資金貸付金	3,641,000	-364,100	3,276,900
			22 附帯工事費	15,309,000	-1,528,400	13,780,600
			23 受託工事費	62,112,000	-6,210,200	55,901,800
		港湾勘定		243,488,479	-20,079,037	223,409,442
			05 港湾事業費	146,207,916	-13,711,772	132,496,144
			15 東日本大震災復興港湾事業費	29,211,058	-2,841,883	26,369,175
			06 北海道港湾事業費	13,986,780	-1,389,976	12,596,784
			17 東日本大震災復興北海道港湾事業費	840,000	-84,000	756,000
			07 鹿島港湾事業費	4,804,790	-102,379	4,702,411
			08 沖縄港湾事業費	13,878,858	-1,293,986	12,584,872
			09 工不ル半一・鉄鋼港湾施設工事費	781,000	-78,100	702,900
			10 埠頭整備資金貸付金	4,693,000	-469,300	4,223,700
			12 受託工事費	1,076,410	-107,641	968,769
		空港整備勘定		329,819,265	-24,472,681	305,346,584
			01 空港等維持運営費	144,199,565	-15,290,784	128,908,781
			02 空港整備事業費	49,014,619	-4,793,659	44,220,960

## 【特別会計】

歳出

所管	特別会計	勘定	項	平成25年度予定額(千円)	修正増減額	修正後金額
			03 北海道空港整備事業費	4,118,109	-360,571	3,757,538
			04 離島空港整備事業費	541,676	-25,736	515,940
			05 沖縄空港整備事業費	17,486,078	-1,747,608	15,738,470
			06 航空路整備事業費	21,621,126	-2,160,913	19,460,213
			10 地域公共交通維持・活性化推進費	467,055	-93,411	373,644
		業務勘定		237,535,538	-19,637,611	217,897,927
			01 業務取扱費	222,270,074	-18,368,711	203,901,363
			02 都市開発資金貸付金	12,689,000	-1,268,900	11,420,100
		自動車安全	保障勘定	6,542,142	-144,491	6,397,651
			01 保障費	4,025,329	-144,491	3,880,838
				34,333,736	-4,540,799	29,792,937
			01 独立行政法人交通安全管理研究所運営費	861,839	-86,184	775,655
			02 独立行政法人交通安全管理研究所施設整備費	119,285	-23,857	95,428
			03 自動車検査独立行政法人運営費	830,446	-83,045	747,401
			04 自動車検査独立行政法人施設整備費	2,406,597	-481,319	1,925,278
			05 業務取扱費	28,787,430	-3,763,618	25,023,812
			06 施設整備費	1,028,139	-102,776	925,363
		自動車事故対策勘定		12,973,090	-1,866,738	11,106,352
			01 自動車事故対策費	5,543,015	-1,108,603	4,434,412
			02 独立行政法人自動車事故対策機構運営費	6,772,218	-677,222	6,094,996
			03 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	404,565	-80,913	323,652
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興			4,383,960,844	-531,642	4,383,429,202
			復興庁	2,903,681,200	-531,642	2,903,149,558
			復興庁	2,903,681,200	-531,642	2,903,149,558
			01 復興庁共通費	4,458,145	-155,681	4,302,464
			47 内閣共通費	36,649	-3,633	33,016
			48 総務省共通費	31,323	-3,063	28,260
			49 法務省共通費	480,653	-46,750	433,903
			50 文部科学省共通費	204,380	-20,269	184,111
			51 厚生労働省共通費	200,988	-19,853	181,135
			52 農林水産省共通費	179,144	-17,322	161,822
			53 環境省共通費	4,377,824	-261,565	4,116,259
			66 東日本大震災復興農業施設設災害復旧事業等工事賃費	55,975	-1,978	53,997
			67 東日本大震災復興山林施設設災害復旧事業等工事賃費	43,207	-1,527	41,680

## 【政府関係機関】

## 平成25年度政府関係機関予算に対する修正案

平成25年度政府関係機関予算を下記により修正する。

甲号 収入支出予算 を下記により修正する。

収入

政府関係機関	業務	款・項			平成25年度予定額(千円)	修正増減額	修正後金額
株式会社日本政策金融公庫	特定事業等促進円滑化業務	02	00	00	2,695,181	-19,476	2,675,705
		02	01	00	97,775	-19,476	77,902
					97,378	-19,476	77,902